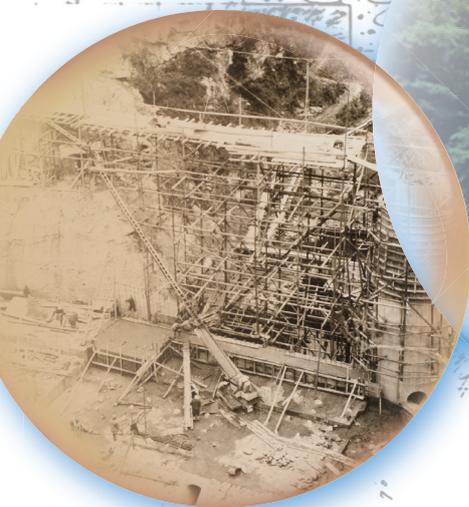
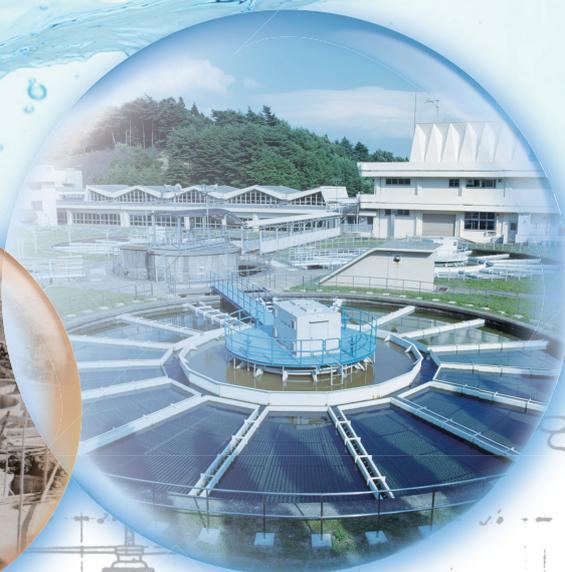


仙台市水道 100年のあゆみ

Sendai City Waterworks
100 years of history

未来へつなぐ
杜の都の水の道



仙台市水道局



仙台市水道 100年のあゆみ

未来へつなぐ杜の都の水の道



仙台市長

郡 和子

仙台市の水道事業は、大正12（1923）年3月に給水を開始してより、今年で100周年を迎えました。仙台藩祖・伊達政宗公によって城下にはりめぐらされた『四ツ谷用水』に起源を有する本市水道は、地震や大雨、渇水や寒波といった自然災害や、戦争をはじめとする激動の時代を乗り越え、市勢の発展に伴って増加する水需要に対処すべく、新たな水源を求め、数次にわたる拡張事業に取り組んでまいりました。今日の水道事業の基礎を築かれた多くの先人たちに深く敬意を表するとともに、この間、多大なるご理解とご支援を頂戴した市民の皆さま、そして関係機関・団体・業界の皆さまに心よりの感謝を申し上げます。

本市の水道事業は、市民の暮らしと地域の経済活動を支える基盤として大きな役割を果たしてまいりましたが、その存在は、皆さまの「命」をつなぐ、まさに「ライフライン」として、今後ますます重要になるものと考えており、50年先、そして100年先の未来にも、確実に引き継がれていかなければなりません。

「100年」という節目を刻む今、改めて水道事業が担うべき大きな責任に思いを致し、さらに厚い信頼を寄せて頂けますよう、全力を傾注してまいりたいと決意を新たにする次第です。

今後とも、本市水道事業に対する市民の皆さま、関係各位の温かなお力添えをよろしくお願い申し上げます。

ご
あ
い
さ
つ



水道事業管理者

佐藤 伸治

広瀬川の支流である大倉川の表流水に水源を求めた仙台市の近代水道は、大正2（1913）年の創設工事着手後、多大な労苦と10年に及ぶ年月を費やし、大正12（1923）年3月に晴れて本格的な給水を開始いたしました。

それから「100年」という記念すべき節目を刻むに当たり、次の100年に向けたさらなる発展への願いを込め、本市水道の礎を築き上げてきた多くの先達の取組みを振り返るとともに、これまでの歩みの一端を広くご紹介するため、小史『仙台市水道100年のあゆみ』を刊行いたしました。

今後とも、安全・安心な水道水を安定してお届けするという責務を全うし、お客さまサービスの一層の充実を図りながら、よりよい地域づくりに貢献してまいりたいと全職員を挙げて決意を新たにす次第です。

お客さま並びに関係の皆さまにおかれましては、仙台市の水道事業に、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

発
刊
に
あ
た
っ
て

目 次

はじめに	
ごあいさつ	仙台市長…………… 2
発刊にあたって	水道事業管理者…………… 3
目次・凡例	…………… 4

第1章 通史

1. 仙台の水道のはじまり…………… 8	
(1)四ツ谷用水	
(2)上水道の建設計画策定	
(3)創設事業	
(4)給水開始と水不足の懸念	
2. 第一次拡張事業……………12	
(1)第一次拡張事業	
(2)第一次拡張事業後の給水状況	
(3)仙台空襲	
3. 第二次拡張事業……………14	
(1)戦後復旧と水不足	
(2)第二次拡張事業	
(3)なおも続いた水不足と臨時応急水源拡張工事	
4. 第三次拡張事業……………16	
(1)恒久的な水不足の解消に向けて	
(2)第三次拡張事業	
5. 第四次拡張事業……………18	
(1)さらなる水源の確保	
(2)第四次拡張事業	
6. 第五次拡張事業……………20	
(1)仙台の発展と増加する水需要	
(2)政令指定都市への移行と拡張事業	
7. 近年の仙台市水道……………22	
(1)維持管理の時代	
(2)東日本大震災と今後の運営	

第2章 テーマ史

1. 基本計画に基づく事業経営……………26	
(1)仙台市水道事業基本計画（平成4年度～平成12年度）の策定	
(2)仙台市水道事業基本計画（平成12年度～平成21年度）の策定	
(3)仙台市水道事業基本計画（平成22年度～平成31年度）の策定	
(4)仙台市水道事業基本計画（令和2年度～令和11年度）の策定	
2. 宮城県「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」……………30	
(1)広域水道の構想	
(2)事業計画と難航する工事	
(3)給水開始と近年の状況	
3. 水道料金の変遷と展望……………32	
(1)初期の水道料金	
(2)終戦後のインフレによる相次ぐ料金改定	
(3)水道料金体系の検討	
(4)水道加入金・開発負担金制度の創設	
(5)近年の料金改定と減免	
(6)持続可能な経営基盤の確立に向けて	
4. お客さまサービスの拡充……………35	
(1)水道料金支払いの利便性向上	
(2)お客さま窓口の拡充	
5. 広報活動の推進……………38	
(1)仙台市水道局コミュニケーション戦略の策定	
(2)水道フェア	
(3)広報紙「仙台の水道 H ₂ O」の発行	
(4)水道記念館の開館	
(5)おふろ部の発足	
6. 安全でおいしい水をお届けするために……………42	
(1)水質管理の徹底	
(2)水源保全の取組み	
7. 災害に強い水道づくり……………44	
(1)災害と仙台市水道のあゆみ	
(2)宮城県沖地震と仙台市水道	
(3)東日本大震災と仙台市水道	
(4)他都市や関係機関との連携	
(5)災害対策のさらなる強化	
8. 国際貢献の取組み……………50	
(1)海外研修員の受入れ	
(2)国連防災世界会議への参画	

第3章 資料編

歴代市長	56
歴代水道事業管理者	57
組織体制の主な変遷	58
職員数の推移	66
主な施設配置と水源系統	67
拡張事業と施設能力の変遷	69
浄水場と主な施設の概要	72
給水人口と総配水量の推移	74
管路総延長の推移	76
給水区域の変遷	78
水道料金の変遷	85
事業収支の推移	88

第4章 年表編

年表	92
----	----

おわりに

索引	122
参考文献・写真提供	125
編集後記・奥付	126

凡 例

(主な出典に関する記載)

- 本書通史は、『仙台市水道五十年史』（昭和48年11月19日仙台市水道局発行）を基本文献とし、記述した。
- テーマ史は、主に第五次拡張事業以降の取組みを記述した。

(期間に関する記載)

- 通史、テーマ史、資料編、年表編の記述期間と統計数値の掲載期間は、令和3年度末までを原則とした。

(標記に関する記載)

- 人名に係る敬称は、省略した。
- 会社名・団体名・組織名称等は、各節の初出時は法人格を省略せずに表記した。
- 会社名・団体名・組織名称・自治体名・地名・施設名称等は、参考文献の名称を原則とし、参考文献によらない場合は、現在の名称または記載内容当時の名称を表記した。
- 通史及びテーマ史の年次の表記は、和暦を原則とし、各節の初出時に西暦を併記した。
- 数値の表記は、アラビア数字を原則とした。
- 概数は、億、万等の漢字を併用した。
- 単位表記は、m、t、%、kmなどの記号を用いた。
- 引用文においては原文の表記を採用しており、本凡例と整合しない場合がある。
- 漢字の表記は常用漢字を原則としたが、固有名詞や熟語については常用外の漢字も併用した。
- 数表の値は単位未満四捨五入とし、数表中単位未満は「0」、マイナスは「△」、不詳は「―」で表記した。
- 本書の「現在」の時点は、原則として令和3年度末現在とした。

給水開始
100th

第1章

通史

1. 仙台の水道のはじまり
2. 第一次拡張事業
3. 第二次拡張事業
4. 第三次拡張事業
5. 第四次拡張事業
6. 第五次拡張事業
7. 近年の仙台市水道

1

仙台の水道のはじまり

(1) 四ツ谷用水

仙台の水道の歴史は、慶長6（1601）年藩祖伊達政宗公の開府以来、城下町として栄えた藩政時代にまでさかのぼる。その時代に築造された「四ツ谷用水」が仙台における水道のはじまりといわれ、市内を流れる広瀬川の上流に堰（せき）を設け、城下における雑用水や防火用水、下流ではかんがい用水として利用されていた。明治時代に入ると、それまで道路の中央を流れていた四ツ谷用水は地下に埋められ、道路両側に排水用の側溝が設けられたが、十分な排水機能を伴わず、大雨の際には排水があふれ井戸に流入するなど、次第に井戸水を汚染するようになっていた。また当時、コレラなどの伝染病が流行したため、国による衛生行政の統一・強化が図られ、予防と防疫のための措置が講じられたが、明治15（1882）年には仙台においてもコレラ患者が発生した。そこで、井戸水の水質検査が数次にもわたって行われたが、飲料水に適するものは少なく、公衆衛生の面から水道整備の必要性が高まっていった。

明治22年4月、全国一斉に市制が施行され、それまでの仙台区も新たに仙台市として生まれ変わった。明治24年になり、四ツ谷用水の上流から溝渠（こうきょ）を開削し、上下水道及び発電への利用に向けた全市測量に着手した。明治26年3月には測量図が完成し、その結果を基に、同年、上下水道などの設計を実施することが決定された。そこで当時、内務省衛生局雇として在留していたスコットランド人 W.K（ウィリアム キニンモンド）・バルトン を招聘（しょうへい）し、明治26年7月から仙台市内の現地調査と補足測量を行った。同年12月には水源を広瀬川に位置付け、北山に沈でん池、ろ過池、配水池の上水道に係る施設を整備するという報告書が完成している。あわせて、下水道については雨水と下水の分離排水を旨とする内容であった。明治30年には、仙台市は上下水道整備の設計のため、工学博士の西尾虎太郎を上下水道設計主任に任命するとともに、仙台出身の理学博士中島鋭治を顧問に委嘱し、明治32年1月に上下水道工事設計が完了している。

(2) 上水道の建設計画策定

前述の設計によると、上水道工事費は約103万円、下水道工事費は約38万円となり、当時の仙台市の財政力を大きく上回る費用であった。そこで、安価な下水道の建設を先行することとし、明治32年に片平丁から着工し、明治33年5月には第一期下水道工事の完成をみた。一方で、飲料水は依然として井戸水に依拠していたことから、伝染病への注意喚起が継続されるとともに、明治33年から明治35年にかけては、しばしば水不足



W.K. バルトン氏
（資料提供：
公益社団法人 日本水道協会）



中島鋭治博士
（資料提供：
公益社団法人 日本水道協会）

も発生したため、上水道整備の必要性が改めて高まっていった。

こうした関心の高まりを背景に、明治42年、仙台市は既述の中島博士に上水道の設計を再度依頼し、明治43年の市会において「水道布設ノ件」として、初めての水道工事が可決された。大正元（1912）年12月には内務省から実施設計の認可を受けることなどの条件付きで上水道布設の認可を得られ、仙台市上水道の建設計画策定に至った。

(3) 創設事業

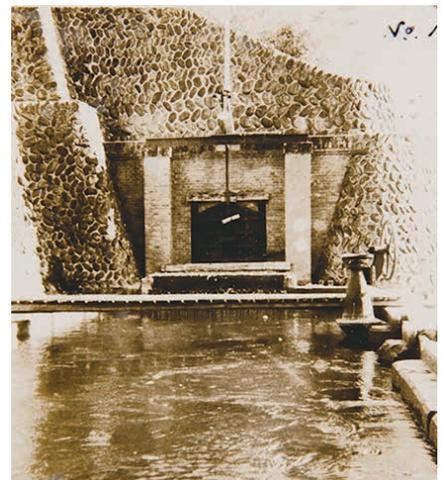
大正2年7月、水源を広瀬川支流の大倉川に位置付け、当時大沢村であった中原に浄水場を整備する実施設計が内務省から認可されたことを受けて、同年8月に水道部を設置した。大正3年1月には、延長距離6kmに及ぶ5つの隧道（ずいどう）掘削工事が開始され、中島博士が直接工事の指導にあたることもあった。



第一号隧道出口



苦地取水口（中原浄水場系統）



苦地沈砂池と第二号隧道水門

1 仙台の水道のはじまり

同年7月に勃発した第一次世界大戦により、鋼材の値上がりや資金調達が難航し工事の進捗に遅れが生じたものの、隧道工事とあわせて浄水場や導水を活用した発電所の建設工事が進められた。並行して、荒巻配水所の整備や配水管の布設も進められ、大正11年11月、旧宮城県庁前にて通水式が執り行われ、大正12年3月に全ての工事が竣工し、水道の創設事業が完了した。



中原浄水場管理事務所



荒巻配水所

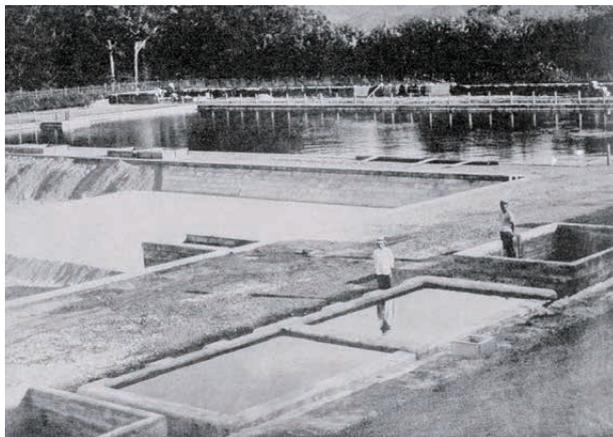


県庁前での水圧試験

(4) 給水開始と水不足の懸念

大正11年9月には、給水開始に向けて給水申込みの受付を開始するとともに、大正12年2月には計量制と放任制とを併用した「仙台市給水条例」を施行し、試験通水としてすでに給水を受けていた方より、水道料金を徴収することとなった。大正12年3月31日、市内に給水を開始したが、給水開始当時は、仙台市の人口が11万8,000人、うち給水人口が3万人と普及率は26%程度であった。大正14年には、全人口14万人に対し給水人口6万人と、普及率44%程度へ増加した。1人1日あたりの給水量は、当初112ℓとみていたところ、放任制による給水が過半数を占めていたこともあり、実際は168ℓと約50%も上回る事となった。

こうした水需要の増加を背景に、放任制の廃止も検討しつつ、まずは中原浄水場施設能力の拡充が図られることとなった。大正15年度中に沈でん池、緩速ろ過池の増設に着工し、昭和4(1929)年3月に完成したほか、昭和3年9月には配水池増設に着手し翌年12月に完成をみた。これにより1人1日あたり112ℓで15万人分にあたる1万6,800 m^3 の水量を確保したが、昭和3年の一日最大給水量が1万7,720 m^3 、昭和4年には1万7,970 m^3 に達し施設能力を上回る事となった。また、昭和3年4月の合併による市域の拡大に伴い人口が予想以上に増えたため、水道の普及率は47%と当初予定より下回っていたが、確保した水量では不足が生じるようになった。その後、昭和5年に放任制を廃止し、昭和6年9月までに計量制に一本化することで水不足は解消されと考えられたが、給水人口の更なる増加を見越して新たな水源を求める拡張計画が検討される事となった。



中原浄水場ろ過池



中原浄水場緩速ろ過池かき取り風景（再現）

2

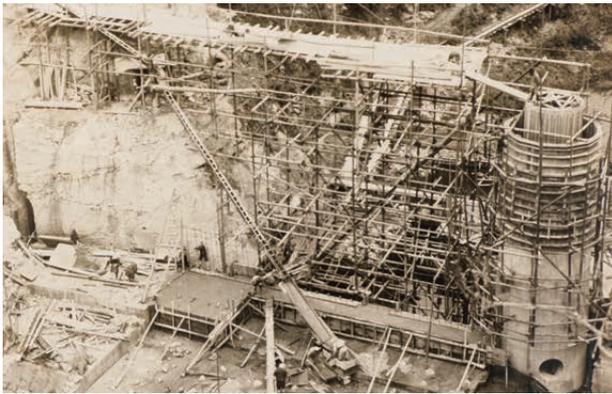
第一次拡張事業

(1) 第一次拡張事業

中原浄水場の能力拡充が行われたものの、今後の給水人口の増加を見越して新たな拡張事業の必要性が生じていた。とりわけ、昭和3（1928）年4月に長町、原町、七郷村の南小泉地区を合併した際の条件の1つとして水道布設も含まれていたことから、これらの地域に給水するための新たな水源を開発する必要があった。昭和3年7月から新たな水源調査を行い、その結果、広瀬川支流の青下川を第1水源、名取川を第2水源、竜の口沢を第3水源とする調査結果が提出された。しか

し、昭和5年当時、国は緊縮財政をとっており、仙台市の財政も厳しい状況にあったことから、費用を最小限に圧縮することが検討され、その結果、青下川水源のみ開発を進めることとなった。

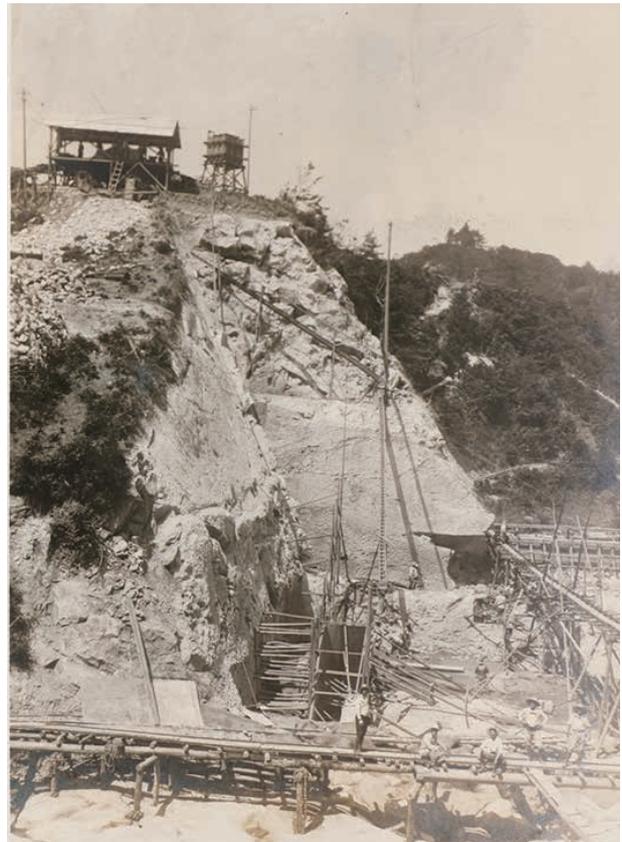
本拡張事業では、青下川に3つのダムを建設して合計50万 m^3 を貯水できるようにし、そこから既設の中原浄水場へ導水、さらに、中原浄水場では沈でん池及び緩速ろ過池を増設し、荒巻配水所までは既設管に平行して新しく送水管を布設することとした。昭和6年8月に着工した工事は順調に進み、昭和8年11月に青下水源地において竣工式が執り行われた。本拡張事業は給水人口の目



青下第一ダム建設風景

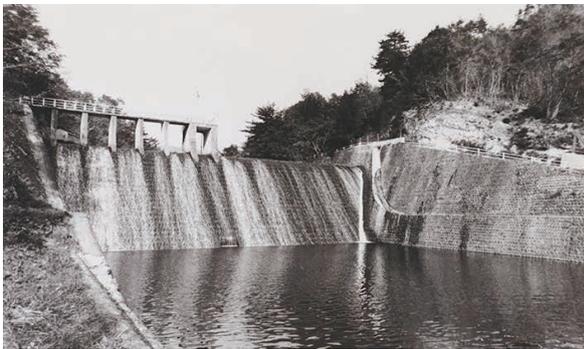


完成後の青下第一ダム



青下第二ダム建設風景

標を18万人と設定していたが、導水管、送水管、配水管には余裕を見込んでおり、さらなる水不足に際しては、沈でん池、ろ過池、配水池を増設することにより、給水人口を24万人まで増やすことができる施設とした。



完成後の青下第二ダム



青下第三ダム掘削作業風景

(2) 第一次拡張事業後の給水状況

昭和6年4月に七北田村の一部荒巻、北根が仙台市に編入され、昭和7年10月に西多賀村が合併されたことにより人口は増加したが、第一次拡張事業により給水事情はしばらく小康を得ることとなった。その一方で、昭和の初めから始まった

不景気や冷害による凶作のため仙台市では不況が続き、水道普及は予定どおりに進まず、以前から陳情、請願が行われていた地区に対して配水管の布設を進めても、実際には要望した地区の市民でも給水を申し込まないということが多くあり、水道の普及対策に腐心することとなった。その後、普及率の伸びは大きくなかったが1人あたりの使用水量が多くなり、昭和14年には一日最大給水量が3万3,300 m^3 に達し、計画給水量を超えてきたため、新たな拡張事業に向けた調査が始った。そして、昭和18年以降は毎年、一日最大給水量が4万 m^3 を超え、再び水不足が叫ばれるようになった。

(3) 仙台空襲

昭和16年12月、日本は太平洋戦争に突入した。戦時体制が強化されるにつれ資材不足が深刻化し、検討が進められていた大倉川を水源とする拡張事業も中止となった。加えて、防火用水確保のため水道水の節水とともに、空襲による水道施設の損傷を考慮し井戸水の利用も呼びかけられることとなった。昭和20年7月10日、米軍機による空襲により、仙台市街中心部は焼け野原となった。この空襲による死者は1,064名、被災建物も1万1,933戸を数えた。また、水源や浄水施設に被害はなかったものの、給水戸数の44%が被害を受け、焼失した給水栓からの漏水も多く、漏水率は58%に達した。水道の戦後復旧は、漏水を止めることから始まった。

3

第二次拡張事業

(1) 戦後復旧と水不足

仙台空襲により給水人口は大きく減少したが、終戦に伴う疎開者や復員者の帰仙により、徐々に回復した。また、昭和20(1945)年9月から進駐軍が川内地区に駐留すると、生活様式の違いから大量の水の供給が必要となり、進駐軍から水道水の安定的な供給を要望され、市民に供給できる水はますます不足することになった。節水の呼びかけや漏水対策の工事など水量を確保するための取組みがなされたが、水需要が配水能力を上回る状態が続き、仙台市内高台地区や中心部において終日水が出なくなるなど、水不足の解消は喫緊の課題となっていた。

(2) 第二次拡張事業

このため、仙台市内南部に位置する富田の名取川左岸に取水施設を設け、名取川伏流水をろ過したのち大年寺山山頂の配水池に揚水し給水人口25万人へ配水する拡張事業を計画し、昭和23年7月に認可を受けた。その後、測量や施設用地の取得を進め、昭和24年3月に着工、集水・取水に係るポンプ施設や緩速ろ過池4池を有する富田浄水場のほか、送配水施設を順次整備した。中でも、大年寺山配水所は容量4,000 m^3 の配水池2池を有し、富田浄水場からの送水管も5kmに及んだ。大年寺山配水所からは愛宕橋を経て、荒町と清水小路との交差点付近で既設管と連結された。

工事にあたって鑄鉄管などの資材調達が困難となったものの、進駐軍宮城軍政府の協力によって旧船岡海軍工廠(こうしょう)の接収鑄鉄管の払

い下げを受けたことにより、昭和30年3月に、7年の歳月と工事費3億3,476万円を要した第二次拡張事業が竣工した。これにより、富田浄水場からの給水量2万 m^3 、既設の中原浄水場からの給水量3万 m^3 を合わせて、1日につき5万 m^3 の水を供給することが可能となった。その後、昭和39年8月に台風14号が襲来し、名取川左岸に設けた取水口の河床が洗い流され、導水管の一部が流出するなど壊滅的な被害を受け、伏流水による取水が不可能となった。被害状況からみて施設を原型に戻すことは技術的にも財政的にも難しく、取水地点を150m上流の地点へ移し、表流水を取水することとなった。この工事は、下流の水利権者である広瀬名取川漁協組合と東北電力株式会社との了承を得た上で、翌年3月に着工し、5月に竣工した。



富田浄水場ろ過池



富田浄水場取水ポンプ室



大年寺山配水所



大年寺山隧道



表流水取水当時の富田取水口

(3) なおも続いた 水不足と臨時応急水源拡張工事

戦後の水不足を受けて開始した第二次拡張事業による段階的な給水量の増強も、未給水地区からの水道布設要望に加え、たびたび起こる異常渇水の発生により水不足が常態化していた。また、第二次拡張事業において整備した名取川水源富田浄水場からの給水は主として仙台市の給水区域の南部地域を対象としていたため、南部方面の水圧は上昇したものの、北部の高台地区の水不足の解消には至らなかった。このため、臨時応急水源拡張工事として、昭和30年度以降、若林、燕沢、小松島などの地区に井戸及び揚水のためのポンプ所を順次整備し、そこを水源として既設配水管や住宅地に配水管を布設することにより一時的に水不足は解消された。その後、これらの臨時水源は、第三次拡張事業の竣工により、順次廃止されることとなった。



若林の臨時応急水源拡張事業の様子

4

第三次拡張事業

(1) 恒久的な水不足の解消に向けて

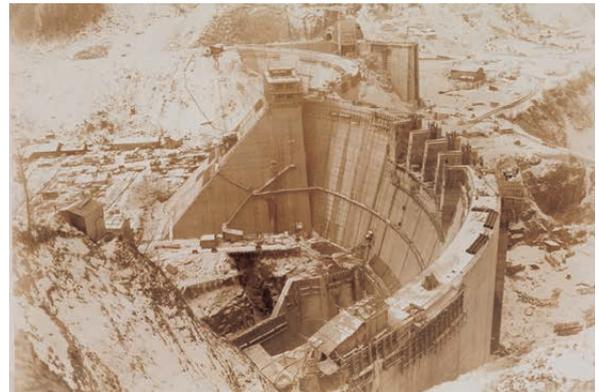
大倉川を水源とする水道拡張事業は戦前から検討され、水源調査などが進められていたが、太平洋戦争の影響で中止となるなど、なかなか実施には至らなかった。戦後の水不足対策として、名取川に水源を求めた第二次拡張事業は急激な人口増加に伴う水不足を解消するための緊急的な要素があったのに対し、大倉川に水源を求めてダムを建設する第三次拡張事業は仙台市の恒久的な水不足対策として期待され、第二次拡張事業を進める中で並行して検討が進められていた。

(2) 第三次拡張事業

仙台市は大倉川の上流にある定義に、定義ダムを建設する計画で調査を進め、設計を昭和28(1953)年に完了した。一方、宮城県においても塩釜港一帯の仙塩地区の総合開発の観点から、大倉川へのダム建設を計画していた。この計画は、水道用水を目的とした仙台市の定義ダム案に対し、治水機能も加え多目的とした大倉ダム案とさ

れ、定義ダムの下流に計画された。これら2つのダムの計画についての仙台市と宮城県を中心とした協議は昭和30年12月まで継続し、最終的にはダム建設に係る効率性などの観点から大倉ダム案に一本化して、昭和31年には大倉ダム建設が国の認可を受けることとなった。大倉ダムの建設は特定多目的ダム法の施行とともに国の直轄工事となり、昭和33年10月に着工し、昭和36年4月に竣工した。

仙台市における水道事業の拡張計画は、昭和42年度を目標年度とし、給水人口40万人、一日最大給水量を14万 m^3 と見込み、昭和33年3月に



大倉ダム建設風景



仙台塩竈共同導水路竣工式



苦地取水口（国見浄水場系統）

認可を受けた。取水方法については、大倉ダム下流の苦地に取水口を設け、仙台市は9万 m^3 、塩竈市は3万 m^3 、合計12万 m^3 を取水し、そこから国見浄水場まで12km導水したのち、手前の分水池にて塩竈市分の3万 m^3 を分水するものであった。国見浄水場までは共同導水路として仙台市が施工し、以降はそれぞれの単独工事として行った。昭和33年12月、大倉川苦地から国見浄水場に至る共同導水路工事は、4kmに及ぶ第2号隧道から着手し、ほかの隧道や取水口等の工事も昭和36年5月までに竣工した。また、並行して整備された国見浄水場も同年7月までに一部完成したことから、同年8月に1日につき2万 m^3 の一部通水を開始した。

その後も国見浄水場内の高速沈でん池や急速ろ過池、仙台市内東部への給水に係る安養寺配水所などの施設を順次整備し、昭和37年8月には2万 m^3 、翌年には1万 m^3 、昭和39年度には2回にわたりそれぞれ2万 m^3 の給水が追加された。既設の中原浄水場及び富田浄水場の5万 m^3 を加えると1日につき14万 m^3 の水量が確保され、仙台市内

東部地区や水圧が低かった地域への水不足の解消に寄与した。昭和40年5月、6年の期間と30億5,000万円の費用を要した本拡張事業の竣工式が国見浄水場において挙行された。



国見浄水場建設風景



国見浄水場建設風景



国見浄水場配管布設風景

5

第四次拡張事業

(1) さらなる水源の確保

第三次拡張事業に続く新たな拡張事業の水源として釜房ダムが計画された。このダムの建設は、戦前の昭和16(1941)年に、仙台、塩竈地区を中心とした総合開発や工業地帯の整備に関連し、名取川の改修工事として計画されていたが、太平洋戦争により中断していた。しかし、昭和20年代半ば、名取川の水害や仙塩総合開発の議論が再燃し各方面から釜房ダムを望む機運が高まった。昭和29年度には、当時の東北地方建設局において、治水対策も兼ねた多目的ダムの建設に向けた調査が始められた。また、昭和32年10月には、仙塩地域が国土総合開発法に基づき特定地域の指定を受け、さらには昭和39年3月、同地域が新産業都市に指定されると、水需要の増加が予想さ

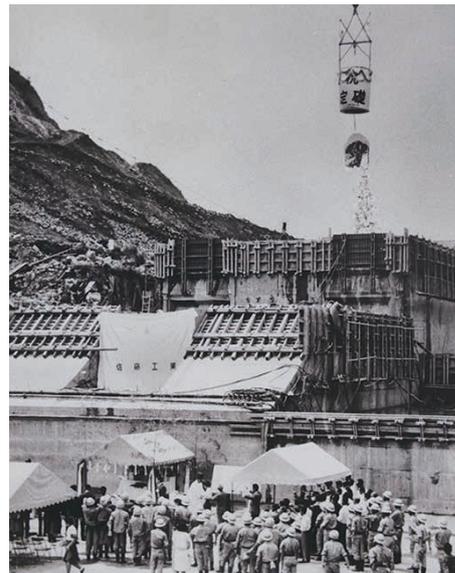


釜房ダム建設風景



完成後の釜房ダム

れ、釜房ダム建設の必要性は一層高まった。そして、昭和41年に着工、昭和45年6月には竣工式が執り行われた。



釜房ダム定礎式 (資料提供：仙台市戦災復興記念館)

(2) 第四次拡張事業

仙台市においては、第三次拡張事業と並行して次期拡張事業に係る水源について検討が進められ、第三次拡張事業による一部通水と時期を同じくして、昭和36年8月、次期拡張計画を策定するために導水路などに係る測量調査に着手することとなった。この計画は、急激な人口増加や水洗トイレの普及による水需要の増加に加え、当時、仙台市と隣接する5市町村との合併構想が推進されていたため、これらの地域に対して3万 m^3 の給水量を見込んでいたことなどを考慮し、釜房ダムを水源とした市内最大の1日につき20万 m^3 の施

設能力となる茂庭浄水場の整備のほか、3本の配水幹線をはじめ、仙台市南部から東部まで総延長163kmに及ぶ管路を敷設するものであった。そして、昭和41年3月、本拡張事業の認可を受けて、各施設の設計及び工事用道路の整備、浄水場用地の整地工事等を進め、昭和42年2月、茂庭浄水場の整備予定地において本事業の起工式が執り行われた。

全工事中、特に難工事が想定された釜房ダムからの原水を導水する5本の隧道は、総延長7.2kmに及び、昭和42年6月より2か年をかけて貫通した。その後、取水塔、導水管、沈砂池等の工事を行い、昭和45年7月には、1日につき3万3,000 m^3 の一部通水を実現した。茂庭浄水場について

は、本館と薬品処理館を中心に、高速凝集沈でん池、急速ろ過池、配水池が2つの系統で左右対称に整備された。また、仙台市内西部の高台地区への給水を行うため、昭和45年11月に鈎取山配水所の整備に着手したほか、昭和47年5月に広瀬川水管橋、同年6月には口径500～1,100mm、延長38kmに及ぶ茂庭第1～3配水幹線が竣工した。この間、昭和46年には1万7,000 m^3 、翌年には5万 m^3 を順次追加給水し、昭和50年4月に1日につき最大20万 m^3 の全面通水を見た。そして、昭和52年10月、12年の歳月と207億7,000万円の事業費を投じた本拡張事業の竣工式が執り行われ、給水人口62万人、市全体で1日につき最大34万 m^3 の給水が可能となった。



茂庭浄水場建設風景



完成後の茂庭浄水場本館



鈎取山配水所



広瀬川水管橋

6

第五次拡張事業

(1) 仙台の発展と増加する水需要

昭和52(1977)年度に完了した第四次拡張事業以降においても、仙台市は東北の政治・経済・文化の中核都市として、都市機能の充実や市街地の拡大が図られるとともに、東北自動車道の整備や東北新幹線の開通に加え、産業の発展や人口の集中、市民生活の向上に伴い、増加し続ける水需要への対応がなお求められた。このため、宮城県南部の七ヶ宿ダムを水源とする宮城県の「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」(以下、仙南・仙塩広域水道)からの受水などにより、1日につき最大65万3,000m³の給水を可能とする第五次拡張事業を計画し、昭和53年5月に認可された。折しもその1か月後の6月にマグニチュード7.4、震度5の宮城県沖地震が発生し、仙台市内においても管路の破裂による漏水や断水が生じた。この被災経験を通じて、水源の複数化や浄水場間の相互融通といった多系統化など、非常時対策の重要性が増すこととなった。昭和54年10月には第五次拡張事業の起工式が執り行われ、事業が開始された。



第五次拡張事業起工式

一方、仙南・仙塩広域水道の完成には長い年月を要することが見込まれていたことから、これとは別に水源開発や施設改修も行った。国見浄水場及び富田浄水場においては、農業用水を転用し、それぞれ昭和56年度と昭和59年度に新たな水源を確保した。また、緩速ろ過方式により浄水処理をしていた中原浄水場及び富田浄水場においては、水源域の開発とともに水質の悪化が進み、ろ過池の維持管理に係る負担が増加したほか、施設の老朽化により処理能力が低下してきたことから、浄水処理方法を急速ろ過方式へ変更する全面改修を行った。

(2) 政令指定都市への移行と拡張事業

時代は昭和から平成へと移り、市制100周年を迎えた平成元(1989)年4月、仙台市は東北初の政令指定都市へと移行した。この前に昭和62年の宮城町、昭和63年の泉市、秋保町との合併が行われたが、これらの合併市町の水道事業、簡易水道^{※1}事業等も、仙台市水道に引き継がれることとなった。平成5年には簡易水道地区の将来に向けた安定給水確保のため、水道事業との統合を前提とする簡易水道整備事業の認可を受け、平成12年度の完成を目指し事業を進めた。このほか、宮城県を主体とする宮床ダムの建設事業について泉市から引き継ぎ、共同事業者として参画し、関連する取水・導水施設等の整備を行い1日につき1万m³の水源を確保、平成11年9月に福岡浄水場での取水を開始した。

仙南・仙塩広域水道については、受水を予定する水道事業体との協議を経ながら、昭和58年11

※1 計画給水人口が5,000人以下である水道によって、水を供給する水道事業のこと。水道法第3条第3項。

月に七ヶ宿ダムの起工式が執り行われた。仙台市においては1日につき最大33万1,900m³に及ぶ受水を計画し、広域水道本管からの分岐受水管及び流量計室等を含め、配水所7か所の新設、既設の配水所3か所の増強を平成2年以降順次実施した。しかし、その後、仙台市も含めた県内の水需要の伸びが鈍化したことから、仙南・仙塩広域水道では、全体を四期に分けた工事のうち二期工事までを行い、三期工事以降については平成16年度に工事休止が決定されている。

本拡張事業においては、災害対策や効率的な配水という観点から基幹的な施設整備も進められた。仙台市中心部を南北に縦断する共同溝へ整備した口径1,000mmの中央配水幹線は、浄水場間の相互融通施設として茂庭、富田、国見、中原浄水場と広域水道との各水系を連絡したものである。平時は効率的な水運用^{※2}に資するとともに、非常時にはバックアップ施設としての機能を担うこととなった。この中央配水幹線を含めた、7本の配水幹線の整備に加え、配水所の新設・増強を行い、配水幹線のループ化・多系統化を図ったほか、これら施設の運転状況を把握・管理するための本市独自の水運用システムも構築した。



福岡浄水場全景

こうして、安定給水や災害対策を考慮した第五次拡張事業は、644億円の事業費と22年の歳月をかけ平成12年3月に完了し、現在の仙台市水道事業の骨格が完成された。その後、簡易水道事業区域への給水の安全性を向上させるため、給水区域拡張の認可を受け、平成13年には簡易水道事業を水道事業へ統合した。

一方、水需要の伸びが鈍化し、大幅に増加することは見込まれない状況であったことから、水需要の減少傾向を反映し、計画一日最大給水量を52万7,000m³と修正するなど、これ以降、本格的な維持管理の時代を迎えることとなった。



宮床ダム



中央配水幹線

※2 利用者に常に安定的に給水するために、施設や水源水量・配水量などの情報をリアルタイムで一元管理し、水道施設全体の中で弾力的・効率的に水を運用すること。

7

近年の仙台市水道

(1) 維持管理の時代

一連の拡張事業が終了した後も、施設の経年劣化と地域的な水需要への対応として配水管の更新・新設を行いながら、大きな被害が想定される宮城県沖を震源とする地震などに備えるため管路の耐震化、配水ブロックの再編、緊急遮断弁^{※3}や非常用飲料水貯水槽^{※4}の整備などを進めてきた。また、浄水施設についても平成7(1995)年の阪神・淡路大震災以降、平成9年に改訂された「水道施設耐震工法指針・解説」を受けて耐震診断を行い、平成13年度より計画的に耐震化を進めた。

これまで右肩上がり増加してきた水需要で

あったが、家庭での節水意識の浸透や節水機器の普及、事業所や工場における地下水の併用といった使用形態の変化、景気の低迷などによりその伸びが急速に鈍化した。また、本市もいずれは人口減少局面を迎え、今後水需要が大幅に増加することが見込めなくなったため、平成18年に富田浄水場を休止(平成28年に廃止)、そのほかの小規模浄水場についても休廃止を行う等、施設規模の適正化による経営の効率化を図った。

一方、お客さまからの問合せに総合的に対応する水道局コールセンターを平成18年度に設置、同年には水道GLP^{※5}(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得するなど、お客さまサービスの向上と安全、安心な水道水の供給に努めてきた。



水道管の取りかえ作業

※3 地震や管路の破裂などの異状を検知すると、自動的に緊急閉止できる機能を持ったバルブ。
 ※4 仙台市の指定避難所である学校や公園などの地下に設置した水槽で、非常時の応急給水拠点となる。

※5 国際規格の要求事項を水質検査機関が実施している水道水の水質検査の実情に合わせて具体化された規格。公益社団法人 日本水道協会が審査し、認定を行っている。

(2) 東日本大震災と今後の運営

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、宮城県の「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」からの受水停止、施設や管路網の被害、長期の停電などが重なり、最大23万戸が断水、断水率は給水戸数の50%に及んだ。この震災の経験と教訓を踏まえ、異なる水系をつなぎ、供給ルートを多系統化する水運用機能の強化、非常用自家発電設備の更新・燃料タンクの増設等による非常用設備の機能強化、管路の更新・耐震化のペースアップ、指定避難所となる市立学校などへの災害時給水栓の設置等を実施している。また、非常時の指揮命令系統を見直し、水道局内の配備体制を再編したほか、新たに他都市や関係団体などと覚書や協定を結び、合同訓練を通して連携強化に取り組むなど、ハード及びソフト両面による総合的な災害対応力の強化を図っている。さらに、平成27年に仙台市で開催された国連防災世界会議の公式イベントや日米台水道地震対策ワークショップにおいて、震災の経験や知見を国内外に積極的に発信し、震災の教訓を風化さ

せない取り組みも続けている。

震災前より進めてきたお客さまサービスの向上に向けた取り組みでは、平成26年に水道の漏水、修繕に関する問合せに24時間365日対応する水道修繕受付センターを開設するとともに、地元密着型水道修繕登録店制度を開始、ご家庭の水道の修繕依頼に対応できる地元密着した工事業者を公募のうえ登録し紹介するなど、さらなるお客さまの利便性の向上に努めている。

今後、仙台市は全国と同様に人口減少局面を迎え、将来的な水需要の減少傾向はさらに強まり、増大する老朽施設の更新需要とあいまって、水道事業を取り巻く経営環境は、一段と厳しさを増すことが想定される。令和2年3月に策定した「仙台市水道事業基本計画」では、このような事業環境下においても、杜の都の市民生活や産業活動を支えるライフラインとして、関係者との連携強化を図りながら水道システムの最適化を進め、将来にわたって持続可能な水道事業の確立を目指していくこととしている。



自家発電設備更新工事

給水開始
100th

第 2 章

テーマ史

1. 基本計画に基づく事業経営
2. 宮城県「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」
3. 水道料金の変遷と展望
4. お客さまサービスの拡充
5. 広報活動の推進
6. 安全でおいしい水をお届けするために
7. 災害に強い水道づくり
8. 国際貢献の取組み

1

基本計画に基づく事業経営

(1) 仙台市水道事業基本計画 (平成4年度～平成12年度)の策定

日本で近代水道が創設されてから約100年が過ぎ、全国の水道普及率は94%を超えるなど、水道は、国民生活や都市の諸活動の基盤施設として定着し、国民生活全般にわたって多様な機能を果たすに至っていた。その中で、厚生省は、平成3(1991)年6月に、今後の水道整備の長期的な目標である「21世紀に向けた水道整備の長期目標(ふれっしゅ水道計画^{※6})」を策定し、水道の質的向上を目指した施設整備の具体化と、21世紀に向けた高水準の水道を構築するための計画的な事業推進の目標を示した。

本市においては、平成元年度に政令指定都市へ移行し、水道事業においても大都市としての機能向上を図るため施設等の整備を進めた。水道普及率は97.6%と市内のほぼ全域にまで拡大していたが、市民ニーズの高度化や多様化が進み、さらに安定性の高い水道、安全でおいしい水の供給など、水道の質的な向上を図ることがより一層求められていた。

また、宮城県の「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」からの受水にかかる施設整備を主な目的とした第五次拡張事業については、平成12年の竣工を目指す中で、水資源の確保、施設の拡充や整備、老朽施設の更新等を行うなど、業務量が増加しており、より効率的な事業運営を実現するための長期的、総合的な事業計画の策定が必要となっていた。

このような背景を踏まえ、平成3年4月に「水道事業基本計画策定委員会」を局内に設置し、推

進している諸施策との整合を図りながら、水道事業運営の基幹的事項について検討を重ね、平成4年3月に、本市水道事業として初めての経営全般にわたる「仙台市水道事業基本計画」を策定した。本基本計画では、「給水の安定化」、「給水サービスの向上」、「経営の効率化」の3項目を柱とし、給水区域の拡張、宮床ダムからの取水開始、工業用水道の廃止、料金改定、OA化の推進等を進めた。



これまでの基本計画及び中期経営計画

(2) 仙台市水道事業基本計画 (平成12年度～平成21年度)の策定

厚生省においては、水道の目指すべき将来的な方向性に関して、水道基本問題検討会から、「21世紀における水道及び水道行政のあり方」の提言を受け、水道事業の運営などに関して検討を進めていた。また、政府の物価安定政策会議では、料金の情報公開のあり方について、地域独占形態で行われる水道事業においては、料金算定方法や財務会計情報などを利用者にわかりやすく公開・説

※6 厚生省の審議会のひとつである生活環境審議会の答申で、国は今後の水道整備の長期的な目標を明らかにすべきという指摘を踏まえて厚生省が1991年にとりまとめたもの。

明していくことなどを盛り込んだ報告書が取りまとめられていた。

本市においては、事業創設以来、市勢の進展や給水区域の拡大、市民生活の向上に伴う水需要の増加に対応するため、数次にわたる拡張事業や配水管整備事業の進捗により、当面の間は安定給水を確保できる見通しとなった。しかし、これまで右肩上がり増加してきた水需要は、事業用水量の減少や、節水意識の定着などを背景として、その伸びが急速に鈍化し、また、本市の人口についても少子高齢化の進展などにより、21世紀半ばには減少に転じることが予想されるなど、「建設拡張から維持管理へ」という時代の転換期を迎えつつあった。また、規制緩和、情報公開及び地方分権の進展などといった時代背景のもとで、水道事業を将来も安定的かつ自立的に経営していくた

め、平成4年に策定した基本計画の最終年度を1年繰り上げ、平成12年3月に「安定給水」、「サービスの向上」、「経営の安定化」を基本目標とする新たな基本計画を策定した。

同基本計画では、水源の多系統化や相互融通機能の充実、管路の更新・耐震化、非常用飲料水貯水槽や応急給水栓の整備などの災害対策を進めたほか、コンビニエンスストアでの水道料金収納取扱開始や、水道局コールセンターを開設する等、サービス面での利便性向上を図った。さらに、浄水場の休廃止等を始めとした施設規模の見直しや、財団法人仙台市水道サービス公社（現、公益財団法人仙台市水道サービス公社）や民間事業者へ一部の業務を委託し、職員数を削減する等の徹底した経営効率化を進めた。



水源の多系統化や水の相互融通機能



非常用飲料水貯水槽

1

基本計画に基づく事業経営

(3) 仙台市水道事業基本計画 (平成22年度～平成31年度)の策定

厚生労働省は、水道を将来世代へ引き継ぐため、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定し、「安心」「安定」「持続」「環境」「国際」の5つの分野において、21世紀半ばまでの政策目標やその実現に向けた方策などを示した。

また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)や「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、水道事業における民間資金等の活用や事業運営の適正化・効率化を図っていくことが求められた。

本市においては、人口増加が鈍化し、2035年には94万4千人にまで人口が減少することが見込まれていたほか、地域経済は情報化の進展や産業構造が転換する中で、市内における企業活動の縮小や製造業の事業所数などの減少により、将来の水需要減少を見据えた事業運営に取り組む必要があった。また、機能集約型都市の形成や地下鉄東西線事業といった仙台のまちづくりの方向性と連携を図ることや、世界的な課題となっていた地球温暖化対策にも積極的に貢献していくことが求められていた。

さまざまな経営課題への対応が求められる中、これまで築き上げてきた水道事業を次の世代に引き継ぎ、将来にわたって経営基盤を継続的に確立するため、平成22年3月に次期基本計画を策定した。基本計画の策定にあたっては、初めて外部の有識者で構成する「仙台市水道事業基本計画検討委員会」を設置し、水道事業が抱える様々な課

題や今後の施策の方向性などについてご提言をいただくとともに、議論の経過を公開し、アンケートやパブリックコメント等によりお客さまの声を取り入れながら検討を進めた。基本理念は、「『杜の都』の未来を支え続ける、安定と信頼の仙台市水道事業」とし、優先的・重点的に取り組んでいく6つの施策の基本的方向性を掲げ、本計画を始動した。

基本計画の策定から、約1年が経過しようとしていた平成23年3月、東日本大震災が発生し、本市の水道事業では約23万戸の断水により、その影響範囲は約50万人に及んだほか、水道施設にも甚大な被害が生じた。水道局職員が復旧に尽力する中で得られた震災の教訓を今後の取組みに生かすため、震災対策の観点から緊急的・重点的に取り組むべき事業を震災対策推進事業と位置付け、災害拠点病院などへの管路の耐震化箇所数や災害時給水施設の整備箇所数などの目標を上方修正するなど、水道施設の更新や耐震化、災害時給水栓の設置拡大、他都市との応援協定の締結等、災害対応力の一層強化に取り組むこととなった。



災害時給水栓

このほか、同基本計画では、本市独自の水質目標の設定、お客さまの利便性の更なる向上に向けた水道修繕受付センターの設置、環境負荷の低減に向けた太陽光発電や小水力発電^{※7}の導入拡大、また、施設の統廃合や業務委託の拡大等の経営効率化による累積欠損金の解消等に取り組んだ。

(4) 仙台市水道事業基本計画 (令和2年度～令和11年度)の策定

厚生労働省は、平成25年3月に「新水道ビジョン」^{※8}を策定し、各水道事業者において長期的な将来を見据えた理想像の明示とその実現に向けた取組みを積極的に推進するよう求めた。また、平成30年12月には水道法を改正し、「水道の基盤強化」を法律に明記し、「広域連携の推進」や「官民連携の推進」などを図るため、各都道府県に対して、令和4年度までに水道広域化推進プランの策定を要請したほか、水道事業者等に対しては、水道施設台帳の作成義務付け、長期的観点からの水道施設の計画的な更新に努めるよう求めた。

本市の水需要は、平成9年度をピークとして減少局面に入り、人口減少も相まって、向こう30年間で約1割減少する見通しであり、料金収入が減少する一方、管路・施設の更新需要の増大により建設改良費はさらに増加していく見込みとなっていた。

また、事業拡張期を経験した職員が次々と定年退職を迎える中、専門性の高い人材の育成・確保や、事業環境の変化に応じた組織体制の見直しも必要となった。

経営資源に限られる中においても、持続可能な

事業運営を行っていくため、80年後を見据えた長期的な資産管理の考え方である「アセットマネジメント^{※9}の方向性」と、30年後を見据えた持続可能かつ強靱な施設形態の構築を目指す「水道施設再構築構想」^{※10}において、アセットマネジメントの取組と目指す将来像を取りまとめ、そこからバックキャストする形で、本基本計画を策定した。

同基本計画では、「未来へつなぐ杜の都の水の道～市民・事業者との協働～」を基本理念とし、管路更新のペースアップ、浄水場の再構築、水道料金等の在り方検討、関係者と連携した災害対応の充実を重点施策と位置付けて推進することとしたほか、お客さまとの双方向コミュニケーション充実による開かれた経営の実現を目指すこととした。

※7 水の流量と落差によるエネルギーを電力に変換する小規模な水力発電。

※8 厚生労働省が50年、100年後を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するために取組むべき事項や方策、関係者の役割分担を具体的に示したもの。2013年3月策定。

※9 資産の状況を的確に把握し、中長期的な予測を行うとともに、最適な補修や更新により施設を効率的に管理運営していくための手法。

※10 人口減少に伴う水需要の減少や老朽化した施設の更新・改修の必要性を踏まえ、2050年までの長期水需要推計に基づき水道施設の再構築を進めるもの。段階的に施設規模の適正化等を図ることで、水道施設全体の最適化に資する。

2

宮城県「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」

(1) 広域水道の構想

宮城県「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」（以下、仙南・仙塩広域水道）は、宮城県が事業主体となり、七ヶ宿ダムを水源とし、仙南・仙塩地域の17市町（仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町）に対し水道用水を供給するものである。

高度経済成長期の当時は、多くの開発、建設が行われ、仙台市及びその周辺地域に人口が集中し、特に仙台市では1日あたりの給水量の伸びが毎年2万 m^3 に達するなど、昭和55（1980）年以降は急激な水道の普及と人口増加による水不足が生じるものと予測された。

そうした将来的に予測される水不足へ対応するため、仙台市は、建設省が建設を予定していた七ヶ宿ダムを水源に位置付け、給水量の拡大を図ることとした。昭和46年9月に同様に水源確保の課題を抱える仙塩各市町で構成する仙塩地区水道対策協議会を設立し、七ヶ宿ダムの早期建設と広域水道を宮城県が運営するよう同県に陳情を行った。また、仙南地区においても、昭和46年10月に七ヶ宿ダム建設促進期成同盟会を設立し、七ヶ宿ダムの建設促進を図るとともに、将来の水不足に対応するため、昭和50年1月に仙南地区水道事業連絡協議会を設立した。

仙南・仙塩それぞれの地域組織で検討を進めたのち、昭和50年1月に初めて両地区合同で会議を開き、同年12月に宮城県と関係市町（上記17市町に泉市、宮城町、川崎町を加えたもの）が共

同で「七ヶ宿ダム関連広域水道問題調査会」を設置し、同ダムを水源とする広域水道事業の事業主体、利水量の配分、建設事業費及び財政計画等重要事項の調査検討を行った。

昭和51年6月に関係20市町（上記関係市町に同じ）及び宮城県との間で「仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する覚書」を取り交わし、同年7月、県議会で「公営企業の設置等に関する条例」の改正案が可決され、県営による仙南・仙塩広域水道の枠組みが決定された。



七ヶ宿ダム全景（資料提供：国土交通省東北地方整備局）

(2) 事業計画と難航する工事

昭和52年3月に、厚生大臣から事業の認可を受け、昭和52年度から平成4（1992）年度までの16年間の工期で建設に着手した。取水系統を2系統としていたことから、需要水量の増加に合わせて工期を三期に分け、段階的に投資していくこととし、昭和60年度までに第一期工事を終え、一部給水を開始するのが当初の計画であった。

取水施設のうち河道からの取水については、ダ

ムが完成しなければ取水できないため、第一期工事は渇水時にも有利なダム直接取水施設を先行して建設することとし、浄水施設もダム系取水量に応じた1日につき30万 m^3 の処理能力まで整備することとした。

その後、ダム建設が用地取得の難航により大幅に遅れたほか、本事業に対する国庫補助金が一時減少したことも影響し、建設事業の進捗にも遅れが生じた。さらに、昭和53年頃から全国的に水需要の伸びも鈍化したことから、建設事業着手後に給水対象市町、工期及び事業費等の見直しを行い、第一期工事の浄水施設の処理能力を1日につき30万 m^3 から1日につき15万 m^3 に縮小するとともに、全体工期を平成16年度までの28年間に延長し、四期に分けて整備する計画となった。

水源となる七ヶ宿ダムの工事着工が大幅に遅れ、完成時期も当初予定の昭和59年度に対し、昭和63年度、平成3年度と2度にわたって延期された。あわせて、ダム負担金や建設利息などの増加により、ダム事業費も当初の535億円から990億円、1,260億円と増加し、当初計画に比べ約2.4倍にまで膨らんだ。

(3) 給水開始と近年の状況

このような状況から、昭和60年度から一部給水開始の予定を延期せざるを得ず、ダム完成前ではあったが平成2年度に一部（上記17市町より名取市、利府町を除く15市町）給水を開始し、平成4年度からは17市町（上記17市町と同じ）全てに給水を開始している。

給水開始後も、七ヶ宿ダムから直接取水する能

力を引き上げるため、平成2年度から平成5年度まで第二期工事を行った。これにより平成6年4月から1日につき30万 m^3 の浄水処理（給水能力は1日につき27万9,000 m^3 ）が可能となった。

平成6年度以降は、河道から取水する施設について、平成12年度の一部給水開始を目指し第三期工事に着手した。一方で、各市町において水需要予測を再検討した結果、水需要の伸びがさらに鈍化していることを踏まえ、水需要の発生状況に応じて建設工事を再開することとし、その後の建設工事は実質上の休止状態となった。平成11年度以降においても、新たな水需要が発生する見通しが立たないことから、関係市町と協議し、平成16年度に第三期以降の建設工事の休止を決定している。

初期の建設費に充当した企業債に係る元利償還は、平成11年度以降はピークを越え、令和元（2019）年度には償還が終わった。受水料金についても平成22年度以降は3回にわたり減額改定が行われている。さらに、宮城県は、厳しい経営環境の中で安定給水を継続するため、平成28年度より全国初となる宮城県上工下水一体官民連携運営事業「みやぎ型管理運営方式」^{*11}（以下、みやぎ型）導入の検討を開始した。平成30年度には水道法が改正され、令和元年度の宮城県議会はみやぎ型の実施方針を議決した。その後、優先交渉権者が選定され、令和3年度には宮城県議会での運営権設定に係る議決の後、特別目的会社に運営権を設定した。令和4年4月より事業が開始され、上水道分野では全国初となるコンセッション方式による運営が行われている。

^{*11} 宮城県が運営する「水道3事業（水道用水供給事業・工業用水事業・流域下水道事業）」について、同県が最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、3事業の運営を民間に一括して委ねる方式。

3

水道料金の変遷と展望

(1) 初期の水道料金

仙台市の水道料金については、明治45（1912）年に制定された「仙台市給水条例」（以下、給水条例）で初めて定められた。業種別の料金体系を採用し、使用した水量を計量する計量制を採用する業種と、制限なく使用できる放任制を採用する業種に区分していたが、この料金体系が実際に適用されることはなかった。

大正12（1923）年の給水開始にあわせ、給水条例を改正し、計量制を採用する業種区分として家事用、営業用、官公署その他団体用（工場、会社も含む）及び特別用（庭園、噴水等）、放任制を採用する業種区分として家事用（市長が認めたとき、あるいは使用者の請求で計量専用栓とすることもできた）及び共用栓、その他の区分として私設消火栓を定め、実際の水道料金徴収が始まった。

昭和の時代に入ると、放任制による使用量が多くなり、給水量は計画の倍近くになるとともに、給水戸数も増加していたことから、安定給水に支障が生じないように、昭和5（1930）年の給水条例改正において放任制を廃止した。

**(2) 終戦後のインフレによる
相次ぐ料金改定**

終戦末期の空襲により給水戸数の44%が被災した結果、料金収入の激減により復旧資金の不足や資材の入手が困難な状況をもたらした。そのため、昭和21年4月の料金改定において、家庭用10㎡までの基本料金を従来の60銭から3倍の1円80銭へと引き上げた。しかし、物価の高騰が続いたため、同年11月に料金改定を行い、前述の家庭用基本料金1円80銭を4倍以上となる8円に引き上げた。その後も人件費や物件費の値上がりが続いたことを背景に、前述の家庭用基本料金は、昭和23年6月に20円、同年10月に40円、昭和24年3月に50円、昭和25年4月に65円、昭和27年4月に75円、昭和29年4月に100円と、短期間に相次ぐ引き上げを行った。

(3) 水道料金体系の検討

昭和41年6月、第四次拡張事業に伴う逼迫した財政状況を受け、市議会に改定率40.8%の料金改定案を提案した。市議会では拡張事業の先行投資と水道料金値上げによる他物価への影響、水道料金の原価とその損益分岐点など、経営に関する抜本的な問題について深く掘り下げて審議が行われたものの、世論の反対も多く議案は否決された。一方で、早急に財政計画を提出しなければ起債の認可も遅れる状況にあったため、さらなる検討の結果、8月に臨時市議会を開いて改定率34.2%の料金改定案を提案した。前回議会に引き続き、質疑が取り交わされ、この改定案は可決されたものの、議会から、料金の値上げ改定にとどまらない合理的な水道料金体系について、審議会を設置し研究するよう要望が上がった。この要望に応えるかたちで、昭和42年9月に、水道料金の原価構成要素及び水道料金体系について、市長から諮問を受け、調査審議するための「仙台市臨時水道料金制度調査会」が設置された。

その後、10回の調査会と11回の小委員会の議論を経て、昭和47年5月に、従来の業種別の料金体系を廃止し個別原価主義^{※12}による口径別料金体系^{※13}を採用すること、基本料金と従量料金の二部制とすること、生活用水等に対する配慮及び多量使用に伴う原価高騰等を考慮し、使用量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型の料金体系を取ることを盛り込んだ新料金体系へ移行した。なお、この改定で採用した口径別料金体系や基本料金と従量料金の二部制、逓増型の料金体系は現在まで続くものである。

※12 料金を個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて設定しようとする考え方。水道事業における個別原価主義は、口径別料金体系に代表される。

※13 料金算定において、各需要者の給水管や水道メーターの大小、もしくは使用水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系のこと。

(4) 水道加入金・開発負担金制度の創設

水道料金体系の審議と併せ、加入金制度導入の必要性についても検討が行われてきた。水需要の増加により拡張事業を実施し、高騰する建設費用を水道料金収入のみで回収する状況にあっては、新旧使用者間で料金負担に差が生まれる恐れがあることを背景に、昭和45年8月には、加入金制度導入の必要性や対象者等について、市長から仙台市臨時水道料金制度調査会に対して追加諮問がなされた。同年11月、「料金の一律高額化を防ぎ、かつ、新旧利用者間の負担の公平を図りつつ地域住民に対する給水サービスを確保していくためには、加入金制度を導入することはやむを得ない」との答申がなされ、この答申を受けて給水条例を改正し、昭和45年12月、水道加入金^{※14}制度を創設した。

水需要の急増に伴う施設の増設、給水区域の拡大と過密化による配水管の増設等を要因とする財務状況の悪化を受け、昭和49年12月、水道事業管理者の諮問により、水道財政の健全化方策に関する提言を目的として、「仙台市水道問題調査会」を設置した。9回にわたる審議を経て、昭和50年4月「水道事業財政の健全化方策に関する提言」により、水道事業経営のあり方や当面の財政健全化方策、水資源の開発と水の有効利用について提言がなされた。その中で、需要者間の負担の公平を図り、適正な料金水準を維持するため、拡張事業の原因者ないし受益者に対し、加入金とは別に開発費用の一部負担を措置するため、開発負担金^{※15}を創設することが提言された。

※14 新しく水道メーターを設置する場合や、水道メーターの口径を大きくする工事を行う場合に、給水装置工事の申込者に新たに水道を使用するために必要な整備費用の一部の負担を求める制度。給水条例第33条の2。

※15 一定規模以上の建築物、又は宅地造成の申請者に対して、開発行為に伴う大量の水需要に対応するために必要となる水道施設の拡張等に要した費用の一部の負担を求める制度。給水条例第33条の3。

3 水道料金の変遷と展望

この提言を受け給水条例を改正し、昭和50年8月、一定規模以上のビル等の建築や宅地造成を行う開発行為者に対し負担を求める開発負担金を創設した。

(5) 近年の料金改定と減免

水道料金については、拡張事業等に伴い資金不足の発生が見込まれることから、順次引き上げを行ってきたが、平成10(1998)年4月に改定率13.6%の料金改定を行って以降は、宮城県「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」からの受水量の上昇や企業債の元利償還負担など厳しい経営環境のもとにありながら、様々な経営効率化に取り組むことにより、料金水準を維持している。

また、近年行った減免の措置として、昭和53年の宮城県沖地震の発生に伴い、家屋が全壊または居住不能のため転出した世帯等に対し6月分の基本料金減免を行ったほか、平成23年の東日本大震災では、断水が長期にわたったこと等を考慮し、全世帯の基本料金1か月分の減免を行った。直近においては、令和2(2020)年に拡大した新型コロナウイルス感染症^{※16}が仙台市の経済に影響をもたらしている状況を踏まえ、市民生活や経済活動を支えていくための支援策として、令和2年7月及び8月検針分の2か月分の基本料金の減免を行っている。

(6) 持続可能な経営基盤の確立に向けて

給水人口の減少や大口使用者における地下水併用の増加等に伴う水道料金収入の減少、老朽化した管路の更新需要の増加、国見浄水場・中原浄水場の統合更新等による建設改良費^{※17}の増加など、今後、仙台市水道事業を取り巻く経営状況は厳しさを増す見込みとなっていることから、持続可能な経営基盤の確立に向けた適正な水道料金等の在り方について、中長期的な視点で検討を進めている。

※16 コロナウイルスのひとつで、2019年に中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大した。高齢者や心臓病、糖尿病等の基礎疾患を患っていた人では、重症の肺炎を引き起こすことが多く、また、20歳から50歳代の人でも呼吸器症状、高熱、下痢、味覚障害等、様々な症状が見られる。

※17 固定資産の新規取得またはその価値の増加など、経営規模の拡充を図るために要する費用のこと。

4

お客さまサービスの拡充

(1) 水道料金支払いの利便性向上

水道料金の支払方法については、支払いに係る利便性や収納率の向上を目的とし、その拡充を図ってきた。

給水開始当初の大正12(1923)年当時は、2か月に1度、集金員がお客さま宅を訪問し、現金を集金する集金制を採用していた。その後、集金制では訪問に時間を要する市の郊外においては、大正14年に納入通知書(納入告知書)により水道料金を支払う納付制を採用した。また、不況の最中、納付制の収納率が低いことから、昭和2(1927)年に既設の納税組合を利用し、組合ごとに水道料金を取りまとめて納付する納付組合制の採用、昭和4年3月には、納付制について特殊なものを除き原則として集金制へ移行するなど、変遷をたどりながら収納率の向上に努めた。

戦後は、毎月徴収による集金制を原則としていたが、昭和34年より併せて納付制を採用した。昭和40年頃になると第四次拡張事業に伴う水道料金の引上げ等に対し経費の節減や経営の合理化が強く要望されるようになり、隔月での徴収料金の算定や徴収の民間委託が検討されるようになった。昭和42年6月に市域を南北に分けて交互に徴収する隔月徴収を開始し、昭和43年4月には、町内会等への徴収の委託(以下、収納団体委託制)を開始した。さらに、昭和46年から一般市民への委託(以下、収納私人委託制)を開始し、翌年3月には職員による集金は全面的に廃止された。

その後、現金取り扱いに伴う事故等の防止のため、昭和42年6月に導入した口座振替による水道料金支払い(以下、口座制)への移行を推進

することとなった。それにより、昭和56年度に4割以上あった集金件数は徐々に減少したことから、昭和60年に収納団体委託制を廃止し、さらに、翌年の昭和61年には、収納私人委託制も廃止し、水道料金の支払方法は、納付制と口座制のみとなった。

従来、納入通知書の支払先は水道局窓口・銀行・郵便局のみであったが、平成16(2004)年12月にコンビニエンスストアにおいても支払いができるよう支払方法を拡充するとともに、お客さまからの要望を踏まえ、平成29年10月にクレジットカード決済を導入することとなった。

4

お客さまサービスの拡充

(2) お客さま窓口の拡充

水道局の窓口は、水道局旧本庁舎（現在の仙台市役所北庁舎）に開設し、昭和62年11月の旧宮城町、昭和63年3月の旧泉市及び旧秋保町との合併により窓口が4か所となり、平成2年4月には太白区南大野田への水道局本庁舎の新築移転にあわせ、仙台市役所内にサービスセンターを開設し、窓口が5か所に増設された。その後、体制の見直しをおこない、現在は泉区の北料金セン

ター、市役所の市役所料金センター、太白区の南料金センターに集約している。

これらの窓口は、サービスの向上と業務の効率化を図るため、平成16年に検針業務を私人から法人への委託に変更したことを皮切りに、平成20年から検針・収納・開閉栓等包括業務委託として民間企業に委託している。また、平成17年12月、引越し受付業務も法人に委託し、それを発展させて平成19年1月には、より広範な受付をおこなう水道局コールセンターを開設してい



料金センターの窓口



検針の様子



コールセンター

る。

さらには、コールセンターの営業時間外となる夜間や日曜日においても、漏水等に対応する窓口として、平成26年に24時間365日体制で漏水等の相談を受付ける仙台市水道修繕受付センター（以下、修繕受付センター）を開設した。また、修繕受付センターの開設とあわせ、1年以上の実績があり、かつ水道局が指定する条件を満たす指定給水装置工事事業者を公募し、お客さまからの修繕依頼に対応する「地元密着型水道修繕登録店

制度」を開始した。本制度では、お客さまへ工事業業者の情報を的確に提供し、利便性の向上に資することを目的に、お客さまの近隣にある指定事業者を優先的に紹介することとしている。このほか、水道の使用開始・廃止受付を24時間365日申込みができるよう、仙台市水道局ホームページにインターネット申込みページを開設するなど、受付窓口の拡充や受付時間の拡大を図りながら、利便性を向上させる取組みを進めている。



修繕受付センター



修繕受付センターによる工事立ち合い



修繕受付センターによる宅内漏水調査

5

広報活動の推進

(1) 仙台市水道局

コミュニケーション戦略の策定

仙台市水道事業基本計画（平成22（2010）年度～平成31（2019）年度）期間においては、「公営企業としての説明責任を果たす」との認識のもと、お客さま満足度のさらなる向上に向け、関心が高い水質や災害対策などの情報のほか、経営状況等に関する広報の充実に努めた。結果、平成30年度に実施した「水道に関するお客さま意識調査」において、お客さまの水道事業への満足度は約9割の方がおおむね満足と回答している一方、局が推進する具体的な施策の認知度については2割弱から6割弱に留まる等、水道事業への理解を得ていくうえでの課題が残った。

これを踏まえ、仙台市水道事業基本計画（令和2年度～令和11年度）において、将来の水道事業のあるべき姿やその実現に向けた各種施策について多くのお客さまと合意形成を図るべく、水道事業が直面する様々な課題について積極的に広報し、広く水道事業への関心を高めるための戦略的広報に取り組む必要性を掲げた。

戦略的広報の展開に向け、令和2年度には局内若手職員によるワーキンググループを設置し、広報事業の基本的方向性や重点的に発信すべきテーマ、主なターゲット、具体的な事業のアイデアなどについて議論を深めた。令和3年度にはその骨子をまとめ、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化なども考慮のうえ、戦略的広報の展開にあたっての局内方針として「仙台市水道局コミュニケーション戦略」を策定した。

戦略では、「信頼と協働で未来へつなぐ杜の都

の水の道」を基本目標に据え、重点ターゲットを次の世代を担う子どもたちやその親世代とし、「水道水の安全性とおいしさ・魅力」、「水の安定供給」、「災害対策・災害対応」、「経営基盤の強化」の4つの重点テーマを定めた。また、推進すべき手法・取組みとして、局職員一人ひとりが持つ強みを活かし広報に取組むとともに、お客さまや民間企業など多様な主体との連携、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた動画・インターネットなどの媒体の積極的活用を掲げた。

また、戦略に基づく事業をより具体的に推進するものとして、特に発信すべきテーマや取組む各事業の年間実施スケジュール等を記載した「仙台市水道局年間広報計画」を令和4年度から毎年度策定することとし、実施状況を評価・検証、適宜見直しを行いながら、戦略の目的達成に向けた取組みを進めることとしている。

(2) 水道フェア

平成5年に仙台市水道70周年を記念して市役所前市民広場で、平成15年に仙台市水道80周年を記念して水道記念館で、水道フェアを開催した。平成4～18年には毎年「水のコンサート」と「水道パネル展」を開催し、平成19年は「水のある風景フォトコンテスト」を開催するなど、水道に係るイベントを開催してきた。

水道フェアは仙台の水道水のおいしさ、良質さ、安全性のほか、災害等を考慮した安定給水確保の取組みをお客さまに知っていただくとともに、気軽に楽しく参加していただきながら、お客さまとのコミュニケーションを図ることを目的

に、平成20年以降は例年開催している（平成23年は東日本大震災のため、令和2年から令和4年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止している）。平成22年からは公益財団法人仙台市水道サービス公社、宮城県管工業協同組合とも共催し、例年およそ500名以上の方々が来場している。



水道フェア

(3) 広報紙「仙台の水道 H₂O」の発行

広報紙「仙台の水道 H₂O」は、お客さまが知りたい情報と水道局が伝えたい情報を掲載することで、水道事業に対するお客さまの理解と協力を得るとともに、信頼感と安心感の向上を図ることを目的に、昭和62（1987）年から給水区域の仙台市内全戸及び富谷市の一部に配布している。

より多くのお客さまに読んでいただけるよう、近年は生活に密着した水に関する情報を掲載しているほか、水道事業の紹介や水質検査結果、凍結防止対策、イベント開催の案内等を掲載している。



広報紙「仙台の水道 H₂O」

5

広報活動の推進

(4) 水道記念館の開館

水道記念館は仙台市水道給水開始70周年記念事業の一環として、青葉区熊ヶ根の青下水源地内に建設、平成5年8月6日に開館した。開館に合わせて、記念館周辺敷地に遊歩道を整備するなど、豊かな自然に恵まれた水源地を広く知ってもらうとともに、市民の憩いの場となるよう整備を行った。記念館の建設に際しては、大正時代から続く仙台市水道の歴史を象徴するとともに、人と自然をつなぐ架け橋となる施設というコンセプトのもと、検討が重ねられた。

また、記念館のマスコットキャラクターとして開館に合わせて誕生した「ウォーターくん」は、現在では仙台市水道局のキャラクターとして広く親しまれている。



ウォーターくん



建設中の水道記念館



青下ダム記念碑

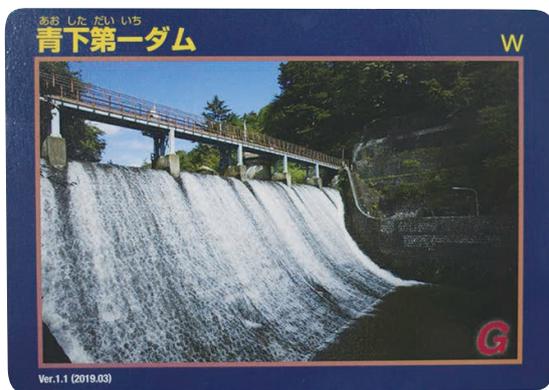


水道記念館の館内



青下第三ダム

平成11年には、水道記念館の周辺にある青下第一から第三ダムや青下ダム旧管理事務所等の青下水源地内の8件の建造物が国登録有形文化財^{※18}に登録された。複数の歴史遺産に囲まれた記念館は、さらに仙台市水道の歴史を象徴する施設としての意味合いを深めている。また、平成26年から3年をかけ、子どもから大人まで楽しみながら水道の仕組みや歴史を学べるよう、より分かりやすく親しみのある展示にリニューアルを行った。さらに、平成27年には、青下第一ダムのダムカードの作成・配布を開始するなど、より多くの方に仙台の水道を知ってもらえるよう取組んでいる。令和3年には、来館者数が開館以来延べ35万人を超え、水道局が有する重要な市民利用施設となっている。



ダムカード

(5) おふる部の発足

インターネットやSNS^{※19} (Social Networking Service) の普及拡大に伴い、各世代における情報入手の手段が多様化し、水道局においてもホームページの開設や動画配信等電子媒体を活用した情報発信に順次取組んできた。



おふる部に関する協定締結式

水の有効利用や需要の拡大を促すために、新しい広報のひとつの取組みとして、令和2年1月には株式会社ノーリツ及び学校法人梅檀（せんだん）学園東北福祉大学との間で協定を締結し、(株)ノーリツが中心となり全国で進める「おふる部」の取組みに東北地方で初めて参画した。本事業は、水道水の有効利用促進や健康増進を図ることを目的とし、大学生による入浴の効用や魅力等の情報収集・発信を通じて、配信者と読者、特に学生と同世代である若年層に水道事業への関心を持ってもらう機会の創出を狙いとした、新たな広報の試みとなった。

※18 その他、青下ダム記念碑、青下第一ダム取水塔、青下隧道入口、青下量水堰が登録されている。

※19 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

6

安全でおいしい水をお届けするために

(1) 水質管理の徹底

仙台の水道は豊かな自然に囲まれたダム湖や河川等の良質な水を原水としている。仙台の水道水は硬度がおおよそ20～40mg/l程度の軟水であり、有機物の量も少ないことから雑味の少ない水といえる。安全でおいしい水道水をお届けするために、給水栓に対して国が定める水質基準値よりも厳しい仙台市独自の水質目標を設定した上で、水質検査を行い、この結果を水源から給水栓までの水質管理に活かしている。

水源及び浄水場では、定期的な水質監視を行うとともに、水源の水質悪化時等は臨時の水質検査を行っている。加えて、4つの主要浄水場（茂庭、国見、中原、福岡）においては、原水の異臭味原因物質等を除去するため粉末活性炭処理を導入している。また、給水栓では、水道法に基づく定期及び臨時の水質検査を実施しているほか、より安全で良質な水道水をお届けするために仙台市独自の水質目標を設定し、水質管理の徹底を図っている。



水質検査の様子

水質試験・検査にあたっては、正確で精度の高い検査体制の維持・向上のため、定期的な水質検査教育研修を行っている。また、水質検査結果の信頼性の確保に関し、仙台市は公益社団法人日本水道協会より水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を平成18（2006）年11月に取得している。

さらに、安全な水道水の供給をより確実に、お客さまに安心して水道水を飲んでもらえるよう、「仙台市水道局水安全管理対応マニュアル」を策定し、平成25年度から運用を開始している。これは水質事故を極力未然に防ぐとともに、万一事故が発生した場合でも迅速に対応するためのものとして策定している。

おいしい仙台の水道水を維持していくためには、水道水源であるダム湖や河川の水質を清浄に保つことに加え、水道事業者の責務として水質管理の徹底を図っていくことが求められている。



GLP 認定証

(2) 水源保全の取組み

安心して安全なおいしい水道水を届けるためには、水源であるダム湖や河川の水質を清浄に保つことが必要となる。仙台市水道局では長年に渡って水道水源を保全し、育成する様々な取組みを行ってきた。

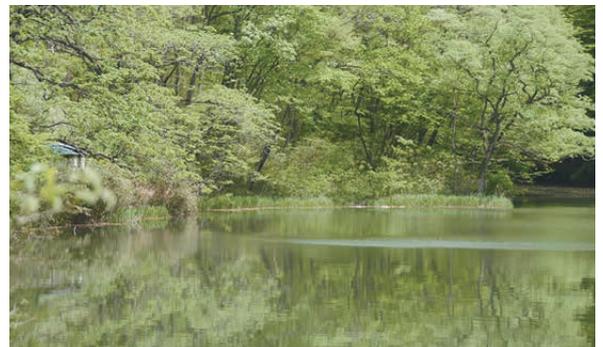
仙台市では青下水源地に3つのダムを有しているが、昭和6（1931）年のダムの創設に合わせ、その上流部に広がる森林約5haを用地の一部として取得している。その後も、水源流域における開発問題を契機として平成2年度以降5年間で約81haを追加取得するなど保有面積を増やし、現在、合計約86haの水源かん養林を保有している。ブナやコナラ等を主体にした雑木林とスギの人工林からなるこれらの森林について、計画的な間伐や下刈り、民間企業や地元住民との清掃活動など、美しく豊かな水源かん養林の維持、育成に努めている。

その他の水源地についても、平成16年に仙台市が制定した「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」に基づき、水源を汚染・汚濁する可能性のある開発行為の抑制や、市外の水源地にあるゴ

ルフ場との間で、農薬、肥料の適正使用に関する水源水質保全協定を締結しているほか、関係者とともに清掃活動を継続的に実施するなど、水源保全の取組みを進めている。

さらに、令和2（2020）年には官民連携による水源保全事業である「青下の杜プロジェクト」を始動した。本事業は、民間企業等11社からの寄附金をもとに、これを財源に青下の水源かん養林の保全事業を一層推進するとともに、官民連携により水源保全の啓発を行っていくものであり、新たな形の取組みといえる。

仙台の清らかな水を生み出す美しい水源地を次の100年にも残していくため、このような取組みを今後も続けていく必要がある。



青下水源地



青下の杜プロジェクト協定締結式



青下の杜プロジェクトでの間伐

7

災害に強い水道づくり

(1) 災害と仙台市水道のあゆみ

水道は市民生活に必要な不可欠なライフラインのひとつであり、水道事業者にとって水道水を安定的に供給することは最も重大な使命である。その安定供給に多大な影響を及ぼす災害への対応については、仙台市水道局のあゆみを振り返るうえで欠かすことのできないものである。

仙台市周辺は太平洋プレート等による地震が繰り返し発生している地域であり、これまでも宮城県沖地震や東日本大震災等の大規模災害をもたらしてきた。

特に、東日本大震災は断水率が50%を超えるなど甚大な被害をもたらし、復旧までの道のりは困難を極めた。仙台市水道局では、これまでの経験から得た教訓を基に災害対応力を向上させる取組みを進めているほか、震災対応で多大なる応援をいただいた他の水道事業者や関係機関とのさらなる連携強化を図り、被災地としての教訓等を様々な場面を通して発信している。

(2) 宮城県沖地震と仙台市水道

昭和53(1978)年6月12日17時14分に発生した宮城県沖地震は、浄水場、配水所では盛土の沈下、壁や柱にひび割れ等が生じたものの、機能障害に至る被害はなかった。一方で、給・配水管の破損は900件を超え、断水戸数は最大7,000戸に及ぶなど、多数の被害をもたらした。地震直後に対策本部を設置し、多数の民間事業者に応援をいただきながら、給水車等による応急給水や復旧作業を行った結果、翌13日には5,000戸の断水

が解消し、15日までにはほぼ全域で断水を解消した。

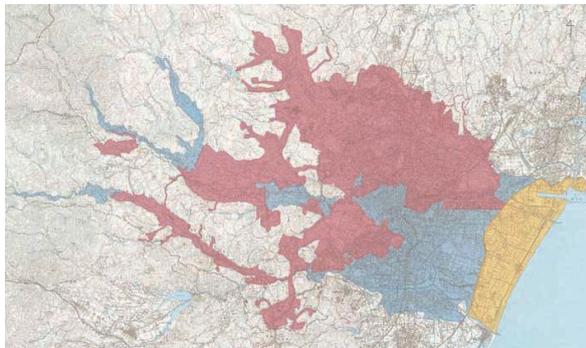
この地震を契機に、災害対策の観点もあわせた施策の立案に考え方を移行することとなった。ハード面では、被害が多かった石綿セメント管の更新、軟弱地盤等への耐震継手管の採用、配水池への緊急遮断弁の設置、非常用飲料水貯水槽の整備等、災害に強い施設づくりと応急給水体制の強化を図り、平成14(2002)年度にはダクタイル鑄鉄管について全面的に耐震管を採用するに至った。また、ソフト面においては、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を契機として、平成10年3月に災害等の緊急事態に対する参集体制や初動対応、配備体制、指揮命令系統、仙台市水道局内外の連携、非常配備における各班の業務概要等を示した「危機管理マニュアル がんばるウォッターくん」を作成し、ポケット版として全職員に配付するなど、内容の周知とマニュアルに基づく災害対応訓練を定期的を実施してきた。仙台市水道局内で「ウォッターくん」と言えば、危機管理マニュアルの代名詞となっている。



宮城県沖地震による法面の崩壊

(3) 東日本大震災と仙台市水道

平成23年3月11日14時46分、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生し、地すべりや津波により多くの建物が被害を受けた。断水戸数は最大23万戸で、断水率にして50%を超える被害となり、それまで想定していた宮城県沖地震の断水戸数をはるかに上回った。1,000件を超える給・配水管の破損や宮城県「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」からの受水停止、自家発電設備・公用車・工事用車両の燃料枯渇に加え、福島第一原子力発電所事故への対応など、複合的な災害となった。



東日本大震災発災3日目（3月13日）の断水状況
（赤色が断水区域）



東日本大震災の津波でもき出しになった耐震管（若林区荒浜）



東日本大震災での復旧作業

7 災害に強い水道づくり

また、東日本大震災では仙台市水道局で初めて他都市からの応援を受けることとなり、全国63の水道事業者から多数の人員及び給水車が派遣され、主に応急給水に従事していただいた。加えて、災害時の各種応援協定を締結している、宮城県管工業協同組合や公益財団法人仙台市水道サービス公社等の関係機関からの支援も受け、官民連携のもと続けられた復旧作業により、市内の断水は地震発生から約3週間後の3月29日には、津波被災区域を除きおおむね解消した。



東日本大震災での給水活動

(4) 他都市や関係機関との連携

災害時における他都市等との連携は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機に本格的に始まった。仙台市水道局からは遠距離移動による応援隊を初めて派遣し、神戸市、西宮市、宝塚市にて応急給水、応急復旧活動に従事した。この活動を通じて得られた、食料や宿泊場所等を

自前で確保する自己完結型の応援隊編成、派遣する応援職員のローテーションの確立、また、宮城県沖地震での経験を踏まえて早くから配備してきた加圧式給水車の有用性やリュックタイプの給水袋の常備等の経験や情報が、現在も実施している災害対策に活かされている。

令和2年3月31日に仙台市を含む大都市で締結している「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」（仙台市水道局は当該覚書の前身である「12大都市水道局災害相互援助に関する覚書」を平成3年5月1日に締結した際に加入）では、被災都市の状況把握、応援要請に関する連絡調整や、国その他の関係機関との連絡調整等、応援都市の中心的役割を担う「応援幹事都市」が定義されており、仙台市の応援幹事都市は第1順位に札幌市、第2順位に東京都が位置付けられている。札幌市とは平成9年6月以降、東京都とは平成22年10月以降、それぞれの都市と定期的に合同訓練等を開始し、連携体制の構築を進めてきたことが東日本大震災での受援に大いに活かされた。



阪神・淡路大震災での応急復旧応援隊派遣

東日本大震災以降、応援幹事都市とのさらなる連携強化を図るため、震度6強以上の地震をもって自動派遣することを盛り込んだ覚書を締結（東京都は平成28年、札幌市は令和元年）したほか、新潟市（平成24年）及び堺市（令和2年）とは個別に相互応援に関する覚書を締結し、定期的な訓練実施による応援事業者の役割と連携についての確認や情報連絡体制の強化を図っている。さらに札幌市とは、平成31年に災害時相互応援強化に係る人事交流に関する協定を締結し、継続的な人事交流に取り組むなど、他都市との連携を着実に

強化している。また、令和3年度より、本市において札幌市、東京都、新潟市及び堺市との5都市合同防災訓練を4年に1度開催することとしており、他の関係都市との連携や本部機能の役割分担について確認を行うことにより、応援事業者と一層の連携強化を図る体制を構築している。また、民間事業者等の関係機関の間でも、東日本大震災以降、新たに災害時の応援に関する協定を締結、あるいは従来の応援範囲を拡大するなど、新たな連携体制の構築を進めている。



平成30年7月豪雨（西日本豪雨）での漏水調査支援（愛媛県宇和島市）



札幌市・新潟市水道局との合同訓練



東京都との災害派遣に関する覚書締結式



地域住民や他水道事業者との合同訓練

7 災害に強い水道づくり

(5) 災害対策のさらなる強化

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、水の安定供給のための災害対策の重要性について改めて認識し、災害対応力を向上させる取組みを強化している。

まず、ハード面では、強靱な水道施設の構築として、水道施設や管路の耐震化について一層のスピードアップを図り、仙台市の特徴であるブロック配水システムや水系の多系統化といった水運用機能の強化を進めている。また、長期停電対策として、主要浄水場などの自家発電設備用燃料タンク容量を24時間分から72時間分に増強するとともに燃料運搬補給のための小型ローリー車を購入した。

次に、ソフト面では、災害等危機対応時の組織内の意思決定を速やかに行い、迅速な対応を可能とするため、従前の中央集約型の情報収集・指示体制から、分割管理型の体制に変更し、各部隊単位で責任を持って現場判断で実行できるように、浄水部隊、配水部隊、応急給水部隊、後方支援部隊を配置する体制に再編を行った。また、相互応援体制の充実として、他事業者や関係機関との協



災害時給水栓の地域説明会

定の充実を図るとともに、合同防災訓練を実施して日頃から顔の見える関係づくりを行い、円滑な応援及び受援体制の構築に取り組んでいる。

応急給水体制については、震災時は水道局職員が開設・運営を行う貯水タイプの施設が中心であったが、震災後は地域の方々が自ら開設・運営を行う水道管直結タイプの災害時給水栓を整備することとし、市立小・中・高等学校など全ての指定避難所195箇所へ設置を進めている。災害時給水栓を設置した際には、避難所運営委員会など地域の方々へ使用方法等を説明し、共助による応急給水の浸透を図っている。また、災害時給水栓の断水に備え、組立式の仮設水槽を64基配備した。仮設水槽を給水ポイントに設置することにより、給水車を運搬に専念させることができ、効率的な応急給水活動を可能とした。



仮設水槽（令和元年 東日本台風での丸森町への給水応援）

仙台市水道局では、こうした公助の取組みに加え、家庭での水の備蓄や地域での助け合いといった自助・共助の取組み、さらには、全国の水道事業者や関係機関との連携が相互に結びついた総合的な災害対応力の向上を目指している。

また、東日本大震災での経験を仙台市だけの教訓とせず、水道界全体に伝えていくため、震災の被害状況や対応状況等を記した「東日本大震災仙台市水道復旧の記録」を平成24年6月に発行し、応援いただいた都市に配付するなど、仙台市の経験を広く発信している。さらに、平成25年9月に発足した「震災対策情報発信プロジェクトチーム」の活動を通じて、平成27年3月に開催された国連防災世界会議や定期開催される日本水道協会全国会議等の場で、震災の経験や教訓、取組み状況等を国内外に発信してきたほか、令和2

年1月に大都市水道局大規模災害対策検討会から全国に発せられた「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業者に向けた緊急提言》」に基づく「研修講師派遣制度」で数多くの研修メニューに講師を派遣している。

今後においても、震災の経験から得られた教訓や学びについて様々な場面で発信していくことが、東日本大震災において応援いただいたことへの恩返しであるという認識のもと、局内における伝承や外部への効果的な情報発信に取り組んでいくこととしている。



仙台防災未来フォーラムにおける災害対策の情報発信

8

国際貢献の取組み

(1) 海外研修員の受入れ

国際貢献の一環として、平成18(2006)年度から海外研修員の受入れを行っており、仙台市水道局がこれまでに培ってきた浄水処理等の技術や知見を提供している。

本事業は、独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency)北海道センター(以下、JICA北海道)が、開発途上国の上水道分野の従事者を対象に毎年開催している研修事業に協力するものである。仙台市においては、札幌市がJICA北海道の依頼により実施する研修カリキュラムの一部を、同市からの依頼により担当している。

平成24年度までは年2回、アジア・アフリカ地域を主な対象とした夏季コースと、コーカサス・東アジア地域を主な対象とした冬季コースの受入れを行った。コーカサス地域における水道技術の発展に伴い、平成25年度からは年1回の夏季コースに統合されている。受入開始以来、ほぼ毎年5～16名の受入れを継続しており、令和3年度までの実績は49か国、173名に上る。受入れ中止となったのは、東日本大震災の影響による平成23年度夏季と、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2(2020)年度のみである。



JICA 研修の様子(浄水処理実習)



JICA 研修の様子(茂庭浄水場見学)

この研修事業の具体的な内容としては、各国の研修員が約2か月間にわたり、日本国内の水道事業者や水道関係団体、民間事業者等の下で総合的な水道技術を学び、各国が抱える課題の解決に向けたアクションプランの策定までを行うものである。研修員は帰国後にアクションプランを実践し、その結果を JICA 北海道に報告する仕組みになっている。

仙台市は、研修員来日直後のオリエンテーションから参加し、研修員の課題や抱負に関するジョブレポート発表会や個別面談を通じて、研修員のニーズ把握やコミュニケーションの確立に努めてきた。仙台市を会場とする研修はおおむね5日間にわたり、水道局本庁舎、水質検査センター、茂庭浄水場、熊ヶ根浄水場を主な会場として、浄水処理の基本的な理論に関する講義、浄水施設の総合運転（保守点検、薬品注入、機器類の立上げ等）に関する実習、現場・施設見学等の幅広い内容を取り扱っている。受入れ開始当初は、当時休止していた富田浄水場も実習施設として活用していたが、同浄水場の老朽化とより小規模な施設での研修に対するニーズを踏まえ、平成23年度冬季から熊ヶ根浄水場の研修メニューに一本化した。研修期間の最後には、帰国後の実施計画に関するアクションプラン発表会にも参加している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により海外研修員の来日が困難だったことから、リモート会議ツールや動画教材の配信を利用したオンライン方式により、前述相当の研修を実施した。仙台市では動画教材の作成・提供のほか、ジョブレポート発表会やアクションプラン発表会における意見交換に参加している。

研修員の受入れにあたっては、研修内容の充実はもちろんのこと、文化交流とシティセールスの観点から、日本や仙台市への理解を深めてもらうために水道局職員と交流の機会を設けるなどの取組みを行っており、参加者からは毎年好評を得ている。さらに、研修で講師を務める職員のコミュニケーションスキルや技術力の向上にもつながるため、仙台市水道局としても意義深い事業となっている。

今後も、研修参加国の浄水処理技術の向上に寄与することを通じて、国際的な水道の発展の一助を担うため、この取組みを継続していくこととしている。

8

国際貢献の取組み

(2) 国連防災世界会議への参画

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略について議論する国際連合主催の世界会議であり、第1回が平成6年に横浜市、第2回が平成17年に神戸市において開催されている。東日本大震災から2か月後の平成23年5月、仙台市は日本政府が第3回となる同会議を国内に誘致する旨を表明したことを受け、震災の経験と被災地の再生を世界にアピールするとともに、仙台・東北の経済復興や活性化を図るため、同会議の誘致を決定した。政府機関や各国の関係者等に対する誘致活動を展開し、平成24年12月の国連総会決議において日本での開催が決定すると、翌年12月の国連総会本会議において開催地を仙台市とする決議が採択された。

第3回国連防災世界会議は平成27年3月14日から18日まで開催され、本体会議には185か国の政府代表団、49の政府間組織、188の非政府組織（Non-Government Organization）、38の国際機関等、25名の首脳級を含む100名以上の閣僚、国際連合事務総長を含む6,500人以上が参加するなど、日本で開催された国際連合関係の国際会議としては最大級のものとなった。また、本体会議のサイドイベントとして、パブリック・フォーラムが開催された。

パブリック・フォーラムは、災害に強い国やコミュニティづくりに寄与するため、広く防災への関心を高めること、及び東日本大震災の被災地である仙台市を会場とすることから、震災から得られた教訓や復旧・復興に向けた取組みを共有するとともに、世界の防災に関する最新の知見を集約し防災文化の発展に寄与することを目的としており、国内外の多様な主体により、防災や減災、復興に関する398のシンポジウム・セミナー、200以上のブース展示、100以上のポスター展示、屋外展示等が行われた。



国連防災世界会議の開会式



国連防災世界会議シンポジウム

仙台市水道局では、パブリック・フォーラムにおいて、シンポジウムの開催及び屋外展示を実施した。3月18日に開催されたシンポジウムでは「水道減災シンポジウム～みんなでつなごう命の水～」と題し、東日本大震災の経験を踏まえ、地域における相互協力による主体的な応急給水体制づくり等の市民とともに進めている水確保の取り組みや、他都市の水道事業体、民間事業者等との間で構築してきた協力・連携体制とその強化に向けた取り組みについて、講演やパネルディスカッションを行った。仙台市水道局のほか、公益社団法人日本水道協会、新潟市水道局、仙台八木山防災連絡会、仙台市水道モニター、宮城県管工業協同組合、学校法人東北工業大学等が講演者・パネリストとして参加し、様々な立場から議論を行った。シンポジウムの最後には、市民一人ひとりによる日頃から水を備蓄するといった行動等を「自助」、地域による日常からの絆と支えあい等を「共助」、水道事業体による大規模断水を回避・低減する水道システムの構築等を「公助」と位置付け、さらに管工事業業者の水を守るという使命感や地域への密着性、そして全国水道ネットワークによる迅速な応援体制や定期的な合同訓練などといった「連携」が加わることで、災害に強い水道が築き上げられるとまとめた。これを仙台発の「『命』の水をつなぐ、災害に強い水道モデル」として、国内外に広く発信し、大震災の経験を生かした減災に貢献していくこととした。

また、会議期間中である3月14日、15日に勾当台公園市民広場で開催された防災・減災をテーマにした屋外展示イベントにおいて、仙台市水道局と宮城県管工業協同組合が共催し、水道管の応急復旧デモンストレーションや市民による応急給水体験、耐震管のモデル展示等を行った。

仙台市水道局が開催したシンポジウムには、水道関係者や市民ら約300人、屋外展示には約5,000人が参加した。当事業は、東日本大震災を経験した仙台市の水道分野における取り組みとして、広く国内外に発信する機会となった。



応急復旧デモンストレーション



第 3 章

資料編

歴代市長

歴代水道事業管理者

組織体制の主な変遷

職員数の推移

主な施設配置と水源系統

拡張事業と施設能力の変遷

浄水場と主な施設の概要

給水人口と総配水量の推移

管路総延長の推移

給水区域の変遷

水道料金の変遷

事業収支の推移

歴代市長

順位	氏名	在任期間
第1～2代	遠藤 庸治	明 22. 5. 2 ～ 明 31. 3. 7
第3代	里見 良顕	明 31. 4. 8 ～ 明 36. 3. 13
第4代	早川 智寛	明 36. 4. 2 ～ 明 40. 7. 1
第5代	和達 孚嘉	明 40. 7. 1 ～ 明 43. 7. 2
第6代	遠藤 庸治	明 43. 7. 2 ～ 大 3. 11. 4
第7代	山田 揆一	大 4. 5. 25 ～ 大 8. 5. 24
第8～9代	鹿又 武三郎	大 8. 7. 17 ～ 昭 2. 7. 26
第10代	山口 龍之助	昭 2. 8. 13 ～ 昭 5. 6. 7
第11～13代	澁谷 徳三郎	昭 5. 8. 31 ～ 昭 17. 8. 30
第14代	今村 武志	昭 17. 9. 23 ～ 昭 21. 5. 14
第15～18代	岡崎 栄松	昭 21. 6. 17 ～ 昭 32. 12. 17
第19～25代	島野 武	昭 33. 2. 2 ～ 昭 59. 11. 6
第26～28代	石井 亨	昭 59. 12. 23 ～ 平 5. 7. 3
第29～31代	藤井 黎	平 5. 8. 22 ～ 平 17. 8. 21
第32代	梅原 克彦	平 17. 8. 22 ～ 平 21. 8. 21
第33～34代	奥山 恵美子	平 21. 8. 22 ～ 平 29. 8. 21
第35～36代	郡 和子	平 29. 8. 22 ～

歴代水道事業管理者

組織名称	事業管理者	任 期
水道ガス事業局	水道ガス事業管理者 高橋 甚也	昭 27.10.1 ~ 昭 31.4.15
水道局	水道事業管理者 高橋 甚也	昭 31.4.16 ~ 昭 32.12.4
水道局	水道事業管理者 名生 昇	昭 32.12.5 ~ 昭 33.6.4
水道局	水道事業管理者 鹿又 光雄	昭 33.6.5 ~ 昭 35.2.29
水道局	水道事業管理者 岩隈 儀一郎	昭 35.3.1 ~ 昭 36.11.30
水道局	水道事業管理者 小岩 忠一郎	昭 36.12.1 ~ 昭 38.6.9
水道局	水道事業管理者 後藤 正美	昭 38.6.10 ~ 昭 45.12.31
水道局	水道事業管理者 佐々木 美徳	昭 46.1.1 ~ 昭 53.12.31
水道局	水道事業管理者 伊東 栄悦	昭 54.1.1 ~ 昭 58.4.30
水道局	水道事業管理者 佐々木 忠夫	昭 58.5.1 ~ 昭 60.12.19
水道局	水道事業管理者 手戸 喜郎	昭 60.12.20 ~ 平元 .12.19
水道局	水道事業管理者 伊藤 昂	平元 .12.20 ~ 平 5.3.31
水道局	水道事業管理者 安倍 理夫	平 5.4.1 ~ 平 7.3.31
水道局	水道事業管理者 清野 辰夫	平 7.4.1 ~ 平 10.3.31
水道局	水道事業管理者 蔵田 博之	平 10.4.1 ~ 平 13.3.31
水道局	水道事業管理者 瀬川 安弘	平 13.4.1 ~ 平 16.3.31
水道局	水道事業管理者 佐藤 孝一	平 16.4.1 ~ 平 19.3.31
水道局	水道事業管理者 五十嵐 悦朗	平 19.4.1 ~ 平 22.3.31
水道局	水道事業管理者 高橋 亨	平 22.4.1 ~ 平 24.3.31
水道局	水道事業管理者 山内 晃	平 24.4.1 ~ 平 27.3.31
水道局	水道事業管理者 吉川 誠一	平 27.4.1 ~ 平 28.3.31
水道局	水道事業管理者 高橋 新悦	平 28.4.1 ~ 平 30.3.31
水道局	水道事業管理者 板橋 秀樹	平 30.4.1 ~ 令 2.3.31
水道局	水道事業管理者 芳賀 洋一	令 2.4.1 ~ 令 4.3.31
水道局	水道事業管理者 佐藤 伸治	令 4.4.1 ~

組織体制の主な変遷

No	年月日	組織構成	組織変更の要点
1	大正2年8月8日	1部	水道部を設置
2	大正11年10月31日	1部4課	1部4課制の採用
3	大正13年6月1日	1部4課2所	4課2所に再編
4	昭和5年3月29日	1部5課1所	電気部と統合
5	昭和7年8月6日	1部3課1所	庶務課、経理課を廃止
6	昭和17年11月4日	1部5課5所	電気事業を廃止し、ガス事業を追加
7	昭和21年7月18日	1部2課	部を再編
8	昭和24年7月30日	1部2課1所	給水課を廃止し、業務課、拡張事務所を設置
9	昭和27年10月1日	4課1所	仙台市水道ガス事業局水道部と改称
10	昭和31年4月16日	5課	水道事業専任の管理者を設置、水道局を設置
11	昭和36年8月19日	1室6課1所	調査室、国見浄水所を設置
12	昭和42年5月1日	1部8課	第4次水道建設部を設置
13	昭和45年6月1日	1室3部9課	1室3部制の採用
14	昭和48年7月16日	1室3部14課	給水部内に国見浄水課、茂庭浄水課を設置
15	昭和52年2月1日	1室4部19課	営業部を設置
16	昭和63年3月1日	5部1室21課2所	泉事業部を設置
17	平成2年4月1日	5部22課4所	営業部、泉事業部、工務部を廃止し、業務部、配水部、建設部を設置
18	平成5年4月1日	4部20課4所	業務部、浄水部、配水部、建設部を廃止し、給水部、北営業部、南営業部を設置
19	平成9年4月1日	4部20課	北営業部、南営業部を廃止し、業務部、建設部を設置
20	平成12年4月1日	2部17課	業務部、給水部の2部体制に再編
21	平成21年4月1日	3部15課	給水部を再編し、業務部、給水部、浄水部の3部体制に再編
22	平成25年4月1日	3部14課	業務課、営業課を統合し、料金課を設置
23	令和2年4月1日	3部1室15課	水道危機管理室を新設、総務部を再編
24	令和3年4月1日	3部1室16課	給水部を再編し、東配水課、西配水課、管路整備課を設置

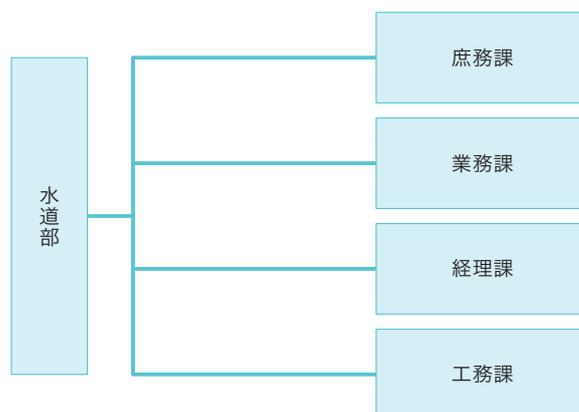
※No8以前は地方公営企業法施行前のため、市長の事務部局に所属



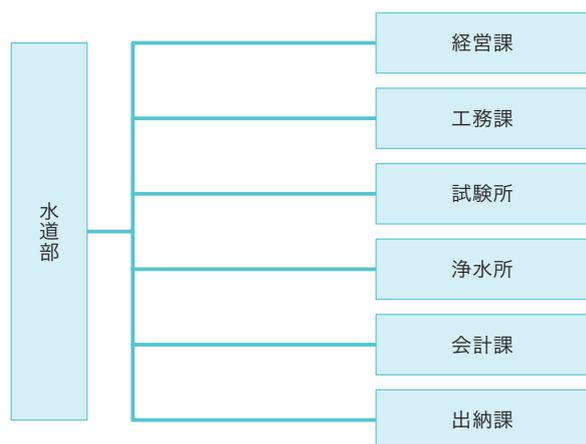
1. 大正2年8月8日



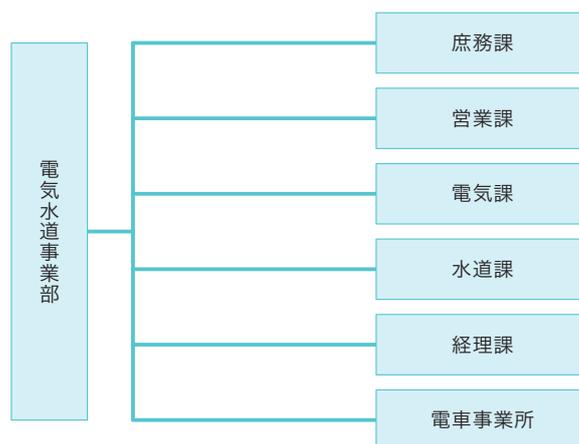
2. 大正11年10月31日



3. 大正13年6月1日

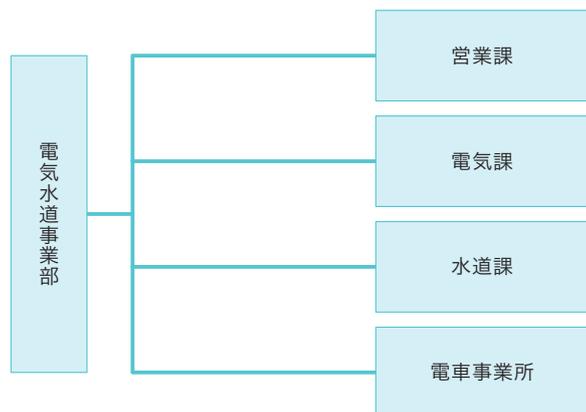


4. 昭和5年3月29日

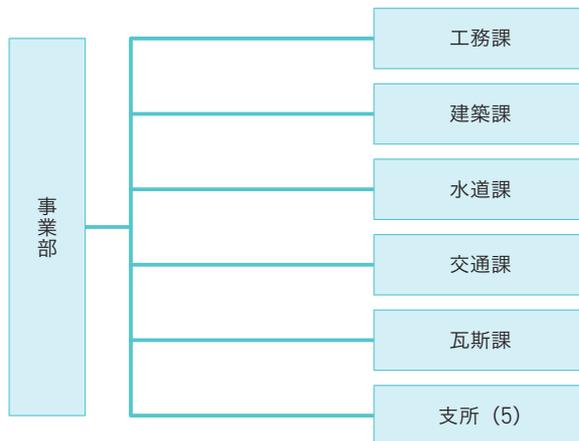


組織体制の主な変遷

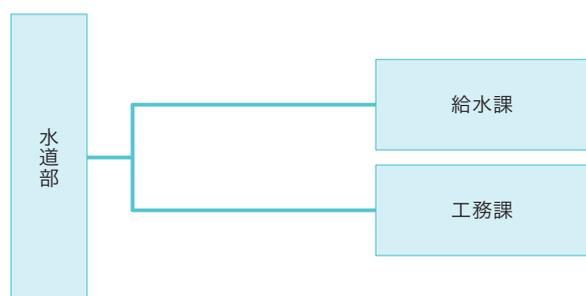
5. 昭和7年8月6日



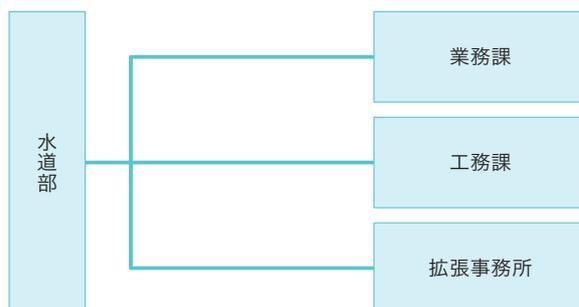
6. 昭和17年11月4日



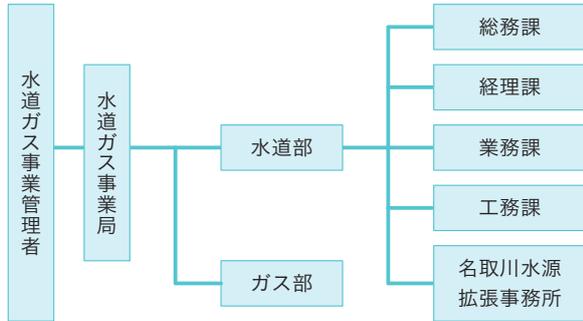
7. 昭和21年7月18日



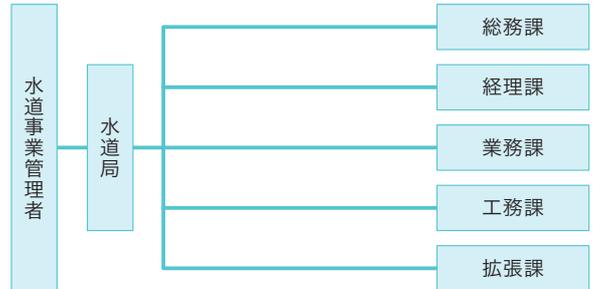
8. 昭和24年7月30日



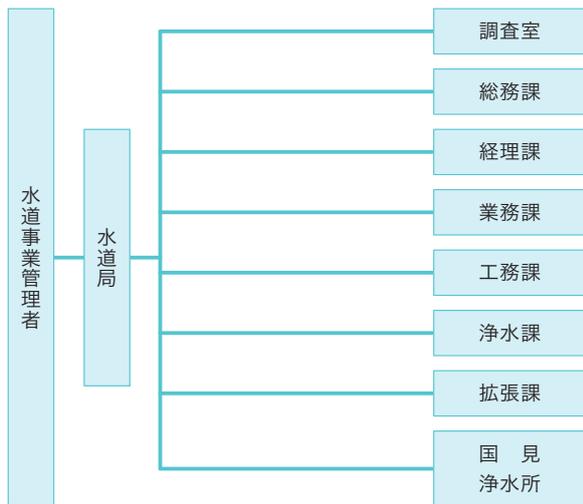
9. 昭和27年10月1日



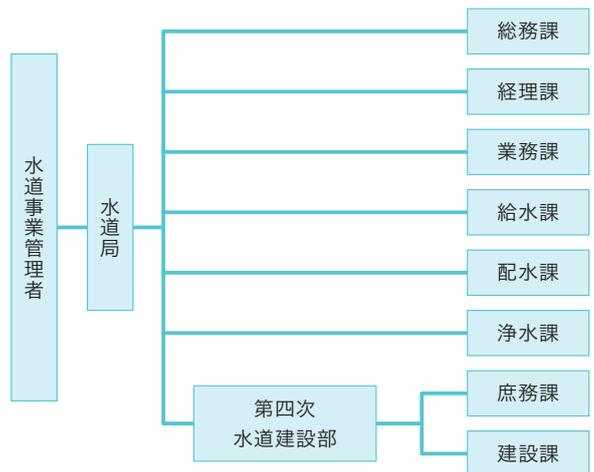
10. 昭和31年4月16日



11. 昭和36年8月19日

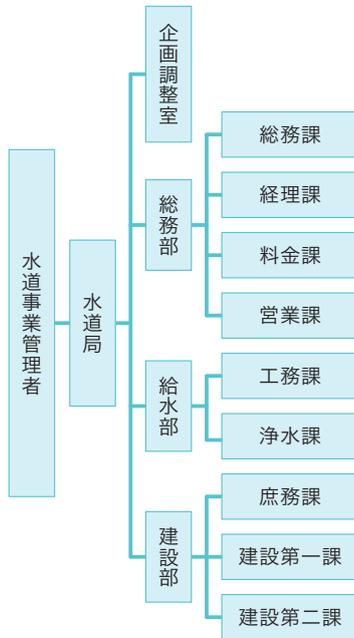


12. 昭和42年5月1日

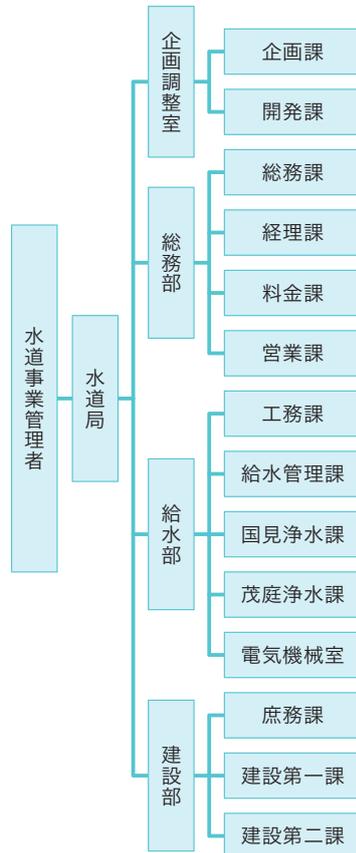


組織体制の主な変遷

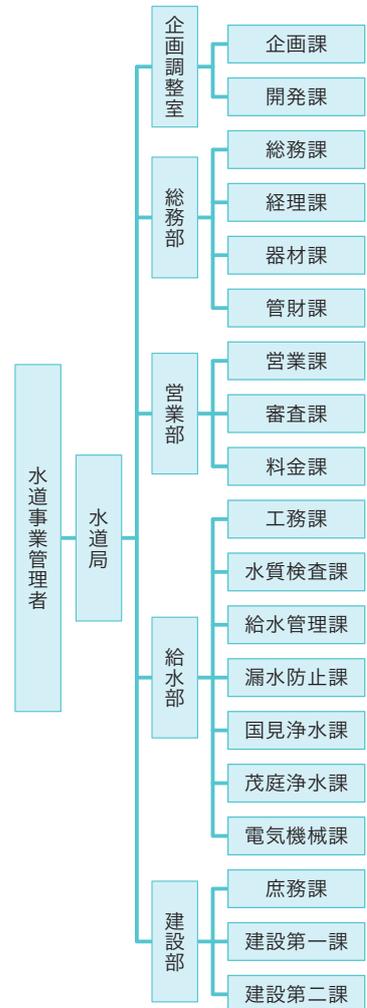
13. 昭和45年6月1日



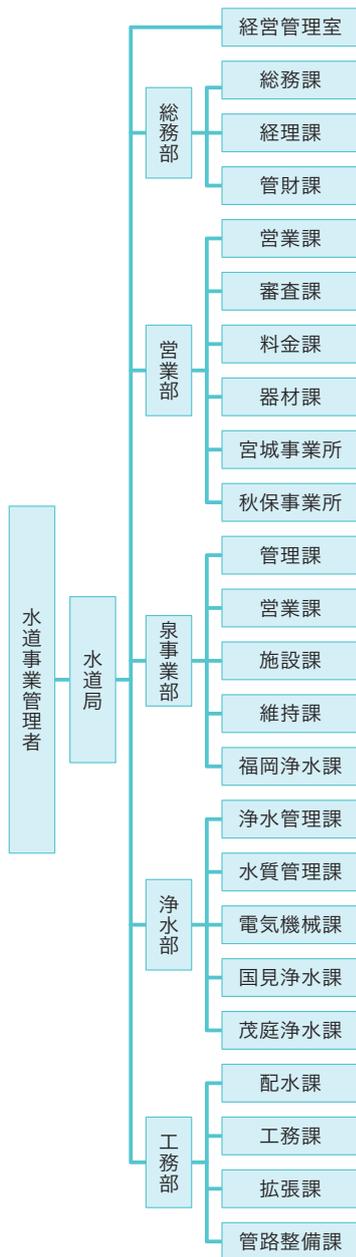
14. 昭和48年7月16日



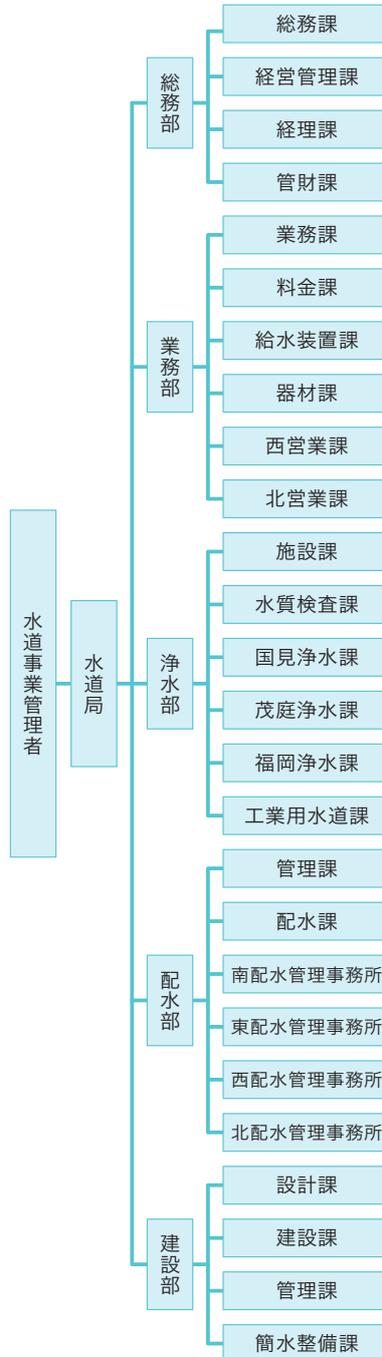
15. 昭和52年2月1日



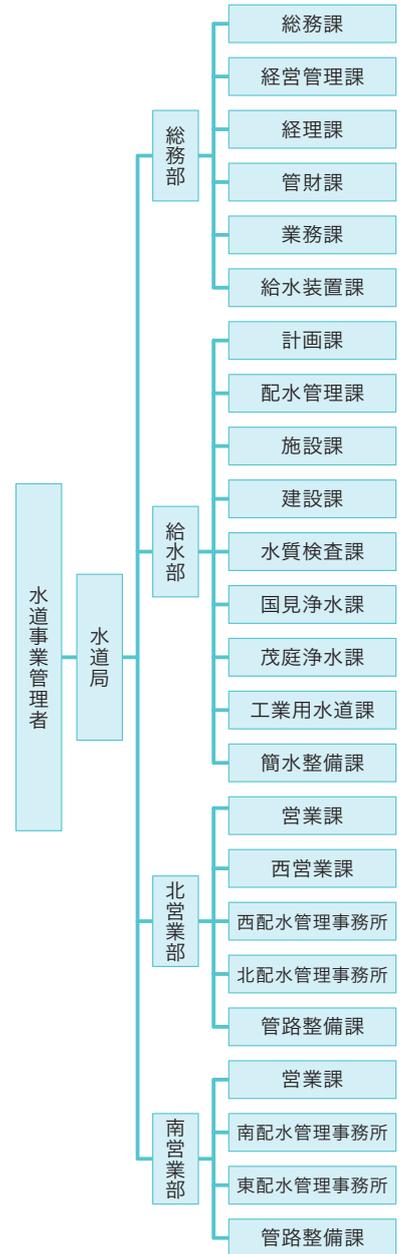
16. 昭和63年3月1日



17. 平成2年4月1日

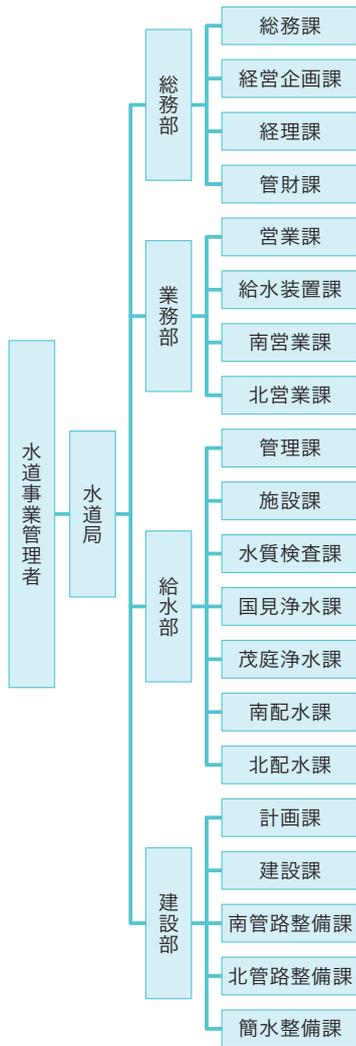


18. 平成5年4月1日

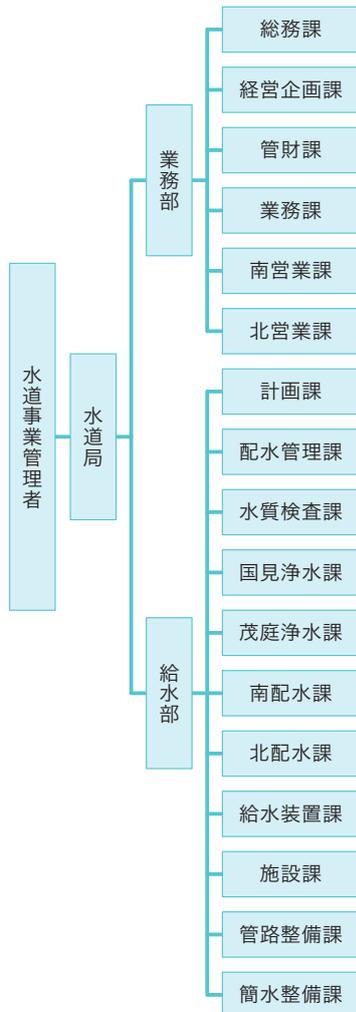


組織体制の主な変遷

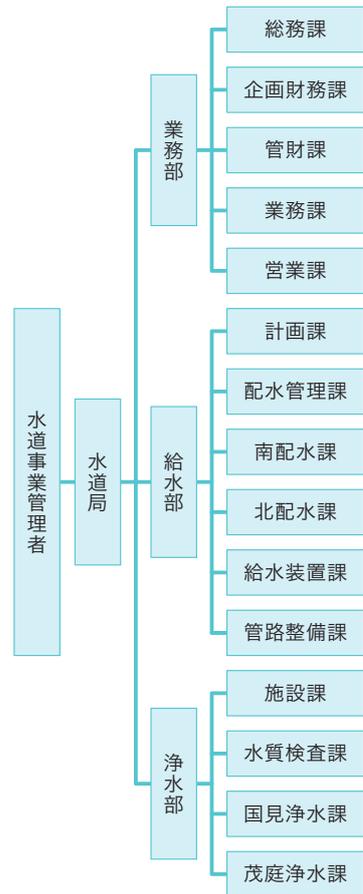
11. 平成9年4月1日



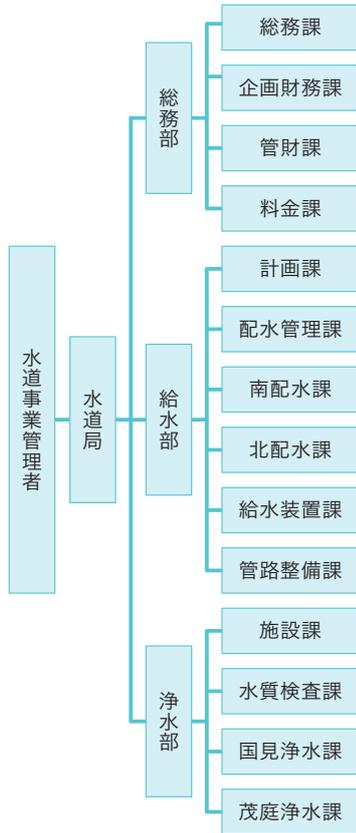
12. 平成12年4月1日



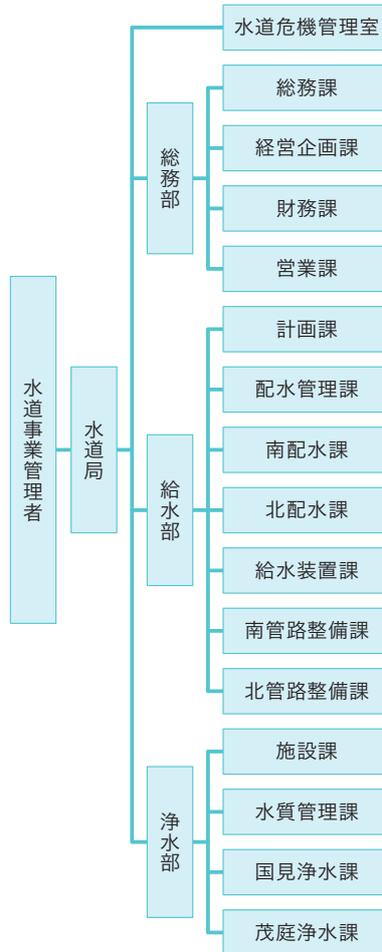
13. 平成21年4月1日



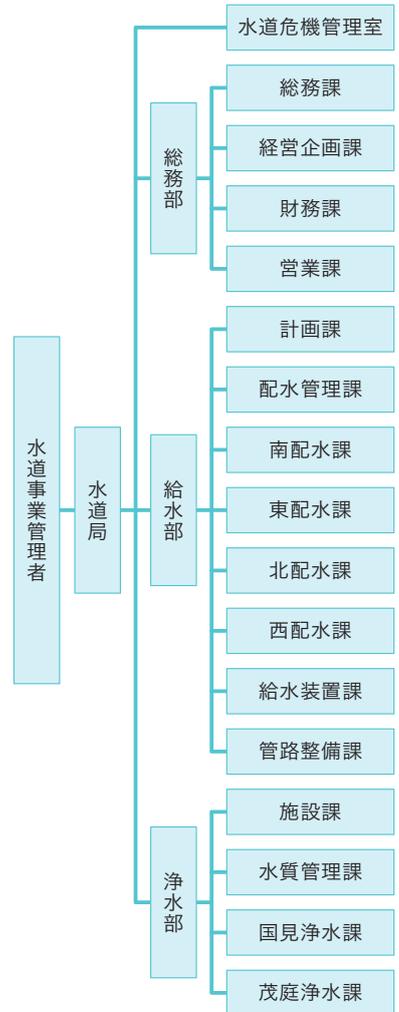
14. 平成25年4月1日



15. 令和2年4月1日



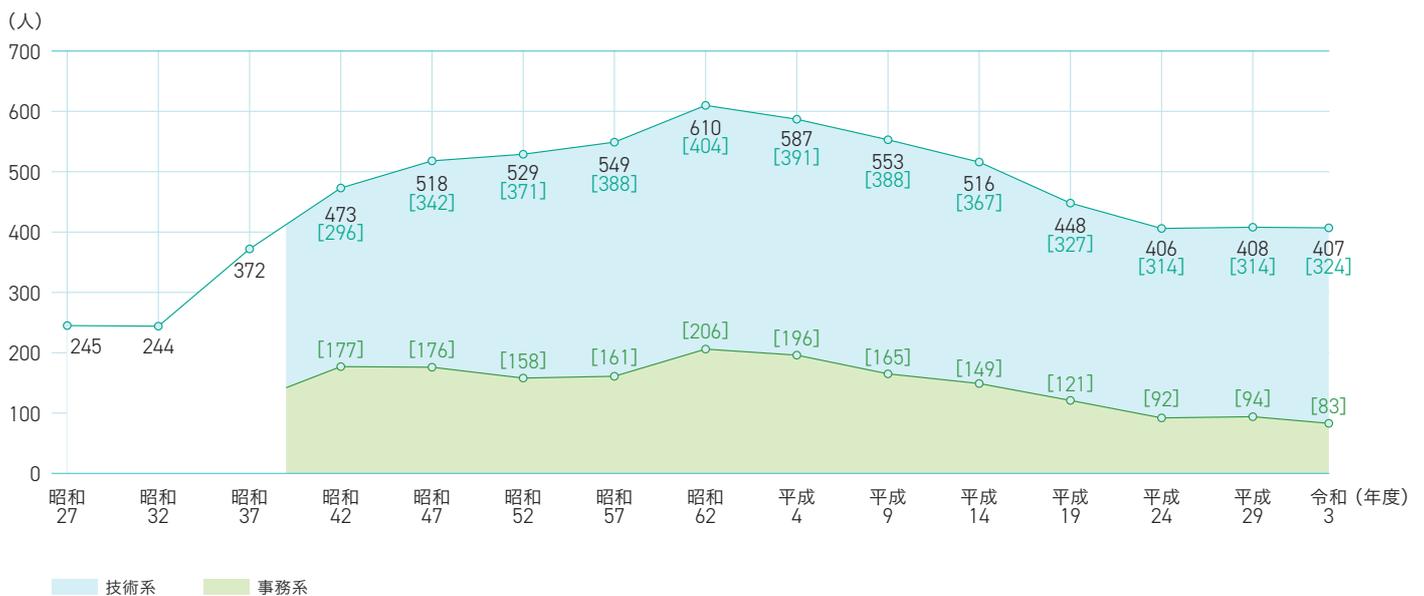
16. 令和3年4月1日



職員数の推移

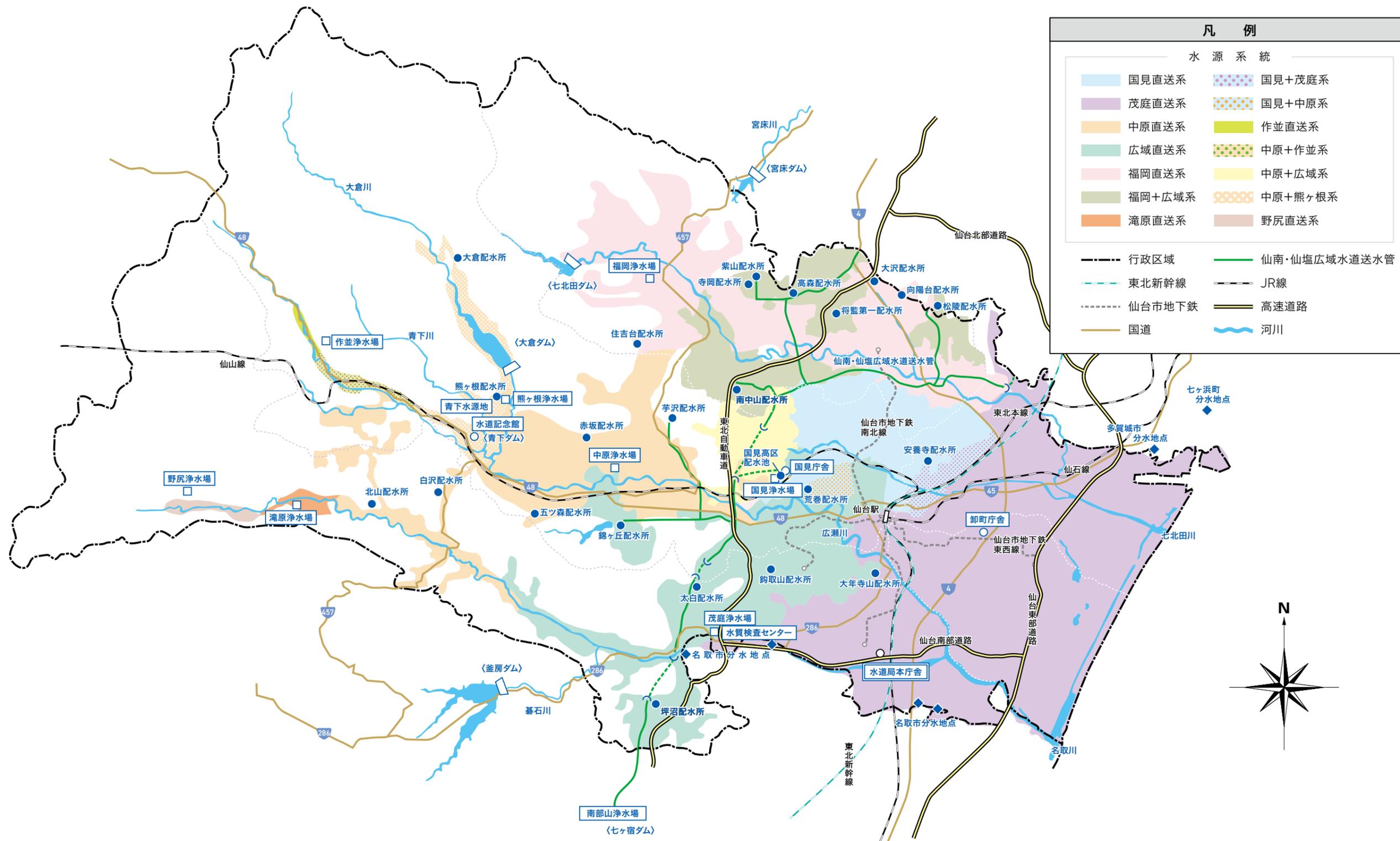
年度	事務系	技術系	合計
昭和27			245
昭和28			245
昭和29			244
昭和30			243
昭和31			243
昭和32			244
昭和33			250
昭和34			311
昭和35			328
昭和36			344
昭和37			372
昭和38			394
昭和39	142	267	409
昭和40	159	268	427
昭和41	177	259	436
昭和42	177	296	473
昭和43	178	315	493
昭和44	176	320	496
昭和45	184	318	502
昭和46	181	332	513
昭和47	176	342	518
昭和48	173	352	525
昭和49	171	363	534
昭和50	165	368	533
昭和51	165	366	531
昭和52	158	371	529
昭和53	160	382	542
昭和54	157	386	543
昭和55	157	391	548
昭和56	159	389	548
昭和57	161	388	549
昭和58	160	393	553
昭和59	162	390	552
昭和60	160	378	538
昭和61	156	372	528
昭和62	206	404	610
昭和63	209	397	606

年度	事務系	技術系	合計
平成元	205	399	604
平成2	199	393	592
平成3	198	391	589
平成4	196	391	587
平成5	184	397	581
平成6	182	393	575
平成7	176	386	562
平成8	171	388	559
平成9	165	388	553
平成10	164	386	550
平成11	162	385	547
平成12	151	372	523
平成13	148	366	514
平成14	149	367	516
平成15	147	361	508
平成16	141	356	497
平成17	139	354	493
平成18	129	341	470
平成19	121	327	448
平成20	100	326	426
平成21	100	323	423
平成22	96	324	420
平成23	94	322	416
平成24	92	314	406
平成25	93	313	406
平成26	93	313	406
平成27	92	313	405
平成28	92	315	407
平成29	94	314	408
平成30	92	319	411
平成31	93	319	412
令和2	89	319	408
令和3	83	324	407

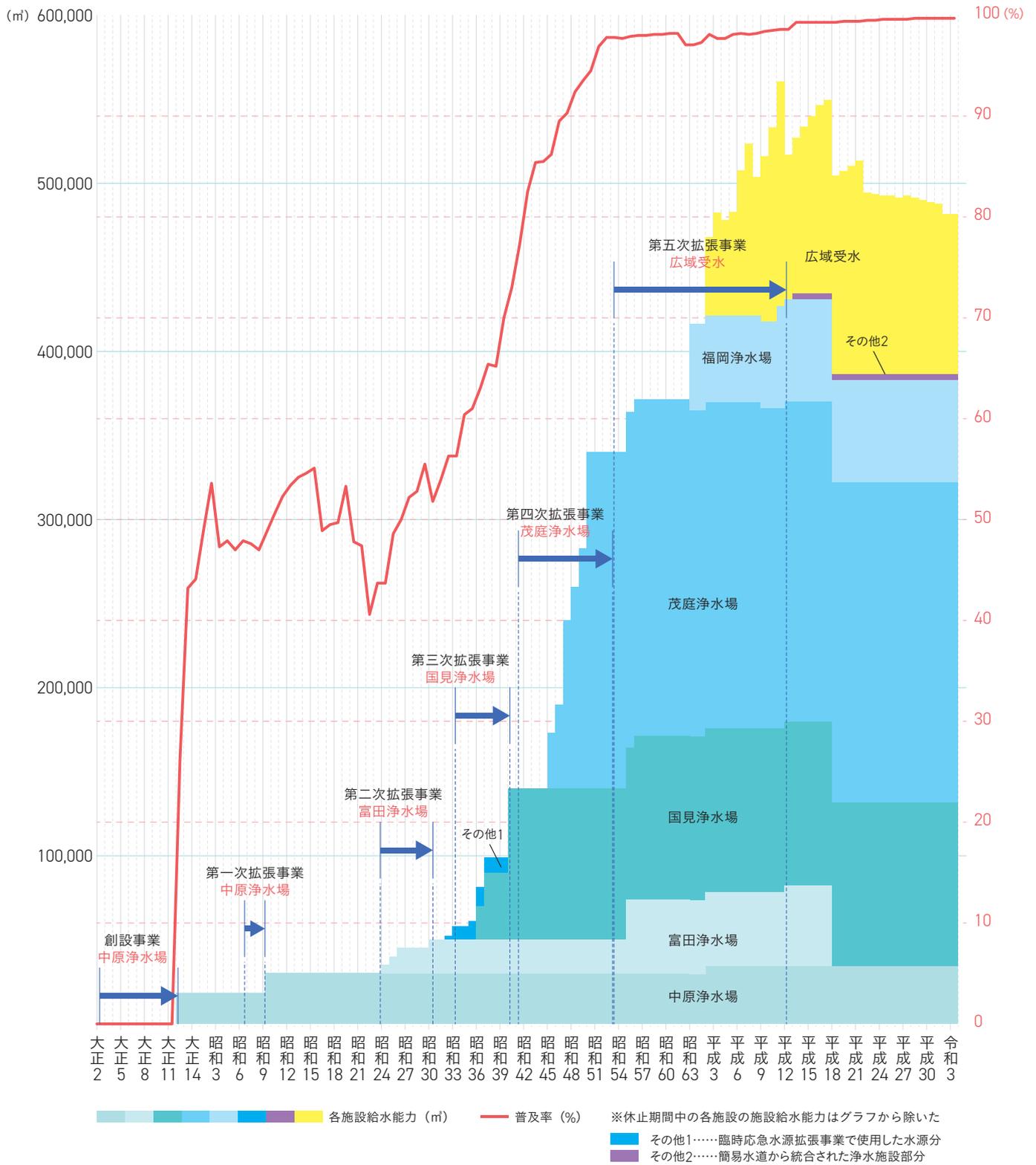


※職員数についてはフルタイム再任用職員は含み、短時間再任用職員は含まない
 なお、資料により確認できた昭和27年以降の掲載としている

主な施設配置と水源系統



拡張事業と施設能力の変遷



拡張事業と施設能力の変遷

事業名称	創設事業	第一次拡張事業	第二次拡張事業	第三次拡張事業
認可年月日	大正元年12月24日	昭和6年5月29日	昭和23年7月26日	昭和33年3月6日
起工年月	大正2年4月	昭和6年8月	昭和23年10月	昭和33年4月
竣工年月	大正12年3月	昭和9年3月	昭和30年3月	昭和40年3月
目標年度		昭和12年度	昭和31年度	昭和42年度
計画給水人口	120,000人	180,000人	250,000人	400,000人
計画一日最大給水量	18,490m ³ /日	30,000m ³ /日	50,000m ³ /日	140,000m ³ /日
水 源	大倉川表流水 18,490m ³ /日	青下ダム貯留水 11,750m ³ /日	名取川表流水 20,000m ³ /日 ※当初は伏流水を 水源としていたが、 昭和40年5月に 表流水に変更した	大倉ダム放流水 90,000m ³ /日
施 設	●中原浄水場 (増補事業[昭和47~54年度]により改造)		●富田浄水場 (増補事業[昭和47~ 54年度]により改造)	●国見浄水場
	●荒巻配水所 14,300m ³		●大年寺山配水所 8,000m ³	●国見(低区第一)配水池 12,000m ³ ●安養寺配水所 8,000m ³
事業費	260万円	165万円	3億3,476万円	30億5,000万円

第四次拡張事業	第五次拡張事業	簡易水道統合等事業
昭和41年3月12日	昭和53年5月15日	平成13年2月16日
昭和41年4月	昭和53年5月	平成13年4月
昭和53年3月	平成12年3月	平成20年3月
昭和55年度	平成22年度	平成22年度
620,000人	1,276,000人	1,124,000人
340,000m ³ /日	766,500m ³ /日	527,000m ³ /日
釜房ダム貯留水 200,000m ³ /日	大倉ダム放流水 15,000m ³ /日 釜房ダム放流水 24,000m ³ /日 名取川表流水 5,220m ³ /日 七北田ダム放流水 55,000m ³ /日 宮床ダム貯留水 10,000m ³ /日 釜房ダム貯留水 △3,900m ³ /日 広域水道受水 331,900m ³ /日	(旧簡易水道) 大倉ダム表流水 1,185m ³ /日 地下水 275m ³ /日 湧水 350m ³ /日 熊沢・元木沢表流水 2,200m ³ /日
●茂庭浄水場	●国見浄水場(一部増設) ●富田浄水場(一部増設) ●福岡浄水場 ●湯元浄水場 ●広域水道受水施設 坪 沼 8,200m ³ /日 太 白 120,000m ³ /日 錦ヶ丘 10,500m ³ /日 芋 沢 11,800m ³ /日 国 見 133,200m ³ /日 南中山 14,500m ³ /日 高 森 7,900m ³ /日 紫 山 4,000m ³ /日 松 陵 13,500m ³ /日 向陽台 8,300m ³ /日 計 331,900m ³ /日	(旧簡易水道) ●定義浄水場 ●熊ヶ根浄水場 ●作並浄水場 ●新川浄水場 ●野尻浄水場 ●滝原浄水場
●茂庭場内配水池 60,000m ³ ●鉤取山配水所 16,000m ³ ●青葉山配水所 4,000m ³ ●国見(低区第一)配水池 4,000m ³	●大年寺山配水所 8,000m ³ ●国見(低区第二)配水池 17,000m ³ ●国見(高区)配水池 34,000m ³ ●茂庭場内配水池 15,000m ³ ●中原場内配水池 4,000m ³ ●坪沼配水所 1,500m ³ ●太白配水所 20,000m ³ ●青葉山隧道配水所 57,000m ³ ●錦ヶ丘配水所 2,500m ³ ●芋沢配水所 3,000m ³ ●黒森山配水所 10,000m ³ ●南中山配水所 13,000m ³ ●紫山配水所 5,000m ³ ●その他	(旧簡易水道) ●熊ヶ根配水所 1,020m ³ ●大倉配水所 570m ³ ●作並配水池 2,000m ³ ●野尻配水池 150m ³ ●滝原配水池 260m ³ ●白沢配水所 700m ³ ●北山配水所 900m ³ ●芋峠配水所 600m ³ ●新川配水所 400m ³ ●作並南配水所 700m ³
※国見(低区第一)配水池は、増設分の数値を記載。	※大年寺山配水所、茂庭場内配水池は、増設分の数値を記載。	
207億7,000万円	644億1,859万円	-

浄水場と主な施設の概要 (令和3年度末時点で稼働中の施設)

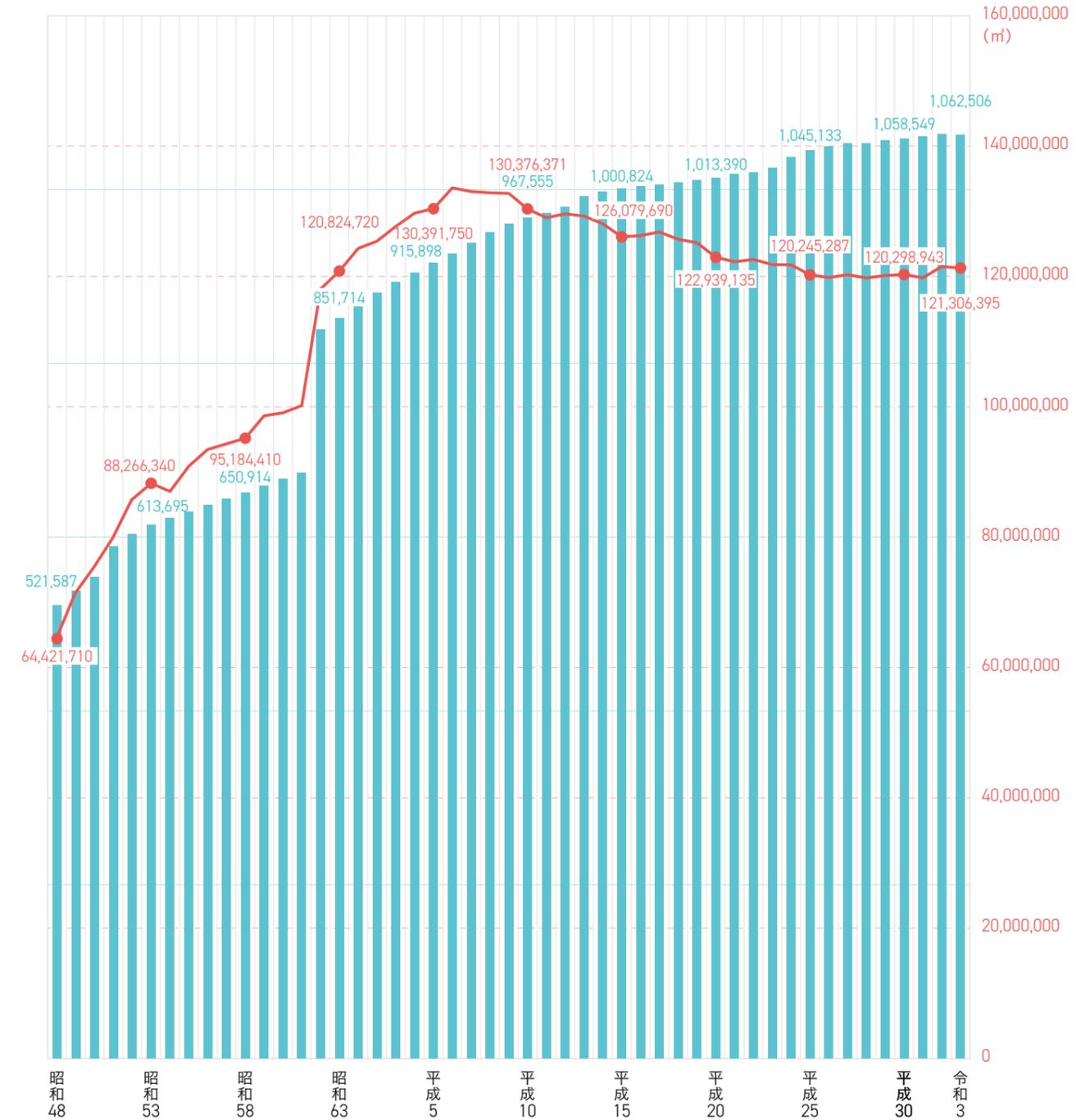
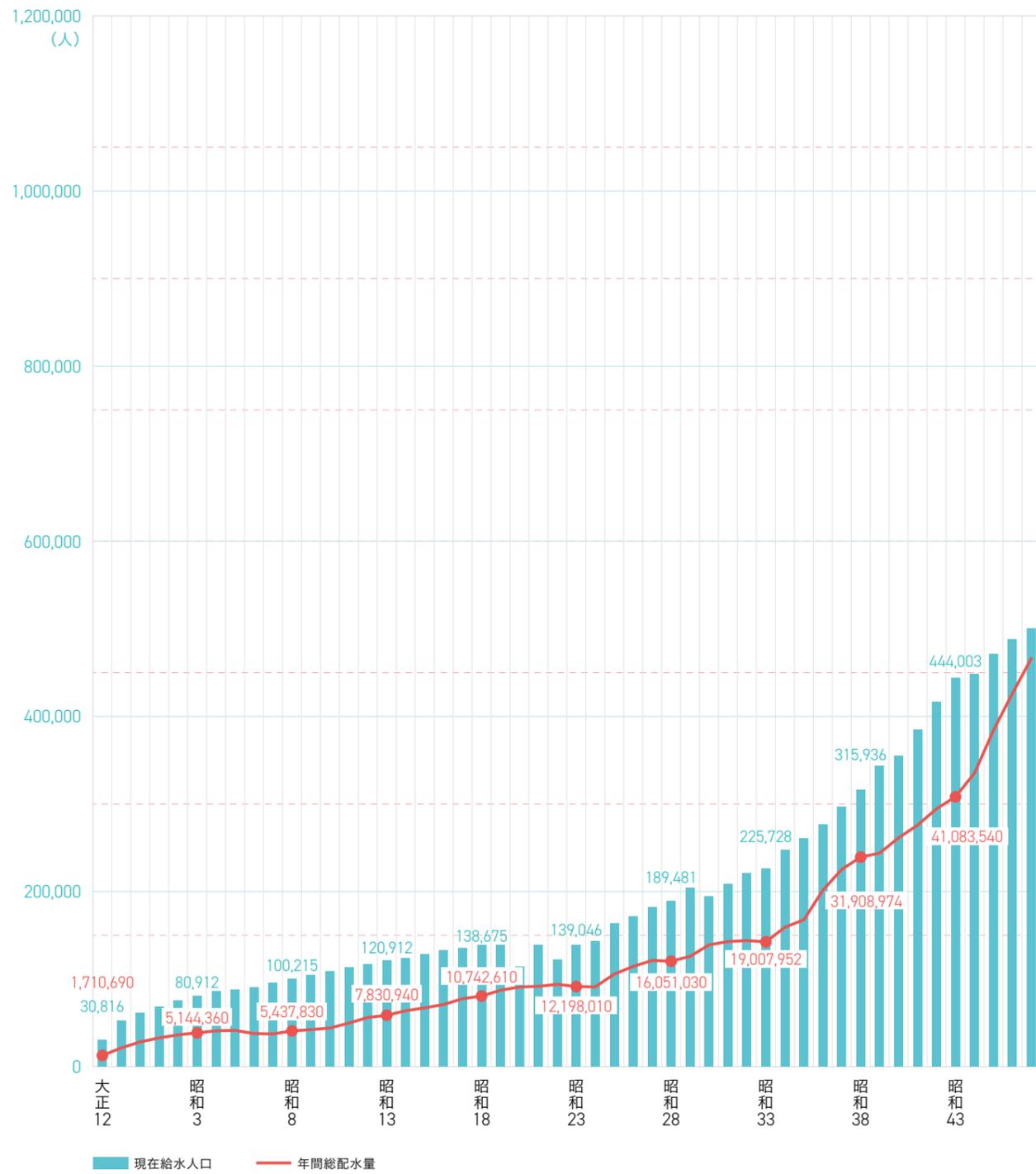
浄水場	中原浄水場		国見浄水場	茂庭浄水場	福岡浄水場	
河川名	大倉川	青下川	大倉川	碁石川	七北田川	宮床川
水源	大倉川表流水 大倉ダム放流水	青下ダム貯留水	大倉ダム放流水	釜房ダム貯留水	七北田ダム放流水	宮床ダム貯留水
貯水施設	大倉ダム	青下ダム	大倉ダム	釜房ダム	七北田ダム	宮床ダム
取水施設	取水門	取水塔	取水門	取水塔	取水堰	取水塔
取水方法	自然流下	自然流下	自然流下	自然流下	ポンプ揚水	ポンプ揚水
導水施設	隧道 4,742m	隧道 696m	隧道 7,850m	隧道 7,234m		調整池 1,000㎡
	導水管口径 600~800mm 1,008m	導水管口径 600mm 787m	導水管口径 1,200mm 4,213m	導水管口径 1,100~1,650mm 3,101m	導水管口径 800mm 1,550m	導水管口径 350~400mm 7,780m
浄水施設	横流式沈でん池 2池 急速ろ過池 8池	高速凝集沈でん池 4池 急速ろ過池 12池	高速凝集沈でん池 6池 急速ろ過池 20池	横流式沈でん池 2池 急速ろ過池 16池		
配水能力(注1) 【施設能力(注2)】	34,500㎡/日 (34,500㎡/日)	90,000㎡/日 (97,300㎡/日)	144,500㎡/日 (190,500㎡/日)	38,700㎡/日 (60,600㎡/日)		
送水施設	口径 200~700mm 46,795.7m				口径 250~800mm 28,300m	
主な配水施設 (配水所)	浄水場内 8,000㎡	浄水場内 33,000㎡	浄水場内 75,000㎡	将監第一 10,000㎡		
	五ッ森 1,650㎡	荒巻 10,000㎡	大年寺山 16,000㎡	大沢 3,000㎡		
	赤坂 1,300㎡	安養寺 8,000㎡		向陽台 3,000㎡		
	北山 600㎡			寺岡 2,500㎡		
	白沢 700㎡			住吉台 2,300㎡		
配水管延長	口径75mm~1,200mm 3,530,143m					

(注1) 配水能力=令和元年からの水利権等に基づき配水できる能力
 (注2) 施設能力=設計に基づく施設の最大能力
 ※現在休止中、また廃止した施設は記載しておりません
 (注3) 最終計画受水量を示す

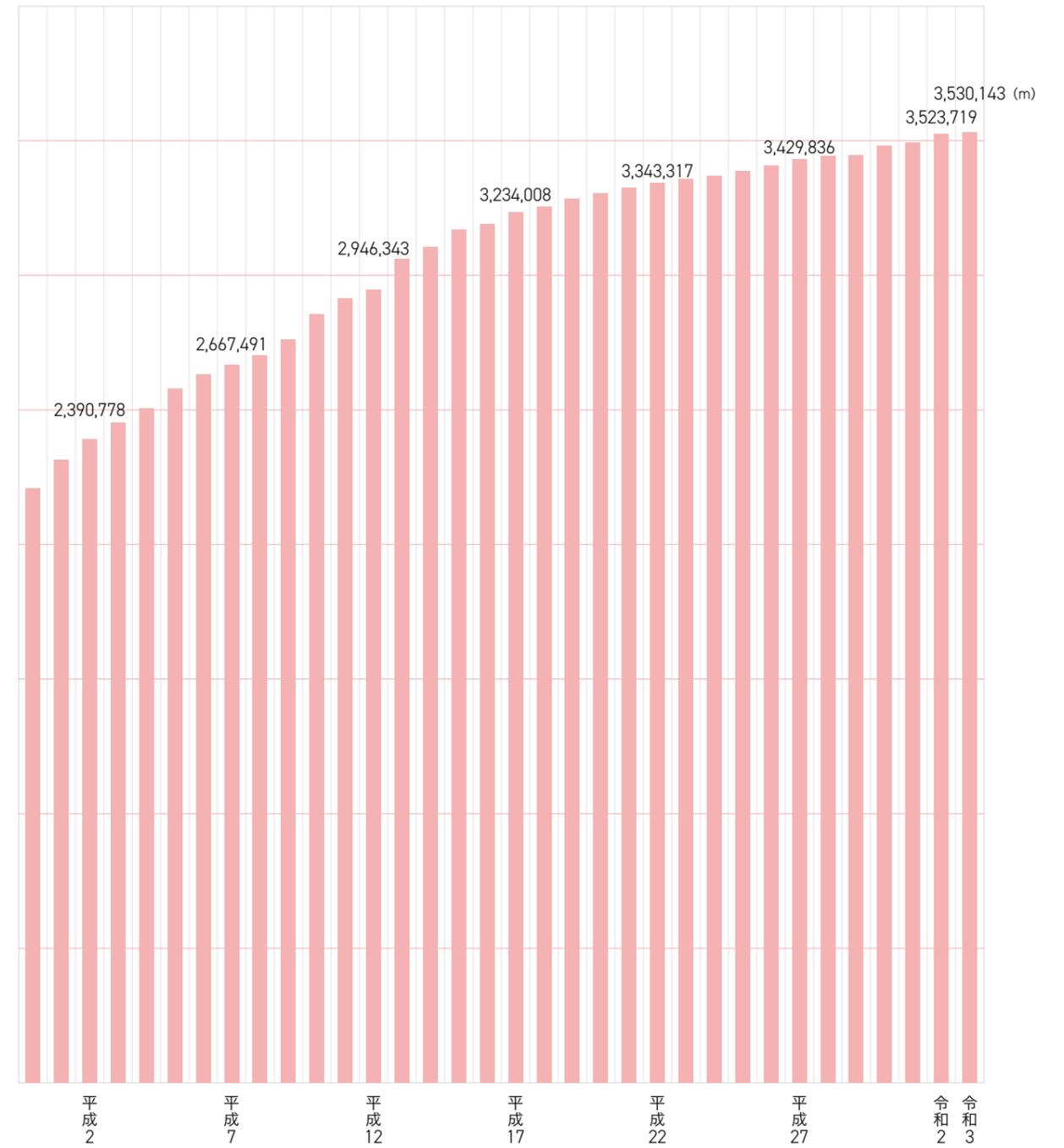
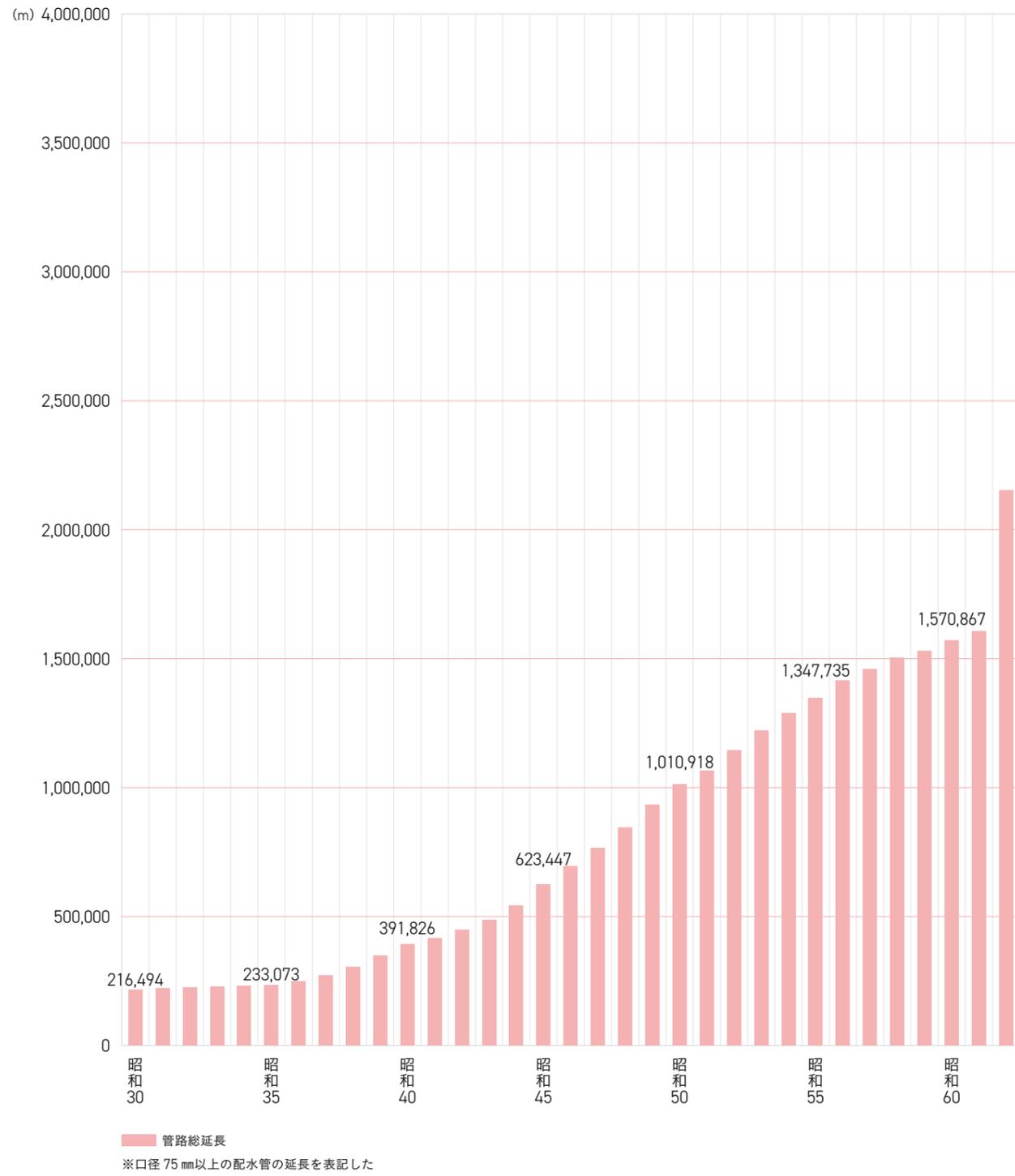
作並浄水場	熊ヶ根浄水場	野尻浄水場	滝原浄水場
	大倉川		
熊沢・元木沢 (表流水)	大倉川表流水	野尻水源(湧水)	滝原水源(湧水)
取水堰	取水榭	集水榭	集水井
自然流下	自然流下	自然流下	ポンプ揚水
導水管口径 100~300mm 3,322m	導水管口径 150~200mm 1,617m	導水管口径 75~100mm 917m	導水管口径 100mm 1,649m
横流式沈でん池 2池 急速ろ過池 6池	横流式沈でん池 2池 急速ろ過池 3池	膜ろ過施設	膜ろ過施設
2,000㎡/日 (2,000㎡/日)	1,100㎡/日 (1,100㎡/日)	190㎡/日 (190㎡/日)	160㎡/日 (160㎡/日)
	口径 150~300mm 8,742m		
浄水場内 2,000㎡	熊ヶ根 1,020㎡ 大倉 570㎡	浄水場内 150㎡	浄水場内 260㎡
口径75mm~1,200mm 3,530,143m			

名称	仙南・仙塩広域水道受水
河川名	白石川
水源	七ヶ宿ダム貯留水
貯水施設	七ヶ宿ダム
計画水量(注3)	331,900㎡/日
受水施設	国見高区 34,000㎡
	太白 20,000㎡
	南中山 13,000㎡
	紫山 5,000㎡
	高森 4,500㎡
	松陵 4,500㎡
	芋沢 3,000㎡
	錦ヶ丘 2,500㎡
	坪沼 1,500㎡

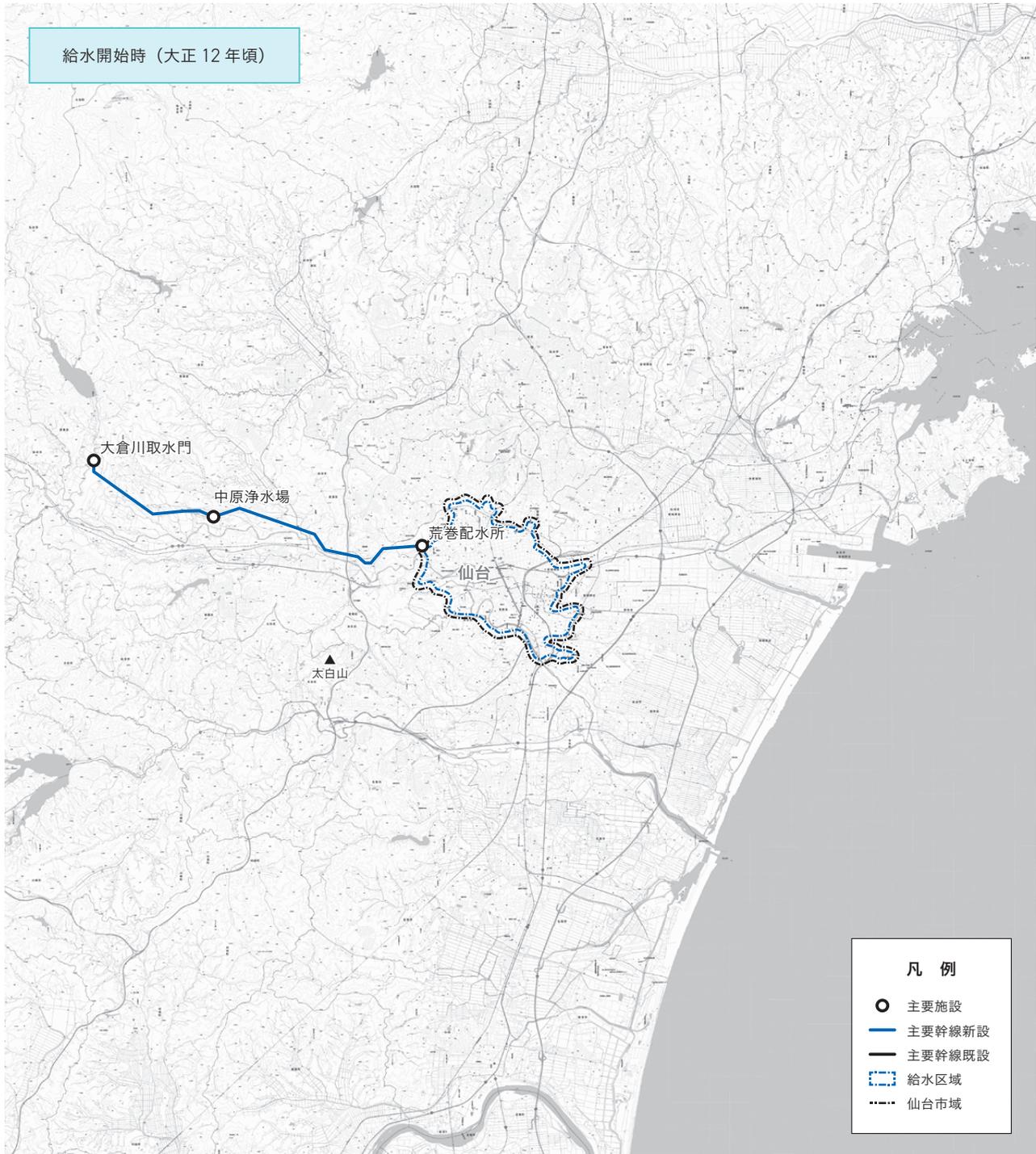
給水人口と総配水量の推移



管路総延長の推移



給水区域の変遷

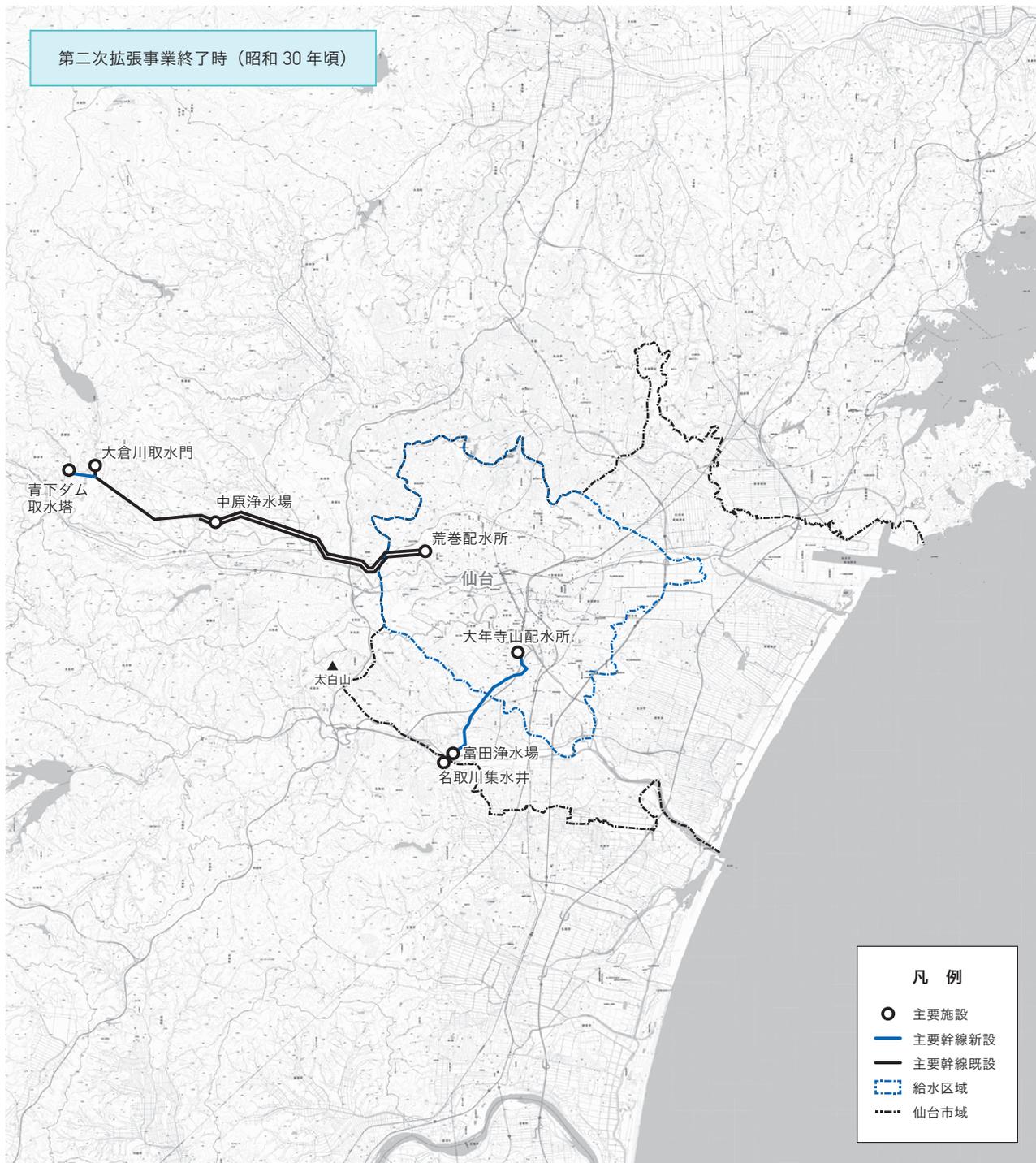


※この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地図を一部加工して作成した。

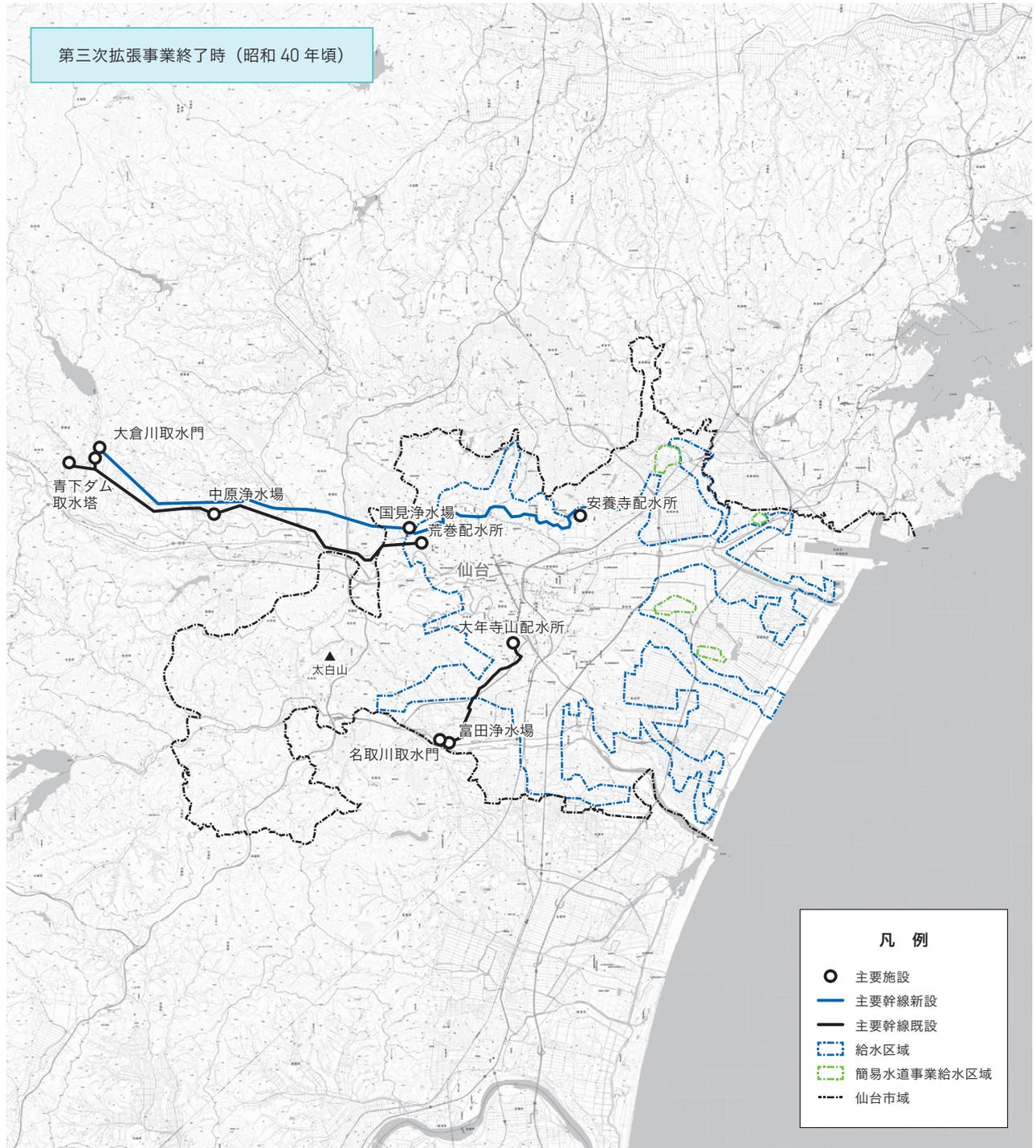


※この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地図を一部加工して作成した。

給水区域の変遷

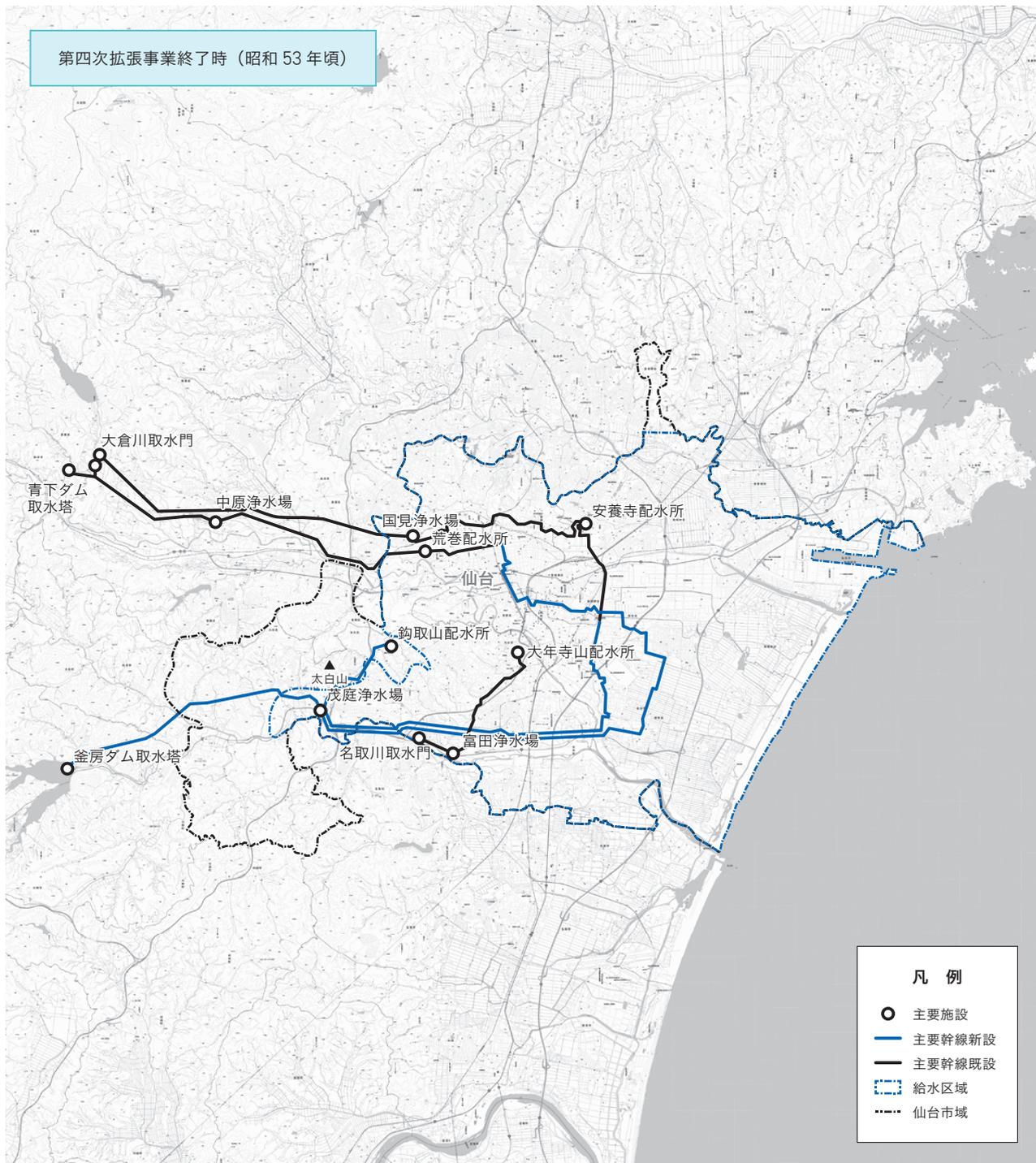


※この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地図を一部加工して作成した。

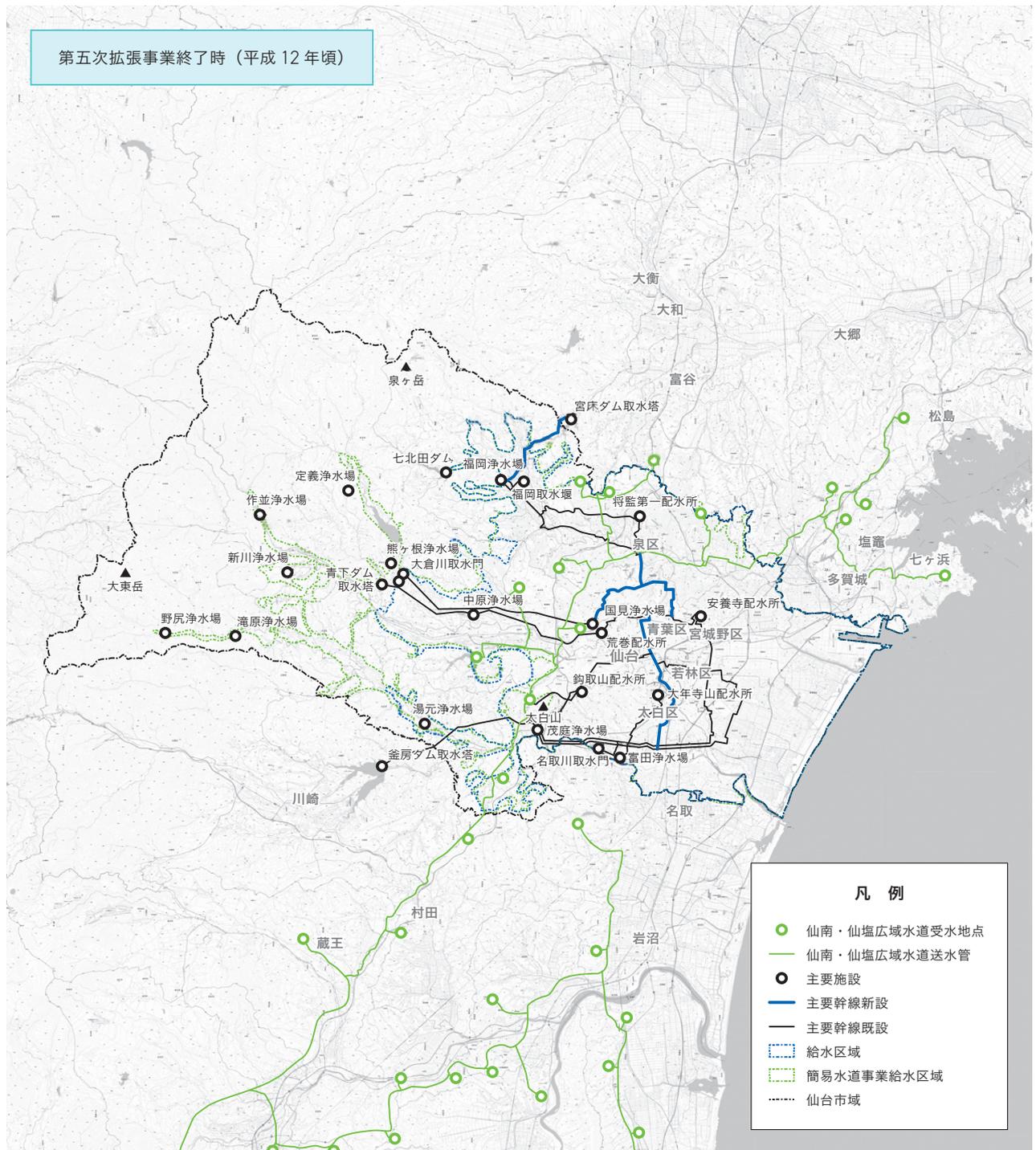


※この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地図を一部加工して作成した。

給水区域の変遷



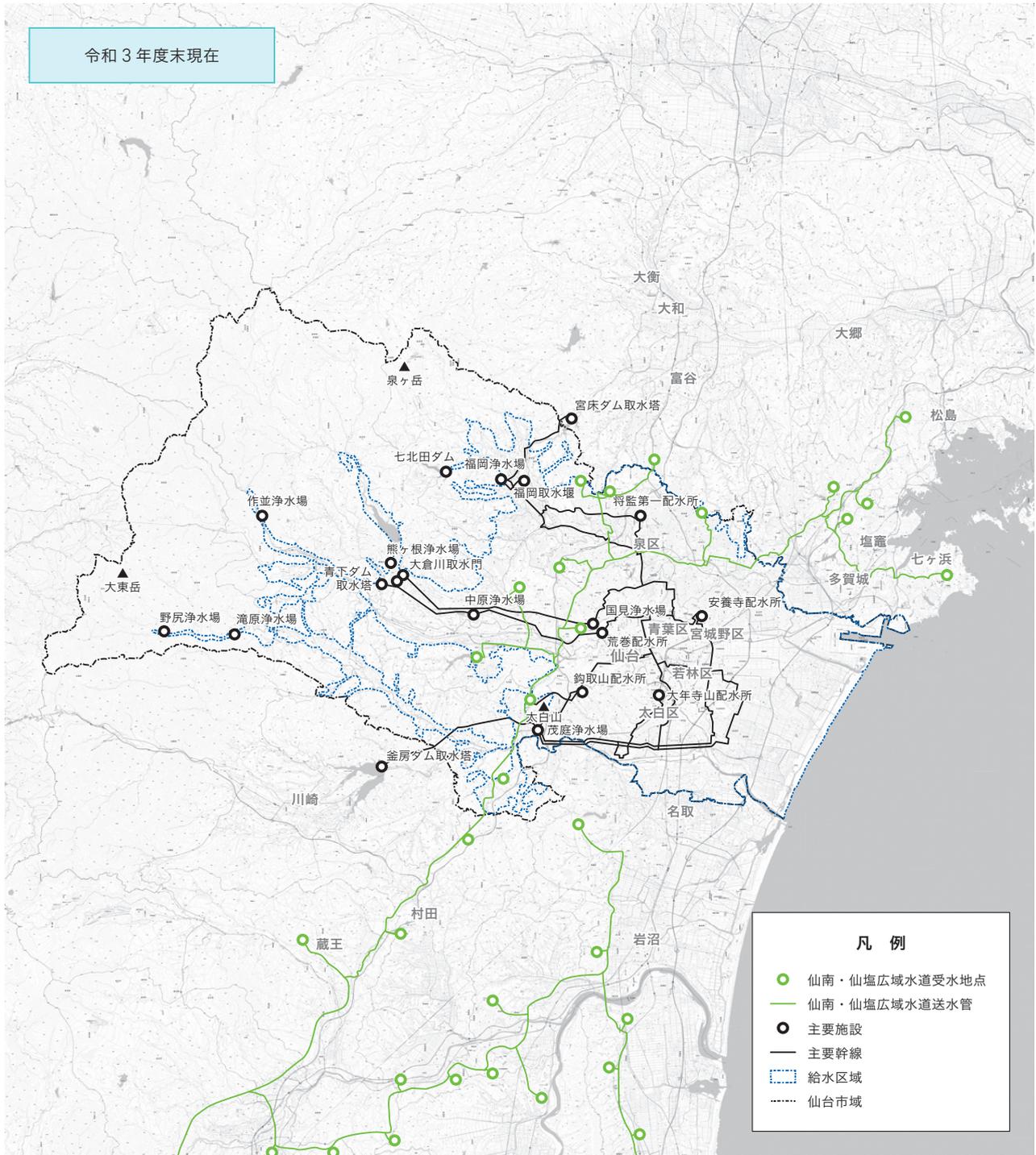
※この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地図を一部加工して作成した。



※定義浄水場は平成13年4月に休止
 湯元浄水場は平成6年3月に休止、平成16年6月に廃止
 新川浄水場は平成19年4月に休止
 富田浄水場は平成18年4月に休止、平成28年7月に廃止

※この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地図を一部加工して作成した。

給水区域の変遷



※この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の地図を一部加工して作成した。

水道料金の変遷

業種別水道料金表(大正12年2月適用)

種別及び用途		料 金
計量専用栓	家事用※	基本水量15㎡ 基本料金75銭 超過料金1㎡あたり5銭
	営業用甲(湯屋・製氷業)	基本水量100㎡ 基本料金3円50銭 超過料金1㎡あたり3銭
	営業用乙(その他営業)	基本水量15㎡ 基本料金75銭 超過料金1㎡あたり5銭
	官公署その他団体用 (工場、会社含む)	基本水量15㎡ 基本料金75銭 超過料金1㎡あたり5銭
	特別用(庭園、噴水など)	1㎡あたり15銭 最低料金1月あたり1円50銭
放任専用栓	家事用※	1戸5人まで75銭、1人増すごとに10銭 支栓1個、牛馬1頭につき各20銭 支栓のない浴槽15銭
	共用栓	1戸5人まで35銭、1人増すごとに5銭 牛馬1頭、浴槽1個につき各10銭
私設消火栓		消火演習1口1回20分間ごとに1円

※家事用は放任専用栓だが、市長が認めたとき、あるいは使用者の請求で計量専用栓とすることもできた。

水道料金の変遷

【給水料金】

種別 及び用途	適用 年月	昭和5年9月		昭和11年7月		昭和21年4月		昭和21年11月		昭和23年6月		昭和23年10月		昭和24年3月		昭和25年4月		昭和27年4月		昭和29年4月		昭和33年4月		昭和37年8月		昭和41年9月				
		水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	
一般用	基本	10	0.6	10	0.6	10	1.8	10	8	10	8	10	20	3	1	5	1	7	1	8	1	10	1	15	1	21	1	35	1	50
	超過	1	0.05	1	0.05	1	0.15	1	1	100まで 101以上	3	3.5	1	5	1	7	1	8	1	10	1	15	1	21	1	35	1	50		
団体会用	基本	10	0.6	10	0.6	10	8	10	8										20	150	20	200	20	300	20	500	20	700		
	超過	1	*0.05	1	*0.05	1	0.15	1	1										1	10	1	15	1	21	1	35	1	50		
工場用	基本																		100	800	100	1,000	100	1,500	100	2,500	100	3,500		
	超過																		1	11	1	15	1	21	1	35	1	50		
専用栓 浴場用	基本	100	0.35	100	0.35	100	11	100	60	50	90	100	350	100	350	100	500	200	1,350	200	1,800	200	2,700	200	4,500	200	6,000			
	超過	1	0.03	1	0.03	1	0.1	1	0.3	100まで 101以上	3	3.5	1	3.5	1	4	1	6	1	8	1	12	1	17	1	28	1	40		
プール用	基本			1,000	30	1,000	90	1,000	300	500	450	500	500	500	2,000	500	2,500	500	3,000	500	4,000	500	6,000	500	10,000	500	13,000			
	超過			1	0.025	1	0.1	1	0.3	100まで 101以上	5	3.5	1	3.5	1	4.5	1	5.5	1	7	1	10	1	16	1	26	1	35		
特別用	基本	10	工事用 1.5 庭園用 2	10	工事用 1.5 庭園用 2	10	工事用 5 庭園用 2	10	工事用 30 庭園用 3	10	90	10	90	10	90	10	90	10	120	10	180	10	270	10	450					
	超過	1	工事用 0.15 庭園用 0.2	1	工事用 0.15 庭園用 0.2	1	工事用 0.5 庭園用 0.6	1	工事用 0.5 庭園用 4	100まで 101以上	9	10	1	10	1	10	1	10	1	15	1	20	1	31	1	52				
共用栓	基本	5	0.28	5	0.28	5	0.8	5	4	6	10	6	20	6	75	6	30	6	40	6	55	6	80	6	130	6	130			
	超過	1	0.03	1	0.03	1	0.1	1	0.4	1	3	1	5	1	6.5	1	6.5	1	8	1	12	1	17	1	28	1	40			
消火栓	消火 演習 1回 10分 毎に	1		1		1		3	20	60	60	60	60	60	60	60	70	100	150	250	350									
	消火 演習 1回 10分 毎に	1		1		1		3	20	60	60	60	60	60	60	70	100	150	250	350										

*10,001～20,000㎡:0.035円、20,001以上:0.032円

【メーター使用料】

口径 (mm)	適用 年月	昭和5年9月	昭和11年7月	昭和21年4月	昭和21年11月	昭和23年6月	昭和23年10月	昭和24年3月	昭和25年4月	昭和27年4月	昭和29年4月	昭和33年4月	昭和37年8月	昭和41年9月
13		0.2円	0.2円	0.6円	2円	5円	5円	10円	10円	15円	20円	20円	30円	40円
16		0.3	0.3	0.9	3	8	8	15	15	20	25	25	37	
20		0.4	0.4	1.2	4	12	12	20	20	30	40	40	60	80
25		0.5	0.5	1.5	5	15	15	30	30	45	60	60	90	120
30		0.7	0.7	2.0	7	20	20	50	50	75	100	100	150	200
40		0.8	0.8	2.4	8	25	25	100	100	150	200	200	300	400
50		2.5	2.5	7.5	25	75	75	150	150	225	310	310	460	620
75		4.0	4.0	12.0	40	120	120	200	200	300	420	420	630	840
100		5.0	5.0	15.0	50	150	150	250	250	375	520	520	780	1,040
150		7.5	7.5	22.0	75	225	225	500	500	750	1,000	1,000	1,500	2,000
200		10.0	10.0	30.0	100	300	300	600	600	970	1,200	1,200	1,800	2,400

【1家庭1か月あたりの一般的な水道料金】※令和3年度時点

口径・水量	適用 年月	昭和5年9月	昭和11年7月	昭和21年4月	昭和21年11月	昭和23年6月	昭和23年10月	昭和24年3月	昭和25年4月	昭和27年4月	昭和29年4月	昭和33年4月	昭和37年8月	昭和41年9月
口径20mm 水量18㎡/月		1.4円	1.4円	4.2円	20円	56円	92円	126円	149円	185円	260円	358円	590円	830円

【従量料金】

種別 及び用途	適用 年月	昭和47年5月		昭和50年8月		昭和52年4月		昭和56年4月		平成2年5月		平成6年5月		平成10年4月	
		水量	料金	水量	料金										
専用栓 一般用	口径 25mm 以下	8㎡ まで	円 25	8㎡ まで	円 35	8㎡ まで	円 40	8㎡ まで	円 50	10㎡ まで	円 55	10㎡ まで	円 70	10㎡ まで	円 80
		30㎡ まで	55	20㎡ まで	70	20㎡ まで	85	20㎡ まで	110	20㎡ まで	130	20㎡ まで	165	20㎡ まで	185
		50㎡ まで	60	50㎡ まで	80	50㎡ まで	95	50㎡ まで	120	50㎡ まで	140	50㎡ まで	180	50㎡ まで	205
		51㎡ 以上	65	100㎡ まで	90	100㎡ まで	105	100㎡ まで	135	100㎡ まで	160	100㎡ まで	210	100㎡ まで	240
				200㎡ まで	95	200㎡ まで	115	200㎡ まで	145	200㎡ まで	180	200㎡ まで	240	200㎡ まで	275
	口径 30mm 以上	50㎡ まで	60	50㎡ まで	80	50㎡ まで	95	50㎡ まで	120	50㎡ まで	140	50㎡ まで	180	50㎡ まで	205
		100㎡ まで	65	100㎡ まで	90	100㎡ まで	105	100㎡ まで	135	100㎡ まで	160	100㎡ まで	210	100㎡ まで	240
		200㎡ まで	70	200㎡ まで	95	200㎡ まで	115	200㎡ まで	145	200㎡ まで	180	200㎡ まで	240	200㎡ まで	275
		201㎡ 以上	75	201㎡ 以上	105	201㎡ 以上	125	201㎡ 以上	160	201㎡ 以上	200	201㎡ 以上	270	201㎡ 以上	310
				201㎡ 以上	105	201㎡ 以上	125	201㎡ 以上	160	201㎡ 以上	200	201㎡ 以上	270	201㎡ 以上	310
公衆浴場用	200㎡ まで	35	200㎡ まで	50	200㎡ まで	65	200㎡ まで	80	200㎡ まで	90	200㎡ まで	110	200㎡ まで	125	
	201㎡ 以上	50	201㎡ 以上	70	201㎡ 以上	85	201㎡ 以上	110	201㎡ 以上	130	201㎡ 以上	165	201㎡ 以上	185	
プール用	500㎡ まで	35	500㎡ まで	50	500㎡ まで	65	500㎡ まで	80							
	501㎡ 以上	45	501㎡ 以上	70	501㎡ 以上	85	501㎡ 以上	110							
共用栓	1㎡ につき	25	1㎡ につき	36	1㎡ につき	40	1㎡ につき	50	1㎡ につき	55	1㎡ につき	70	1㎡ につき	80	
消火栓	消火演習 1回10分 毎に	360	消火演習 1回10分 毎に	500	消火演習 1回10分 毎に	590	消火演習 1回10分 毎に	760	消火演習 1回10分 毎に	900	消火演習 1回10分 毎に	1,150	消火演習 1回10分 毎に	1,300	

【基本料金】

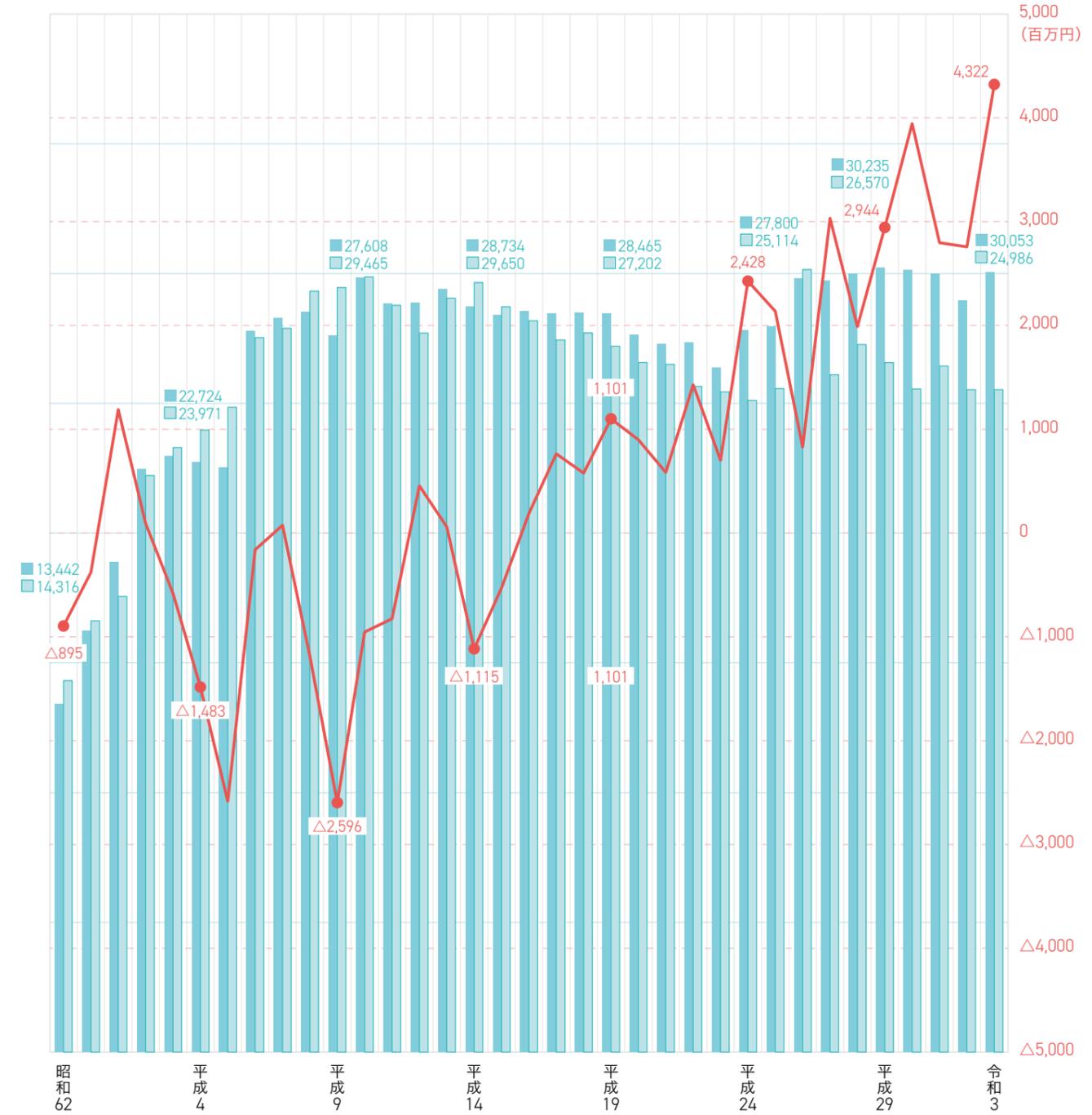
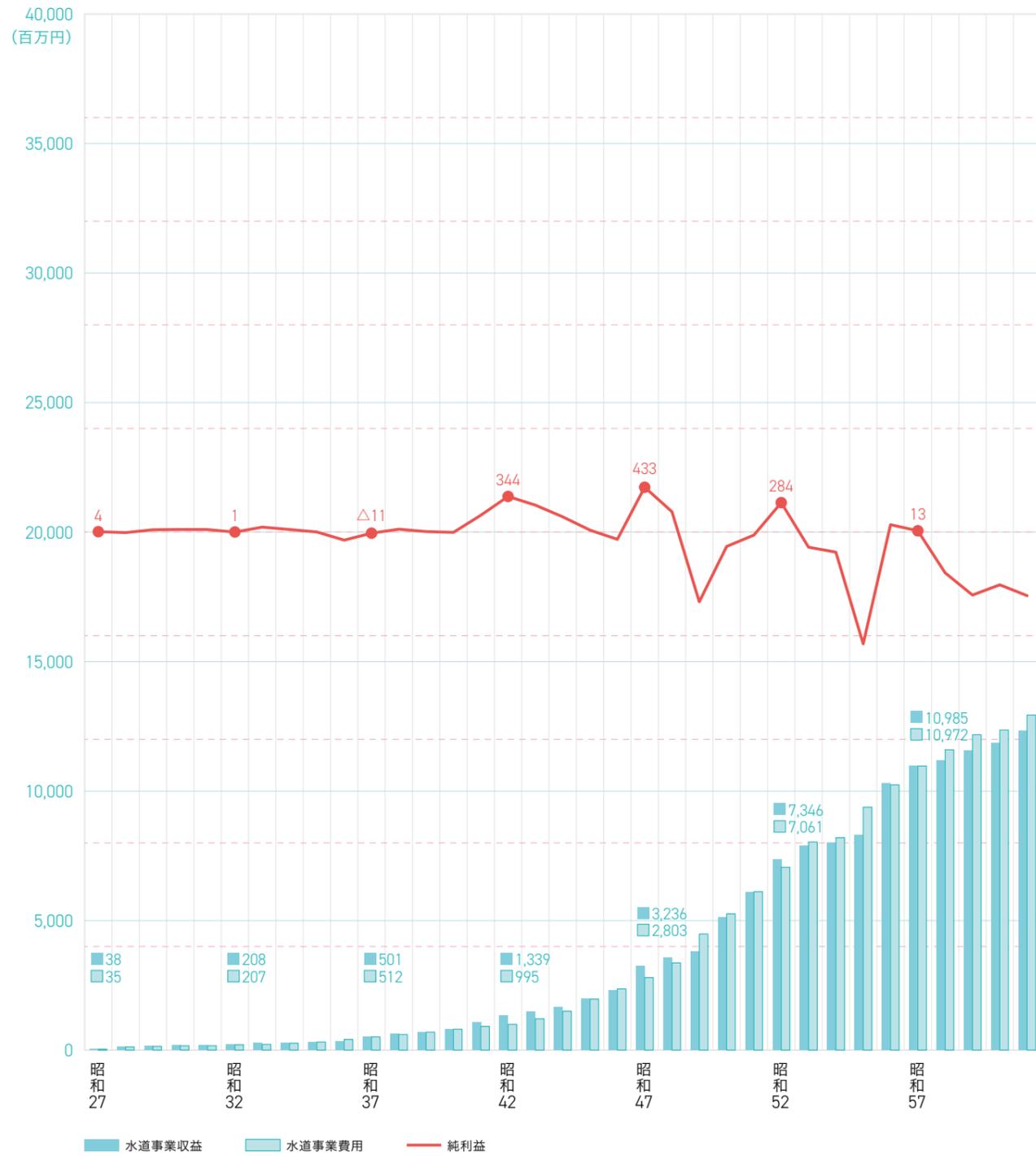
口径 (mm)	適用 年月	昭和47年5月	昭和50年8月	昭和52年4月	昭和56年4月	平成2年5月	平成6年5月	平成10年4月
13		170円	240円	280円	350円	450円	530円	580円
20		250	380	460	630	870	1,100	1,250
25		320	500	600	870	1,300	1,650	1,900
30		440	680	820	1,250	1,800	2,400	2,800
40		740	1,100	1,380	2,170	3,300	4,500	5,300
50		1,500	2,900	3,400	4,900	7,100	9,500	11,200
75		3,300	5,500	6,500	10,300	15,800	21,000	24,600
100		6,000	9,800	11,000	19,000	30,000	41,000	48,000
150		15,800	25,000	30,000	50,000	80,000	110,000	130,000
200		31,000	50,000	60,000	100,000	160,000	220,000	260,000
平均改定率		-	38.7%	18.8%	28.1%	18.6%	27.7%	13.6%

【1家庭1か月あたりの一般的な水道料金】※令和2年度時点

口径・水量	適用 年月	昭和47年5月	昭和50年8月	昭和52年4月	昭和56年4月	平成2年5月	平成6年5月	平成10年4月
口径20mm 水量18㎡/月		1,000円	1,360円	1,630円	2,130円	2,460円	3,120円	3,530円

※平成元年4月～平成9年3月の料金は、上記の基本料金と従量料金の合計額に103/100を乗じて得た額、平成9年4月～平成26年3月の料金は、合計額に105/100を乗じて得た額、平成26年4月～令和元年9月の料金は、合計額に108/100を乗じて得た額、令和元年10月以降の料金は、合計額に110/100を乗じて得た額である。

事業収支の推移



給水開始
100th

第 4 章

年表編

年表

年（和暦・西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
明治	元年（1868）		
	4年（1871）		
	22年（1889）		
	23年（1890）		
	24年（1891）	8.23	市会で上下水道のため市内用水路の調査を議決
	26年（1893）	3.-	仙台市街地の測量調査完了
		12.24	上下水道の設計を委嘱した内務省嘱託W.K.バルトン「仙台市衛生状況改良並びに水力供給中央局設置案」を報告
	27年（1894）		
	30年（1897）	10.29	市会で上下水道設計費（4,000円）を議決
		12.16	市は上下水道整備の設計のため、中島鋭治を顧問に委嘱、西尾虎太郎を上下水道設計主任に任命
	32年（1899）	1.19	上下水道工事設計完了
	33年（1900）		
	37年（1904）		
	42年（1909）		
	43年（1910）	5.16	市会で明治44年度より3ヵ年計画で水道布設を議決
	44年（1911）	6.13	水道工事計画変更（国庫補助確保困難のため明治45年度から3ヵ年計画）
45年（1912）	5.29	仙台市給水条例可決	
	6.1	仙台市水道布設認可の申請書を内務大臣に提出	
	6.3	仙台市水道給水条例認可の申請書を内務大臣に提出	
大正	元年（1912）	12.24	実施設計書提出を条件に水道布設認可（大倉川水源・計画1日最大18,490㎡）
	2年（1913）	3.23	市会で水道実施計画案を議決
		4.-	水道創設事業起工
		7.11	実施設計書の認可
		8.8	仙台市水道部設置規程を公布
	3年（1914）		
	7年（1918）		
	8年（1919）		
	9年（1920）		
	10年（1921）		
	11年（1922）	11.3	宮城県庁前において通水式を挙行
		12.-	一般家庭供給のための試験通水を開始
	12年（1923）	2.1	給水条例が施行され水道料金の徴収を開始（計量制と放任制の併用）
3.31		はじめて市内に給水を開始	
5.26		水道創設事業竣工式挙行	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
			明治維新
		7.14	廃藩置県により、仙台藩は仙台県となる
		2.11	大日本帝国憲法発布
		4.1	市制施行、仙台市の誕生（人口86,352人、戸数16,806戸）
2.13	水道条例公布		
		8.1	日清戦争勃発（明治28.4.17終戦）
		8.-	下水道第一期工事に着手
		5.8	仙台市で第一期下水道工事完成
		12.-	市内に電話が開通する
		2.8	日露戦争勃発（明治38.9.5終戦）
		12.20	仙台瓦斯株式会社創立（昭和16年市営化）
3.29	水道条例改正（水道公営の原則を緩和）		
		7.30	明治から大正に改元
4.9	水道条例改正（私企業の認可の要件を限定）		
		7.28	第一次世界大戦勃発（大正7.11.1終戦）
		8.-	シベリア出兵で物価騰貴、米騒動が起こる
		3.2	南町大火で郵便局など707軒焼失
		8.-	仙台市街自動車（仙台市交通局の前身）創立
		10.1	第一回国勢調査、仙台市人口118,984人
4.9	水道条例改正（内務大臣の職権の一部を地方長官に委任）		

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
大正	14年（1925）	4.1	水道料金集金制度を納付制度に改正
	15年（1926）		
昭和	元年（1926）		
	2年（1927）	1.2	寒波による水道管の凍結・破損（約3,000件）
		7.24	給水量増加による給水制限開始（9月解除）
		12.19	納付組合制の開始
	3年（1928）	7.11	給水量増加による給水制限開始（10.22解除）
	4年（1929）	3.30	水道料金集金制度に移行
	5年（1930）	4.1	機構改革により仙台市電気部及び水道部が合併し、電気水道事業部に再編
		5.26	原町方面への給水区域拡張認可
		7.2	給水量増加による給水制限開始（9.30解除）
		9.1	水道料金改定（料金10㎡ 60銭、放任制廃止）
	6年（1931）	5.29	第一次拡張事業認可（青下川水源・計画1日最大11,750㎡）
		8.11	荒巻、北根地区を給水区域に編入
		8.15	第一次拡張事業起工
	7年（1932）		
	8年（1933）	7.29	水道部守護神として、水分神社建立、地鎮祭挙行
		11.19	第一次拡張事業竣工式、通水式挙行
	9年（1934）	3.31	第一次拡張事業竣工
10年（1935）	8.8	仙台市水道誌刊行	
11年（1936）			
12年（1937）			
13年（1938）	1.10	西多賀地区を給水区域に編入	
15年（1940）			
16年（1941）			
17年（1942）	11.4	機構改革により事業部水道課となる	
18年（1943）	4.17	給水開始20周年記念式典挙行（於青下水源）	
20年（1945）			
21年（1946）	4.1	水道料金改定（料金10㎡ 1円80銭）	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
		6.13	秋保電気軌道長町～秋保電化完成
		11.25	仙台市電一部区間開通
		12.25	大正から昭和に改元
		4.1	長町、原町、七郷村南小泉を仙台市に編入
		11.22	宮城電鉄（現仙石線）仙台～石巻全線開通
		1.16	仙台市役所新庁舎完成（第二代）
		9.17	仙台鉄道通町～中新田全線開通
		9.24	仙山線仙台～愛子開通
		2.1	仙台市立病院が東二番丁に開院
		4.1	七北田村荒巻、北根を仙台市に編入
		9.18	満州事変勃発
		10.1	西多賀村を仙台市に編入
		9.5	市の紋章制定
		4.1	八木山公園が仙台市に寄付
		2.5	日本職業野球連盟（現日本野球機構）が設立
		4.1	仙台初の動物園が評定河原に開園
		7.7	日中戦争勃発
		11.10	仙山トンネルが完成し仙山線が全線開通
1.11	厚生省発足（水道行政は厚生省の所管となり、同省衛生局の所掌となる）	5.2	仙台市制50周年記念式挙行
		9.27	日独伊3国同盟締結
		4.1	市ガス事業の営業開始
		9.15	中田村、六郷村、七郷村、岩切村、高砂村を仙台市に編入
		12.8	ハワイ真珠湾攻撃、太平洋戦争始まる
		8.21	仙台市営バス開業
		7.10	空襲で仙台市内中心部の被災戸数1万1,933戸、死者約1,064人 仙台城大手門など焼失
		8.15	ポツダム宣言受諾
3.3	物価統制令が水道料金にも適用	11.3	日本国憲法公布

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
昭和	21年（1946）	7.18	機構改革により水道部となる
		11.25	水道料金改定（料金10㎡8円）
	22年（1947）		
23年（1948）		4.23	給水開始25周年記念式典挙行（於荒巻配水所）
		6.-	水道料金改定（料金10㎡20円）
		7.26	第二次拡張事業認可（名取川水源・計画1日最大20,000㎡）
		7.26	福田町水道布設工事認可
		9.3	福田町水道布設工事着工
		10.1	第二次拡張事業起工
24年（1949）		10.29	水道料金改定（料金10㎡40円）
		3.1	水道料金改定（料金10㎡50円）
		3.30	福田町水道布設工事竣工
		4.30	福田町水道布設工事通水式挙行
		12.16	第二次拡張事業、富田浄水場一部通水（第一次）（1日最大5,000㎡）
25年（1950）		4.-	水道料金改定（料金10㎡65円）
		7.25	第二次拡張事業、富田浄水場一部通水（第二次）（1日最大10,000㎡）
26年（1951）		3.28	第二次拡張事業、富田浄水場一部通水（第三次）（1日最大15,000㎡）
		4.22	二日町大火で水道部倉庫類焼（民家94戸全焼）
27年（1952）		4.-	水道料金改定（料金10㎡75円）
		10.1	地方公営企業法施行に伴い水道ガス事業局水道部に再編
28年（1953）		9.17	【旧秋保町】湯元地区簡易水道事業創設認可（計画給水量150㎡）
29年（1954）		4.1	水道料金改定（料金10㎡100円）
		7.-	七郷六丁目簡易水道設置
		-	【旧泉市】根白石地区簡易水道設置
30年（1955）		3.31	第二次拡張事業竣工、富田浄水場全面通水（計一日最大20,000㎡）
		4.9	第二次拡張事業竣工式挙行
		5.25	原町地区に修繕連絡所開設
		8.4	市内水不足が深刻化し、給水車出動
31年（1956）		4.16	機構改革により水道局となる
		7.23	臨時応急水源拡張工事認可（若林水源ほか4か所のさく井による1日最大10,000㎡取水の計画）
		8.-	今市簡易水道、宿在家簡易水道設置
32年（1957）		12.-	荒井四ツ谷簡易水道設置
33年（1958）		3.6	第三次拡張事業（大倉川水源拡張事業）認可（大倉ダム水源・計画1日最大90,000㎡）
		4.-	第三次拡張事業起工
		5.30	水不足のため時間給水、対策本部設置

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
12.26	水道条例改正（内務省の廃止により内務大臣の職権を主務大臣と改める）	3.11	公募により新通名「青葉通」「広瀬通」など決定
		4.5	地方自治法公布により、市町村長公選が行われる
		5.3	日本国憲法施行
		5.5	仙台市電全線開通
		9.16	関東・東北地方で台風第21号により被害発生
		5.2	本田光太郎ら3氏が初の仙台市名誉市民に
-	厚生省「飲料水検査指針」を制定	5.3	宮城県宮野球場（現宮城球場）開設
		8.10	宮城県宮城野原陸上競技場（現仙台市陸上競技場）開設
8.1	地方公営企業法公布	6.10	仙台市レジャーセンターが錦町公園に開設
8.15	地方自治法に基づき水道条例改正	2.1	NHKによる白黒テレビの本放送を開始
3.-	ダクタイル鉄管国内生産開始	7.21	仙台市野草園が大年寺山に開園
		2.1	仙台市天文台が西公園に開台
3.16	水道協会が日本水道協会と改称	4.1	生出村を仙台市に編入
6.15	水道法公布（12.14施行）	3.9	リバサイド市（アメリカ）と姉妹都市提携
		4.24	仙台飛行場（現仙台空港）開港
7.16	水質基準に関する省令公布	12.20	仙台市人口が40万人を超える
12.25	公共用水域の水質の保全に関する法律公布		

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦	月日	事 項
昭和	33年（1958）	10.-	若林水源給水開始
		10.15	大倉ダム起工式開催
11.24		大倉川水源拡張事業における仙台市と塩竈市の共同導水路建設についての協定調印	
34年（1959）	3.1	検針を隔月検針に切替え	
	4.7	第三次拡張事業起工式挙行	
	4.27	若林水源竣工式挙行	
	11.17	越路地内でφ400mm送水管破裂	
	-	【旧泉市】黒松団地簡易水道設置（県住宅供給公社営）	
35年（1960）	1.29	寒波による水道管の凍結・破損（1,551件）	
	3.25	第三次拡張事業変更認可（計画通りの浄水場用地が取得できず、沈でん池方式・ろ過池数変更）	
	8.7	【旧宮城町】作並地区簡易水道事業創設認可（計画給水量310㎡）	
	8.30	【旧宮城町】定義地区簡易水道事業創設認可（計画給水量60㎡）	
36年（1961）	4.1	簡易給水条例制定（七郷六丁目、宿在家、荒井四ツ谷簡易水道市営に移行）	
	4.-	大倉ダム竣工	
	8.3	第三次拡張事業、国見浄水場一部通水（第一次）（1日最大20,000㎡）	
	8.25	仙台塩竈共同導水路等竣工式挙行（仙台市・塩竈市共催）	
37年（1962）	3.26	第三次拡張事業の計画一部変更（事業費30億5,000万円）が市議会で議決	
	4.1	配水管整備5ヵ年計画に着手、今市簡易水道市営に移行	
	7.11	富田浄水場に集中豪雨で濁水流入（2千戸断水、1万戸水不足）	
	8.1	水道料金改定（平均66%値上げ）	
	8.3	第三次拡張事業、国見浄水場一部通水（第二次）（計1日最大40,000㎡）	
	8.24	燕沢、小松島さく井水源を国見浄水場系統に切替えて廃止	
	-	【旧泉市】旭ヶ丘簡易水道設置（民営）	
-	【旧泉市】南光台簡易水道設置（民営）		
38年（1963）	1.18	仙台市と塩竈市との大倉川水源共同導水路の維持管理協定を締結	
	6.8	給水開始40周年記念式典挙行	
	8.22	青葉神社下φ900mm配水管破裂（1万1,000戸断水）	
	8.28	【旧秋保町】馬場・長袋地区簡易水道事業創設認可（計画給水量345㎡）	
	8.29	大年寺山配水所からのφ400mm配水管破裂（浸水家屋50戸）	
39年（1964）	-	第三次拡張事業、国見浄水場一部通水（第三次）（計1日最大50,000㎡）	
	3.31	若林さく井水源を国見浄水場系統に切替えて廃止	
	5.1	今市簡易水道を上水道に編入	
	5.31	福田町水道を国見浄水場系統に切替えて廃止	
	6.1	宿在家簡易水道を上水道に編入	
	-	第三次拡張事業、国見浄水場一部通水（第四次）（計1日最大70,000㎡）	
40年（1965）	3.3	富田浄水場の取水方法を伏流水から表流水に変更認可	
	3.31	第三次拡張事業竣工、国見浄水場全面通水（1日最大90,000㎡）	
	5.8	第三次拡張事業竣工式挙行	
	-	【旧泉市】七北田地区簡易水道設置（公営）	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
		6.10	仙台市制70周年
-	全国水道普及率が50%を超える	5.24	チリ地震津波で北海道と三陸などに被害
		9.10	カラーテレビ本放送開始
		11.1	仙山線仙台～山形の全線電化完成
11.13	水資源開発公団法公布	5.7	秋保電鉄廃止
		10.1	仙台市博物館開館
		3.16	仙台市が全国初の健康都市宣言
		10.27	仙台市民図書館開館
		11.30	長町青果市場閉場
-	全国的渇水	3.3	仙台湾地区が新産業都市に指定
		8.18	宮城県スポーツセンター完成
		10.1	東海道新幹線開業
		10.10	東京オリンピック開幕
-	「公害審議会」に水道の広域化と経営方式を諮問	10.15	仙台市八木山動物公園開園
		11.8	現仙台市役所庁舎が完成（第三代）

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
昭和	40年（1965）	—	【旧泉市】鹿島地区簡易水道設置（公営）
	41年（1966）	1.21	寒波による水道管の凍結・破損（6日間で3,300件）
		3.12	第四次拡張事業認可（釜房ダム水源・計画1日最大200,000m ³ 、事業費90億2,600万円）
		4.—	第四次拡張事業起工
		5.1	七郷六丁目簡易水道を上水道に編入
		7.11	水道料金値上げ問題で公聴会開催（市議会特別委員会）
		7.13	市議会水道料金改定案（40.8%改定）否決
		8.11	臨時市議会水道料金改定案（34.2%値上げ）可決
		42年（1967）	1.16
	1.17		寒波による水道管の凍結・破損
	2.21		第四次拡張事業起工式挙行
	4.12		大倉ダムに係るダム使用権設定（最大取水量日量90,000m ³ 相当）
	6.1		水道料金徴収に口座振替制導入
	6.1		水道料金を隔月徴収に切替え
	8.14		【旧秋保町】野尻地区簡易水道事業創設認可（計画給水量90m ³ ）
	9.18		仙台市臨時水道料金制度調査会発足
	43年（1968）	4.1	収納団体委託制の開始
		10.8	【旧秋保町】馬場・長袋地区簡易水道事業変更認可（給水区域拡張等）
		11.20	原町修繕連絡所廃止、南小泉修繕連絡所開設
11.30		【旧宮城町】作並簡易水道事業変更認可（計画給水量2,000m ³ への増）	
—		【旧泉市】東黒松簡易水道設置（公営）	
—		【旧泉市】向陽台簡易水道設置（民営）	
44年（1969）	—	【旧泉市】松森団地専用水道設置（民営）	
	3.31	【旧泉市】水道事業（将監団地水道）創設認可、起工（深井戸水源、1日最大5,400m ³ 、事業費2億8,000万円）	
	5.18	異常干ばつのため名取川取水減水、向山地区断水	
	6.29	大倉ダム～国見浄水場間のφ1200mm共同導水管破裂（仙台市約8万8,000戸、塩竈市約1万4,000戸断水）（7.1解消）	
	10.15	広報紙「仙台の水道」創刊	
	11.17	水道局本庁舎が二日町に移転	
	—	【旧泉市】泉ニュータウン簡易水道設置（公営）	
45年（1970）	4.17	名取市、多賀城町、七ヶ浜町、利府町、泉町の一市四町と分水契約を締結（宮城町は昭和46.10.27締結）	
	6.22	釜房ダム竣工式	
	7.1	第四次拡張事業、茂庭浄水場一部通水（第一次）（1日最大33,000m ³ ）	
	8.27	仙台市臨時料金制度調査会が水道料金体系に関し答申	
	9.22	市議会、第四次拡張事業費の変更を議決（事業費149億8,500万円）	
	11.9	富田浄水場系φ500mm送水管破裂	
	11.20	仙台市臨時料金制度調査会が水道加入金の算定基準について答申	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
7.5	地方公営企業法一部改正、管理者の権限の強化	3.—	日本の総人口が1億人を突破
—	—	1.18	竹田市（大分県）、中野市（長野県）と音楽姉妹都市提携
—	—	5.—	仙台市人口が50万人を超える
—	—	9.6	レンヌ市（フランス）と姉妹都市提携
—	上水道高料金対策借換債制度創設	5.1	仙台市科学館開館
—	—	3.31	仙台市電北仙台線廃止
—	—	6.10	仙台市制80周年記念式典挙行
—	公共用水域水質環境基準制定	3.15	日本万国博覧会が大阪で開催
12.25	水質汚濁防止法公布	4.—	仙台バイパス全線開通
—	—	4.15	徳島市と観光姉妹都市提携
—	—	9.22	全国で初めて公害市民憲章制定
—	—	10.10	東一番丁で歩行者天国開始

年表

年（西暦）		仙台市水道局		
元号	和暦西暦	月日	事 項	
昭和	45年（1970）	12.14	【旧泉市】水道事業第一次拡張事業認可、起工（深井戸水源・仙台市分水、1日最大27,000m ³ 、事業費10億7,500万円）	
		12.21	水道加入金制度創設（昭和46.6.1適用）	
		—	【旧泉市】天ヶ沢地区簡易水道設置（公営）	
			—	【旧泉市】泉ヶ丘ニュータウン簡易水道設置（民営）
	46年（1971）	1.13	【旧宮城町】向田地区簡易水道事業創設認可（計画給水量150m ³ ）	
		4.1	簡易水道事業給水条例廃止（荒井四ツ谷簡易水道を上水道に編入）	
		4.1	収納私人委託制の開始	
		4.14	釜房ダムに係るダム使用権設定（茂庭分・最大取水量日量200,000m ³ ）	
		7.9	富田浄水場系φ500mm送水管破裂（八木山、向山地区断水500戸）	
		7.ー	第四次拡張事業、茂庭浄水場一部通水（第二次）（1日最大50,000m ³ ）	
9.14		仙塩地区水道対策協議会発足		
—		【旧泉市】七北田地区、向陽台、旭ヶ丘、泉ニュータウン、東黒松簡易水道を水道に統合		
—		【旧泉市】水道創設事業竣工（総事業費1億7,891万円）		
47年（1972）	2.11	小松島小学校前φ900mm配水管破裂（鶴ヶ谷、小松島地区9,500戸断水）		
	3.31	【旧泉市】水道事業第二次拡張事業認可（富谷町東向陽台地区編入）		
	4.1	使用水量の委託計量制を採用		
	5.1	水道料金改定（料金体系を用途別から口径別に変更）		
	5.8	第四次拡張事業、茂庭浄水場一部通水（第三次）（1日最大100,000m ³ ）		
	6.1	富田浄水場休止（浄水場増補事業による改良工事）		
	8.24	【旧宮城町】作並簡易水道事業変更認可（給水区域拡張等）		
	11.1	浄水場増補事業認可（中原浄水場・富田浄水場の浄水処理方式変更）		
	—	【旧泉市】黒松団地簡易水道を水道に統合		
	48年（1973）	3.14	第四次拡張事業費179億2,500万円に変更	
3.27		【旧宮城町】第三松ヶ丘簡易水道事業創設認可（計画給水量123m ³ ）		
4.27		第四次拡張事業、茂庭浄水場一部通水（第四次）（1日最大120,000m ³ ）		
7.17		異常渇水により臨時給水対策本部設置		
8.1		【旧秋保町】湯元地区簡易水道事業変更認可（計画給水量5,220m ³ への増）		
8.11		大倉ダム第一次取水制限（14％）実施（国見系）給水制限（10％）（9.25解除）		
8.21		大倉ダム第二次取水制限（40％）実施（国見系）給水制限（25％）		
8.27		釜房ダムの取水制限（茂庭系）給水制限（20％）（9.12解除）		
11.19		給水開始50周年記念式典挙行、仙台市水道50年史刊行		
12.28		【旧宮城町】郷六地区簡易水道事業創設認可（計画給水量300m ³ ）		
49年（1974）	3.31	【旧泉市】水道事業第三次拡張事業認可、起工（七北田ダム水源、1日最大55,000m ³ 、事業費67億4,000万円）		
	4.1	【旧秋保町】滝原地区簡易水道事業創設認可（計画給水量130m ³ ）		
	6.6	【旧宮城町】吉成地区水道事業創設認可（計画給水量2,500m ³ ）		
	6.10	第四次拡張事業、茂庭浄水場一部通水（第五次）（1日最大143,000m ³ ）		
	8.1	水道加入金改定（平均改定率88.6％）		

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
7.1	環境庁発足	7.17	仙台港開港
		9.1	仙台市花「ハギ」、市木「ケヤキ」などを決定
		2.3	札幌冬季オリンピック開幕
		5.15	沖縄県が27年ぶりに本土復帰（沖縄返還）
		9.29	田中首相が訪中し日中国交正常化の共同声明
10.17	水源地域対策特別措置法公布	2.14	円が変動相場制へ移行
		10.6	第一次石油危機
		11.1	仙台市中央卸売市場開設
4.15	厚生省に水道環境部発足		

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
昭和	49年（1974）	9.24	青下水源管理所職員2名、国見系苦地取水地で大雨に伴う取水調整作業中殉職
		12.4	仙台市水道問題調査会設置
		12.27	【旧宮城町】向郷六地区簡易水道事業創設認可（計画給水量500㎡）
		—	【旧泉市】鹿島地区簡易水道を水道に統合
	50年（1975）	3.31	【旧泉市】水道事業第一次拡張事業竣工（総事業費9億8,000万円）
		4.1	第四次拡張事業、茂庭浄水場全面通水（1日最大200,000㎡）
		4.1	【旧宮城町】新川別荘簡易水道事業創設認可（計画給水量105㎡）
		4.7	仙台市水道問題調査会答申
		4.21	中原浄水場改良工事着工（浄水場増補事業による改良工事）
		6.30	水道料金等改定に関する公聴会開催（市議会特別委員会）
		8.1	水道料金改定（改定率38.7%）、開発負担金制度創設
		10.7	愛宕橋付近φ400mm配水管破裂
		11.5	【旧宮城町】定義地区簡易水道事業変更認可（取水地点変更等）
		12.1	七ヶ宿ダム関連広域水道問題調査会設置
		12.9	北赤石地区給水開始
—		【旧泉市】泉ヶ丘ニュータウン簡易水道を水道に統合	
51年（1976）	1.－	寒波による水道管の凍結・破損（4,173件）	
	3.24	折立地区（団地を除く）給水開始	
	4.11	【旧宮城町】小豆田地区簡易水道事業創設認可（計画給水量67.5㎡）	
	6.16	【旧宮城町】向田地区簡易水道事業変更認可（計画給水量525㎡への増等）	
	6.25	仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する覚書（財政負担）を締結	
	6.29	【旧秋保町】馬場・長袋地区簡易水道事業変更認可（給水区域拡張）	
	8.20	仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する協定（供給方式の基本事項）締結	
	8.23	水道展開催（於市役所1階ロビー）（8.28終了）	
	9.4	【旧秋保町】野尻地区簡易水道事業変更認可（取水地点変更）	
	9.14	宮城町と「仙台市中原浄水場水道施設の使用等に関する基本協定書」調印	
	11.4	【旧宮城町】小豆田地区、第三松ヶ丘地区簡易水道事業を廃止	
	11.5	国見浄水場の給水能力増加に伴う水利使用変更許可	
	11.5	【旧宮城町】中原浄水場への浄水処理委託に伴う水利使用許可	
	11.5	【旧宮城町】愛子地区水道事業創設認可（計画1日最大4,500㎡）	
	11.15	仙台市節水問題審議会設置	
	11.22	【旧宮城町】新川住宅地簡易水道事業創設認可（計画1日最大300㎡）	
	12.30	寒波対策本部設置（昭和52.2.22解散）受付件数16,850件	
	52年（1977）	2.14	大倉ダムに係るダム使用権変更許可（国見浄水場分）（最大取水量日量100,000㎡）
3.－		宮城県が広域的水道整備計画書（南部水道広域圏）を策定	
3.25		第四次拡張事業費207億7,000万円に変更	
3.28		仙台市節水問題審議会「節水問題推進の方策に関する提言」を答申	
4.1		水道料金改定（改定率18.8%）	
4.1		中原浄水場（宮城町分含む1日最大35,240㎡）落成記念式挙行	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
		4.1	東北自動車道岩槻～仙台南インターチェンジ間開通
		9.9	仙台市民ギャラリー開館
		11.3	宇和島市（愛媛県）と歴史姉妹都市提携
		3.31	仙台市電50年間の歴史に幕
6.23	水道法一部改正（広域的水道整備計画の策定、簡易専用水道の管理等を定める）	12.15	東北新幹線開通に備え、現仙台駅が開業（第六代）

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
昭和	52年（1977）	4.30	【旧宮城町】みやぎ台水道事業創設認可（計画1日最大2,400m ³ ）
		5.28	【旧宮城町】赤坂地区簡易水道事業創設認可（計画1日最大194m ³ ）
		10.21	第四次拡張事業竣工式挙行
		11.5	【旧宮城町】大倉ダムに係るダム使用権設定（最大取水量日量5,000m ³ ） （大倉ダム大倉川上流灌漑・農業用水の一部転用）
		—	【旧泉市】松森団地専用水道を水道に統合
	53年（1978）	3.—	第四次拡張事業竣工
		4.1	給与計算の電算移行
		5.15	第五次拡張事業認可（広域水道受水・計画1日最大279,300m ³ 、国見浄水場増強等、 事業費390億円、工期 昭和53年度～平成元年度）
		5.—	第五次拡張事業起工
		6.6	【旧泉市】七北田ダム起工式
6.12		宮城県沖地震発生、震害対策本部設置（7.14解散）	
6.26		宮城県沖地震に伴う水道料金の減免（全壊世帯に対し基本料金1か月分減免等）を決定	
7.31		宮城県湯水対策連絡会設置（8.21解散）	
9.20		【旧宮城町】みやぎ台水道事業変更認可（計画1日最大3,000m ³ への増等）	
10.25		第47回日本水道協会全国総会開催（於県スポーツセンター）	
54年（1979）	1.22	渇水対策本部設置（第一次給水制限10%）（旧東北地方建設局）（4.16解散）	
	2.13	【旧泉市・宮城町】泉市から宮城町への分水に関する覚書締結	
	2.27	給水制限を4%に緩和	
	5.24	【旧宮城町】向田地区、郷六地区、向郷六地区、赤坂地区簡易水道事業、 愛子地区、みやぎ台水道事業を統合するための廃止許可	
	5.25	【旧宮城町】宮城町水道事業創設認可（計画1日最大12,230m ³ ）	
	5.26	中原補充貯水池竣工式（有効容量貯水量330,000m ³ ）挙行	
	6.1	水道展開催（於ジャスコ仙台店）（6.7終了）	
	8.9	【旧泉市】水道事業第三次拡張事業変更認可 （給水区域拡張、広域水道受水・計画1日最大26,400m ³ 、総事業費235億円）	
	10.29	第五次拡張事業起工式挙行	
	11.9	財団法人仙台市水道サービス公社設立	
12.26	仙台市、川崎町間の水利権と受水量との振替覚書を締結（3,900m ³ ）		
55年（1980）	1.31	仙南・仙塩広域水道用水供給事業実施に関する覚書等の変更に関する覚書を締結 （川崎町受水量3,900m ³ を仙台市に振り替え計283,200m ³ ）	
	1.31	七ヶ宿ダム水源地域整備事業の経費負担に関する協定締結	
	4.1	【旧泉市】南光台簡易水道を水道に統合	
	7.12	富田浄水場（1日最大44,000m ³ ）落成記念式挙行	
	9.30	【旧秋保町】馬場・長袋地区簡易水道事業変更認可（給水区域拡張）	
	—	【旧泉市】天ヶ沢地区、根白石地区簡易水道を水道に統合	
56年（1981）	2.16	広域水道に関する送配水管等の共同工事の施工に関する協定調印	
	4.1	水道料金改定（改定率28.1%）	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
10.—	第12回水道国際会議が京都で開催	6.12	M7.4の宮城県沖地震発生
		1.17	第二次石油危機
		11.3	仙台市歴史民俗資料館開館
		11.30	瑞鳳殿再建
		7.1	仙台市立病院が清水小路に移転
		10.27	長春市（中国）と友好都市提携
3.25	トリハロメタン対策通達	4.1	仙台市戦災復興記念館開館
		5.7	仙台市地下鉄南北線工事着工

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
昭和	56年（1981）	4.1	水道加入金改定（改定率22.9%）、開発負担金改定（改定率28.6%）
		4.1	国見浄水場10,000㎡の給水能力増強（昭和51.11.5水利使用変更許可）
		4.20	【旧宮城町】宮城町水道事業給水開始
		10.7	【旧宮城町】作並地区簡易水道事業変更認可（浄水方法変更）
	57年（1982）	2.15	名取川頭首工の建設事業の実施に関する協定の締結
		5.1	利府町と分水契約解約による分水中止
		5.24	水質検査センター開所式挙行
		10.22	給水開始60周年記念水道展開催（於ダイエー仙台店）（10.26終了）
		12.1	【旧宮城町】熊ヶ根地区簡易水道水源として水利使用許可（大倉ダム下倉灌漑・農業用水の一部転用による）
	58年（1983）	3.18	【旧泉市】水道事業第四次拡張事業認可取得、着工（宮床ダム水源・計画1日最大10,000㎡、事業費70億円）
		4.1	【旧泉市】福岡浄水場・取水場完成、七北田川暫定取水による一部通水開始
		5.26	日本海中部地震被災地へ応援部隊派遣
7.11		【旧宮城町】熊ヶ根地区簡易水道事業創設認可（計画一日最大1,185㎡）	
10.1		【旧泉市】七北田ダム試験湛水開始	
10.ー		水道使用状況実態調査実施（～11月）	
11.1		七ヶ宿ダム起工式	
11.4		【旧宮城町】宮城町水道事業変更認可（給水区域拡張）	
59年（1984）	1.19	第一次寒波 寒波対策本部設置（1.30解散）	
	2.8	第二次寒波 寒波対策本部設置（2.23解散） 第一次・第二次合わせて修繕件数約24,000件	
	3.15	第五次拡張事業計画一部変更（事業費450億円、工期平成10年度迄）	
	9.1	【旧宮城町】宮城町水道事業変更認可（吉成地区水道事業の統合、給水区域拡張、広域水道受水・計画一日最大8,000㎡（最終22,300㎡））	
	10.1	局報創刊	
	10.25	【旧泉市】七北田ダム竣工式	
	10.30	釜房ダムに係るダム使用権設定（富田分・最大取水量日量24,000㎡）（名取川左岸木流堀農業用水の一部転用による）	
	12.28	名取川水利権新たに取得（富田浄水場24,000㎡の給水能力増加）	
60年（1985）	1.4	営業関係電算オンライン開始	
	2.25	【旧泉市・宮城町】泉市から宮城町への分水契約締結（4.1分水開始）	
	3.29	【旧宮城町】新川地区簡易水道事業創設認可（新川別荘、新川住宅地簡易水道の統合、新たに新川地区を給水区域に編入、計画給水量148㎡）	
	4.1	【旧泉市】七北田ダム水源供給開始により福岡浄水場全面通水（計1日最大55,000㎡）	
	5.1	組織変更 1室4部16課46係	
	5.27	青下水源地・茂庭浄水場が厚生省「水道百選」に選定	
	7.4	【旧泉市】泉市工業用水道事業届出（8.30施設基準適合通知）	
	8.23	濁水対策連絡会議（事務局浄水管理課）	
	8.24	旧東北地方建設局 濁水対策本部設置（9.6解散）	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
		5.8	白老町（北海道）と歴史姉妹都市提携
		8.4	仙台駅前にペDESTリアンデッキ完成
4-12.25	自治省が高料金水道特別債を制度化 環境省がチッ素、リン環境基準制定	6.23	東北新幹線大宮駅～盛岡駅間開通
8.10	環境庁が地下水汚染実態調査結果によるトリクロロエチレン等汚染公表	5.26	M7.7の日本海中部地震発生
6.16	厚生省が「おいしい水研究会」設置	9.1	仙台市体育館開館
		3.14	東北新幹線上野駅乗入れ
		4.27	伊達政宗公没後350年祭青葉まつり開催（～6.2）

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
昭和	60年（1985）	11.10	水道使用者の意識調査実施（11.20終了）
	61年（1986）	3.31	【旧泉市】水道事業第三次拡張事業竣工（総事業費223億1,600万円）
		4.1	水道料金の集金制廃止
		4.1	水道局職員の厚生省への派遣開始
		5.1	【旧泉市】工業用水道事業一部給水開始
		6.2	「絵で見る水道コーナー」（於茂庭浄水場）開設
		8.20	仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会結成
	62年（1987）	3.26	財団法人水道技術振興センター設置
		6.6	近代水道100周年・仙台市水道給水開始65周年記念文化講演会開催（講師 橋田壽賀子氏）
		11.1	宮城町と合併、水道事業及び簡易水道事業（作並、新川、定義、熊ヶ根（建設中））を引き継ぐ — 広報紙「仙台の水道H ₂ O」配布開始
	63年（1988）	2.29	第五次拡張事業計画認可一部変更（宮城町合併に伴う統合認可）
		3.1	泉市と合併、水道事業及び工業用水道事業を引き継ぐ
		3.1	秋保町と合併、簡易水道事業（湯元、馬場・長袋、滝原、野尻）を引き継ぐ
3.31		非常用飲料水貯水槽（100m ³ ）を初めて設置（扇町一丁目公園）	
5.12		熊ヶ根簡易水道事業給水開始	
平成	元年（1989）	2.8	定義地区簡易水道事業変更認可（計画給水量296m ³ への増等）
		4.1	水道料金等に消費税を転嫁（税率3%）
		7.29	グリーンフェアせんだいに「水の広場」出展（10.16終了）
2年（1990）	2.1	給水装置工事資金融資あっせん制度開始	
	3.9	熊ヶ根地区簡易水道事業変更認可（取水地点変更等）	
	3.20	水道局庁舎落成式挙行（於南大野田）	
	3.31	第五次拡張事業計画認可一部変更（泉市合併に伴う統合認可、秋保湯元簡易水道の統合認可）	
	4.1	水道局本庁舎が南大野田に移転	
	4.1	仙南・仙塩広域水道用水供給事業より受水開始	
	4.1	組織変更 5部22課4所63係	
	4.1	湯元地区簡易水道事業を水道事業に編入	
	4.17	滝原地区簡易水道事業変更認可（給水区域拡張等）	
	5.1	水道料金改定（改定率18.6%）	
	5.1	水道加入金改定（改定率20.8%）、開発負担金改定（改定率25.9%）	
6.19	宮床ダム起工式		
3年（1991）	5.1	12大都市水道局災害相互援助に関する覚書（現19大都市水道局災害相互応援に関する覚書）締結	
	10.22	七ヶ宿ダム竣工式	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
12.26	水道法一部改正（簡易専用水道に係る知事権限の保健所設置首長への委任）	3.1	仙台市博物館新築開館
		12.12	第1回SENDAI光のページェント開催
9.4	水道法一部改正（水道施設の整備にNTT株式の売却収入による無利子貸付金を導入）	1.4	NHK大河ドラマ「独眼竜政宗」が放送開始
		3.20	仙台市婦人文化センター（現エル・パーク仙台）開館
		4.1	国鉄が分割・民営化されてJR発足
		7.15	仙台市地下鉄南北線開業
		7.18	'87未来の東北博覧会開催（～9.28）
3.1	泉市、秋保町が仙台市と合併	11.1	宮城町が仙台市と合併
		3.1	泉市、秋保町が仙台市と合併
2.1	厚生省が水道法制定100周年記念式典を開催	1.7	昭和から平成に改元
		4.1	消費税導入（税率3%）
		4.1	政令指定都市としてスタート（人口896,238人）
		4.1	仙台市制100周年
		7.29	'89グリーンフェアせんだい開催（～10.16）
		11.9	ベルリンの壁崩壊
7.1 9.27	宮城インターハイ開幕 現仙台市科学館開館	4.6	初の国際定期便仙台～ソウル線就航
		7.1	宮城インターハイ開幕
		9.27	現仙台市科学館開館
6.1	厚生省がふれっしゅ水道計画を策定	3.17	第1回仙台ハーフマラソン大会開催
6.20 9.1	東北新幹線東京駅乗入れ 仙台国際センター開館	6.20	東北新幹線東京駅乗入れ
		9.1	仙台国際センター開館

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
平成	3年（1991）		
	4年（1992）	2.17	工業用水道事業変更届の施設基準適合通知
		3.19	仙南・仙塩広域水道の緊急時における受水市町相互応援給水に関する協定締結
		3.30	仙台市水道事業基本計画策定（平成4年度～平成12年度）
		4.1	3階建て建築物直結給水開始
	5年（1993）	3.11	富谷町（現富谷市）と災害時相互応援給水に関する協定
		4.1	組織変更 4部20課4所58係
		4.1	工業用水道料金改定（改定率16.0%）
		5.30	給水開始70周年記念フェア開催（於市役所前市民広場）
		8.6	水道記念館開館
		9.1	定義地区、熊ヶ根地区簡易水道事業を廃止し、大倉地区簡易水道事業認可（計画給水人口 2,150人、一日最大給水量 1,450m ³ ）
		9.1	野尻地区、滝原地区、馬場・長袋地区、作並地区、新川地区簡易水道事業を廃止し、秋保・作並地区簡易水道事業認可（計画給水人口 4,400人、一日最大給水量 6,090m ³ ）
		10.26	青葉区宮町郵便局前φ400mm配水管破裂（約5,000戸断水）
		11.1	写真集「仙台市水道70周年のあゆみ」発刊
	6年（1994）	3.26	湯元浄水場休止
		3.31	仙台市工業用水道事業廃止（宮城県に事業譲渡）
		4.1	仙南・仙塩広域水道用水供給料金改定（増額改定）
		5.1	水道料金改定（改定率27.7%）、水道加入金改定（改定率29.0%）
		5.17	第45回全国水道研究発表会開催（於仙台国際センター）（5.19終了）
		7.27	渇水対策連絡会を設置（事務局施設課 9.13解散）
		7.28	旧東北地方建設局 渇水対策本部設置（9.20解散）
		7.28	宮城県 渇水対策連絡会議設置（9.13解散）
	7年（1995）	1.18	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）に伴う給水応援派遣（神戸市～第七次 3.11終了）
		1.23	兵庫県南部地震に伴う復旧応援派遣（西宮市・宝塚市～第三次 2.9終了）
	8年（1996）		
	9年（1997）	4.1	消費税率の変更等に伴う水道料金等の改定（税率3%→5%）
		12.24	釜房ダム水利権の川崎町への振替に係る水利使用変更許可（△3,900m ³ ）
	10年（1998）	3.23	宮床ダム竣工式
		3.26	秋保・作並地区簡易水道事業変更認可（給水区域の拡張等）
		4.1	水道料金改定（改定率13.6%）、水道加入金改定（改定率12.9%）
		4.1	水道料金の非課税・生活保護世帯への減免開始
		4.1	釜房ダムに係るダム使用权変更許可（茂庭分・最大取水量日量196,100m ³ ）

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
		9.15	第1回定禅寺ストリートジャズフェスティバル開催
12.21	厚生省が水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令を公布	7.15	仙台市地下鉄南北線泉中央駅まで延伸
		5.15	日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）開幕
3.4	水道水源保全二法（水道水源特別措置法・水道原水保全事業法）公布	11.1	プロサッカークラブチーム「ブランメル仙台」（現ベガルタ仙台）発足
		1.17	M7.3の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生
		8.6	仙台七夕まつり戦後50回目の開催
6.26	水道法一部改正（指定給水装置工事事業者、指定試験機関）	11.2	地底の森ミュージアム開館
12.20	水道法施行規則一部改正（給水装置工事主任技術者資格関係）		
3.19	給水装置の構造及び材質基準に関する省令を公布	4.1	消費税率が3%から5%に引き上げ
		6.1	仙台スタジアム開設
		7.19	国際ゆめ交流博覧会開催
		8.29	ダラス市（アメリカ）と国際友好都市提携
		2.7	長野冬季オリンピック開幕
		3.5	長野パラリンピック開幕
		3.20	仙台市情報・産業プラザ開館
		6.10	サッカーW杯フランス大会開幕、日本初出場

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
平成	11年（1999）	6.7	青下第一ダムなど12の水道施設が登録有形文化財に登録
		9.10	宮床ダム取水開始（福岡浄水場、1日最大10,000m ³ ）
		11.1	5階建てまで直結給水、10階建てまで直結増圧給水開始
		11.9	名取川水利権（湯元浄水場分）変更許可（富田浄水場5,220m ³ の給水能力増加）
		12.31	コンピュータ西暦2000年問題対策本部設置（平成12.1.1 解散）
	12年（2000）	3.－	第五次拡張事業竣工
		3.30	仙台市水道事業基本計画策定（平成12年度～平成21年度）
		4.1	組織変更 2部17課51係
		4.1	財団法人仙台市水道技術振興センターを財団法人仙台市水道サービス公社に統合
		8.17	第五次拡張事業完成記念式典挙行
		12.13	寒波による水道管の凍結・破損（～2.25までに修繕件数6,322件）
		12.28	大倉地区簡易水道事業廃止許可
	13年（2001）	2.－	引越し繁忙期休日受付開始
2.16		仙台市水道事業変更認可（簡易水道の統合等）	
3.31		大倉地区簡易水道事業廃止	
3.31		秋保・作並地区簡易水道事業廃止	
4.1		大倉地区簡易水道事業、秋保・作並地区簡易水道事業を水道事業と統合して、仙台市水道事業として一元化	
4.1		仙南・仙塩広域水道用水供給料金改定（増額改定）	
4.19		定義浄水場休止	
8.9		仙台市水道事業変更認可（野尻浄水場、滝原浄水場の浄水方法の変更）	
14年（2002）			
15年（2003）	7.23	給水開始80周年記念水道記念館フェア開催（7.27終了）	
	7.26	宮城県北部地震給水応援派遣（河南町・鹿島台町～第四次 7.30終了）	
	7.29	宮城県北部地震復旧応援派遣（河南町 第一次 7.29終了）	
16年（2004）	4.1	検針・計量業務委託開始	
	6.11	中原浄水場・国見浄水場・富田浄水場・茂庭浄水場・熊ヶ根浄水場・福岡浄水場に係る水利権の更新時期を統一（水利権の一元化）	
	6.30	湯元浄水場廃止	
	10.24	新潟県中越地震給水応援派遣（長岡市～第三次 11.3終了）	
	10.26	新潟県中越地震復旧応援派遣（長岡市 第一次 11.2終了）	
	12.1	水道料金のコンビニエンスストアでの収納取扱い開始	
17年（2005）	3.30	仙台市水道事業中期経営計画策定（平成17年度～平成21年度）	
	4.1	鉛給水管解消の助成制度開始	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
7.16	地方分権一括法案成立に伴う水道法の一部改正	3.28	仙台文学館開館
		5.11	仙台市の人口100万人を超える
2.23	水道施設の技術的基準を定める省令を公布	5.13	るーぶる仙台運行開始
		6.30	市民活動サポートセンター開館
		3.11	JR仙石線あおば通駅開業
3.27	水質基準に関する省令の一部を改正する省令を公布	1.6	省庁再編、1府12省庁制開始
		1.26	せんだいメディアテーク開館
		2.12	仙台開府400年記念式典開催
		5.12	第1回仙台国際音楽コンクール開催（～6.9）
		9.11	アメリカで同時多発テロ発生
		11.18	ベガルタ仙台がJ1昇格決定
		8.25	光州広域市（韓国）と国際姉妹都市提携
12.1	住民基本台帳ネットワーク本格稼働 東北新幹線八戸駅まで延伸		
7.22	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を告示	5.26	M7.1の宮城県沖地震発生
		7.26	M6.4の宮城県北部地震発生
		8.27	仙名城跡国史跡指定
		9.25	第1回仙台カップ・国際ユースサッカー大会開催（～9.28）
6.1	厚生労働省が「水道ビジョン」を公表	10.23	M6.8の新潟県中越地震発生
		10.29	プロ野球新球団「東北楽天ゴールデンイーグルス」発足
8.16	オウル市（フィンランド）と産業振興協定締結	8.16	M7.2の宮城県沖地震発生
		11.3	

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦	月日	事項
平成	17年（2005）	12.12	引越し受付業務委託開始
	18年（2006）	4.1	15階建て（200戸）程度まで直結増圧給水開始
		4.1	富田浄水場休止
		4.1	仙南・仙塩広域水道用水供給料金改定（増額改定）
		6.26	国際貢献の一環として海外研究員受入れ開始
		11.28	水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）認定取得
	19年（2007）	1.29	水道局コールセンターを開設し、引越し受付業務を一部拡大
		1.29	水道局ホームページに水道の使用開始・廃止受付のインターネット申込ページを開設
		3.28	札幌市水道局と仙台市水道局の合同防災訓練に関する覚書締結
		4.1	新川浄水場休止
	20年（2008）	4.1	「水道メーター検針・計量業務」「水道開栓・閉栓業務」「水道料金等収納業務、給水停止などの未納整理業務」の3業務を包括的に委託
		5.28	第59回全国水道研究発表会開催（於仙台国際センター）（5.30終了）
6.14		岩手・宮城内陸地震災害に伴う給水応援派遣（栗原市・大崎市 6.23終了）	
11.7		仙台市水道事業基本計画（平成22年度～平成31年度）検討委員会設置（平成21.12.4解散）	
21年（2009）	4.1	組織変更 3部15課41係	
	9.8	水利権の一括更新許可（許可期限：平成31.3.31）	
22年（2010）	3.23	東京都水道局と仙台市水道局の合同防災訓練に関する覚書締結	
	3.30	仙台市水道事業基本計画策定（平成22年度～平成31年度）	
	3.30	仙台市水道事業中期経営計画策定（平成22年度～平成26年度）	
	4.1	仙南・仙塩広域水道用水供給料金改定（減額改定）	
	11.28	水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）認定更新	
23年（2011）	3.11	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生（14時46分）災害対策本部設置、最大断水戸数：約23万戸	
	3.24	東日本大震災に伴う水道料金の減免（基本料金1か月分免除等）を決定	
	4.1	給水装置関連業務第三者委託開始	
	4.11	東日本大震災に伴う給水応援派遣（石巻地方広域水道企業団・多賀城市・南三陸町・陸前高田市 7.31終了）	
	5.23	東日本大震災に伴う復旧応援派遣（石巻地方広域水道企業団 7.8終了）	
24年（2012）	6.1	「東日本大震災仙台市水道復旧の記録」発行	
	11.20	新潟市水道局と仙台市水道局の災害相互応援に関する覚書締結	
	12.13	東日本大震災で被災・解体した荒巻配水所旧管理事務所の登録有形文化財の登録を抹消	
25年（2013）	3.22	仙台市水道事業計画変更届出（浄水方法変更）	
	3.31	東日本大震災災害対策本部廃止	
	7.23	山形県内での梅雨前線による豪雨災害に伴う給水応援派遣（上山市・寒河江市 7.27終了）	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事項	月日	事項
		11.5	プロバスケットチーム「仙台89ERS」初ゲーム
		1.20	台南市（台湾）と交流促進協定締結
		3.23	荒川静香選手金メダルおめでとう記念式開催
		10.10	仙台ナンバー交付開始
		11.1	仙台市地下鉄東西線本体工事着工
		3.18	仙台空港アクセス鉄道開業
		7.16	M6.8の新潟県中越沖地震発生
4.1	水質基準に関する省令を改正施行（塩素酸の水質基準を0.6mg/ℓ以下に設定）	6.14	M7.2の岩手・宮城内陸地震発生
		7.1	仙台市天文台が錦ヶ丘に移転
		10.1	仙台・宮城ディスティネーションキャンペーン開幕
4.1	水質基準に関する省令を改正施行（有機物（全有機炭素（TOC）の量）の水質基準を3mg/ℓ以下に強化）	4.1	仙台青陵中等教育学校、仙台大志高等学校創立
		4.1	仙台商業高等学校と仙台女子商業高等学校が統合し、仙台商業高等学校となる
7.ー	厚生労働省が「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を作成・公表	6.11	新型インフルエンザ流行、世界保健機構（WHO）がパンデミックと判定
4.1	水質基準に関する省令を改正施行（カドミウム及びその化合物に係る水質基準を0.003mg/ℓ以下に強化）	9.25	日本APEC第3回高級実務者会合等を開催（～9.26）
		12.4	東北新幹線新青森駅まで延伸
4.1	水質基準に関する省令を改正施行（トリクロロエチレンに係る水質基準を0.01mg/ℓ以下に強化）	3.11	M9.0の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生
		7.16	東北六魂祭開催（～7.17）
		11.30	仙台市震災復興計画策定
		2.10	復興庁発足
		5.22	東京スカイツリー開業
		10.13	ねんりんピック宮城・仙台2012開催
3.29	厚生労働省が「新水道ビジョン」を策定	6.19	国宝「慶長遣欧使節関係資料」がユネスコ記憶遺産登録
		7.17	平成25年7月山形豪雨により被害発生
		10.16	伊豆大島を中心に台風第26号により被害発生

年表

年(西暦)		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事項
平成	25年(2013)	7-	給水開始90周年記念イベント開催(～10月)
	26年(2014)	4.1	消費税率の変更等に伴う水道料金等の改定(税率5%→8%)
		4.1	仙台市水道修繕受付センター開設
		4.1	地元密着型水道修繕登録店制度運用開始
		4.1	水道水ボトルウォーター「ごくり◇さらり せんだい」事業開始
		11.28	水道水質検査優良試験所規範(水道G L P)認定更新
	27年(2015)	3.14	第3回国連防災世界会議が仙台市で開催、パブリック・フォーラムに参加(宮城県管工業協同組合と屋外展示イベント共催(3.14～3.15開催)、シンポジウム開催(3.18))
		3.30	仙台市水道事業中期経営計画策定(平成27年度～平成31年度)
		4.1	水道局職員の被災地(気仙沼市、石巻地方広域水道企業団)への派遣開始
		4.1	仙南・仙塩広域水道用水供給料金改定(減額改定)
		4.1	青下第一ダムのダムカード配布開始
		10.14	第9回日米台水道地震対策ワークショップ開催(仙台市水道局本庁舎)(10.16終了)
28年(2016)	4.25	熊本地震に伴う復旧応援派遣(熊本市～第二次5.13終了)	
	7.31	富田浄水場廃止	
	9.6	平成28年台風第10号災害に伴う給水応援派遣(岩手県野田村～第二次9.13終了)	
	11.17	堺市上下水道局と仙台市水道局の合同水道防災訓練に関する覚書締結	
	11.29	東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業者としての活動に関する覚書(現東京都水道局と仙台市水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書)締結	
29年(2017)	4.1	仙台市水道記念館リニューアル完了	
	10.1	クレジットカード決済による水道料金の支払いサービスを開始	
	10.1	水道の基本料金に日割計算を導入	
30年(2018)	1.29	新潟市寒波に伴う給水応援派遣(2.2終了)	
	3.9	多賀城市配水管漏水に伴う給水応援派遣(3.9終了)	
	7.14	平成30年7月豪雨に伴う復旧応援派遣(愛媛県宇和島市～第四次8.8終了)	
	11.28	水道水質検査優良試験所規範(水道G L P)認定更新	
	11.30	仙台市水道事業基本計画(令和2年度～令和11年度)検討委員会設置(～令和2.3.31)	
31年(2019)	1.25	札幌市・仙台市災害時相互応援強化に係る人事交流に関する協定締結	
	4.1	札幌市との人事交流(職員の相互派遣)開始	
令和	元年(2019)	10.1	消費税率の変更等に伴う水道料金等の改定(税率8%→10%)
		10.14	令和元年東日本台風に伴う給水応援派遣(丸森町・いわき市・相馬地方広域水道企業団11.2終了)
		11.5	札幌市と仙台市との情報連絡調整担当水道事業者としての活動に関する覚書(現札幌市水道局と仙台市水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書)締結
	2年(2020)	1.15	おふろ部(水道水の有効利用等促進事業)の実施に関する協定を(株)ノーリツ及び東北福祉大学と締結

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事項	月日	事項
		11.24	東北楽天ゴールデンイーグルス日本一記念バレード開催
4.1	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令が改正施行	4.26	羽生結弦選手金メダル記念バレード開催
		4.1	消費税率が5%から8%に引き上げ
4.1	水質基準に関する省令を改正施行(亜硝酸態窒素(基準値0.04mg/ℓ)を追加)	7.21	仙台市泉岳自然ふれあい館開館
		8.19	仙台子ども体験プラザElem開館
		8.20	広島県を中心に平成26年8月豪雨により被害発生
		11.1	仙台市立病院があすと長町に移転
4.1	水質基準に関する省令を改正施行(ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸を各0.03mg/ℓ以下に強化)	3.14	第3回国連防災世界会議が仙台で開催(～3.18)
		4.1	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ設立
10.1	厚生労働省健康局水道課が医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課になる	9.9	平成27年9月関東・東北豪雨により被害発生
		10.23	マイナンバー(個人番号)の通知開始
		12.6	仙台市地下鉄東西線開業
1.26	総務省が全国都道府県・指定都市の公営企業に「経営戦略」策定を要請	2.13	せんだい3.11メモリアル交流館開館
		3.26	北海道新幹線新青森駅～新函館北斗駅間開通
4.1	水道法施行令が改正施行(厚生労働省が水道の認可権限を都道府県に移譲)	4.14	M6.5、M7.3の熊本地震発生、史上初めて震度7を2度観測
		5.20	G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議開催
		8.30	北海道・東北地方で台風第10号により被害発生
		10.26	国勢調査発表で日本の人口が初の減少
7.11	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課が医薬・生活衛生局水道課となる	4.30	震災遺構、仙台市立荒浜小学校公開
		6.10	東北絆まつり開催(～6.11)
		7.5	平成29年7月九州北部豪雨により被害発生
		11.25	世界防災フォーラム/防災ダボス会議2017開催
12.12	水道法一部改正(広域連携の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善)	4.22	羽生結弦選手金メダル記念バレード開催
		6.28	西日本を中心に平成30年7月豪雨により被害発生
		7.8	海岸公園全面開園
		9.6	M6.7の北海道胆振(いぶり)東部地震発生
		4.1	市制施行130周年、政令指定都市移行30周年
5.29	水道施設の技術的基準を定める省令を一部改正	5.1	平成から令和に改元
		10.1	消費税率が8%から10%に引き上げ
		10.12	関東・東北地方を中心に令和元年東日本台風により被害発生
		11.9	世界防災フォーラム/防災ダボス会議2019開催
		11.30	東部復興道路(かさ上げ道路)開通
3.25	水質基準に関する省令を改正	1.31	イギリスがヨーロッパ連合(EU)から離脱

年表

年（西暦）		仙台市水道局	
元号	和暦・西暦	月日	事 項
令和	2年（2020）	1.16	青下の杜プロジェクト（官民連携による水源かん養林保全育成事業）の実施に関する協定を協力企業9社と締結
		3.31	川崎町と仙台市の水道事業の連携に関する協定締結
		3.31	仙台市水道事業基本計画策定（令和2年度～令和11年度）
		3.31	仙台市水道事業中期経営計画策定（令和2年度～令和6年度）
		4.1	仙南・仙塩広域水道用水供給料金改定（減額改定）
		5.19	新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金の減免（基本料金2か月分免除等）を決定
		11.12	堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書締結
		3年（2021）	2.14
	2.18		緊急断水に伴う復旧応援派遣（塩竈市 2.19終了）
	3.23		塩竈市と共同浄水場整備に向けた計画策定に関する覚書締結
	4年（2022）	10.28	青下の杜プロジェクトの実施に関する協定を協力企業2社と締結
11.1		令和3年度日本水道協会全国会議開催（新型コロナウイルス感染症の影響で仙台参集開催をオンライン開催に変更）（令和4.3.31終了）	
11.30		水道水ボトルウォーター「ごくり◇さらり せんだい」事業終了	
4年（2022）	3.18	福島県沖地震に伴う給水応援派遣（美里町・涌谷町・角田市・山元町 3.20終了）	
	3-	仙台市水道局コミュニケーション戦略策定	

国内水道		仙台市、国内外の出来事	
月日	事 項	月日	事 項
		3.11	新型コロナウイルス感染症、世界保健機構（WHO）がパンデミックと判定
		7.4	九州地方で令和2年7月豪雨により被害発生
		2.13	M7.3の福島県沖地震発生
		7.23	東京オリンピックが開幕
		8.24	東京パラリンピックが開幕
		3.16	M7.4の福島県沖地震発生

索引

【あ行】

青下川	12
青下水源地	12. 40. 41. 43
青下ダム	12. 13. 40. 41
青下の杜プロジェクト	43
秋保町	20. 36
アセットマネジメント	29
荒巻配水所	10. 12
安養寺配水所	17
泉市	20. 30. 36
ウォーターくん	40. 44
大倉川	9. 13. 16. 17
大倉ダム	16. 17
おふろ部	41

【か行】

開発負担金	33. 34
鉤取山配水所	19
湯水	15. 31
仮設水槽	48
合併	11. 12. 13. 18. 20. 36
釜房ダム	18. 19
簡易水道(事業)	20. 21
緩速ろ過	11. 12. 14. 20
基本料金	32. 33. 34
給水区域	15. 21. 26. 27. 33. 39
給水戸数	13. 23. 32
給水人口	11. 12. 13. 14. 16. 19 20. 34
急速ろ過	17. 19. 20
共同溝	21

※[]内は略称

共同導水路	16. 17
緊急遮断弁	22. 44
国見浄水場	16. 17. 20. 21. 34. 42
熊ヶ根浄水場	51
計量制	11. 32
建設改良費	29. 34
建設省	30
減免	34
口径別料金体系	33
厚生省	26
厚生労働省	28. 29
国際協力機構[JICA]	50
国連防災世界会議	23. 49. 52

【さ行】

災害時給水栓	23. 28. 48
堺市	47
札幌市	46. 47. 50
塩竈(市)	16. 17. 18. 30
七ヶ宿ダム	20. 21. 30. 31
地元密着型水道修繕登録店制度	23. 37
従量料金	33
定義ダム	16
新型コロナウイルス感染症	34. 38. 39. 50. 51
震災対策情報発信プロジェクトチーム	49
新水道ビジョン	29
水源かん養林	43
水源保全	43
水質管理	42
水質検査センター	51
水道加入金	33

水道記念館	38. 40. 41
水道局コールセンター[コールセンター]	22. 27. 36. 37
水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)	22. 42
水道施設再構築構想	29
水道修繕受付センター[修繕受付センター]	23. 29. 37
水道ビジョン	28
水道フェア	38. 39
水道法	20. 29. 31. 42
政令指定都市	20. 26
節水	13. 14. 22. 27
仙台空襲	13. 14
仙台市給水条例[給水条例]	11. 32. 33. 34
仙台市水道サービス公社	27. 39. 46
仙台市水道事業基本計画[基本計画]	23. 26. 27. 28. 29. 38
仙台市水道問題調査会	33
仙台の水道 H ₂ O	39
仙台市臨時水道料金制度調査会	33
仙南・仙塩広域水道用水供給事業 [仙南・仙塩広域水道]	20. 21. 23. 26. 30. 34. 45
創設事業	9. 10

【た行】

第一次拡張事業	12. 13
第五次拡張事業	20. 21. 26
第三次拡張事業	15. 16. 18
第二次拡張事業	14. 15. 16
大年寺山配水所	14. 15
太平洋戦争	13. 16. 18
第四次拡張事業	18. 20. 33. 35
多系統化	20. 21. 23. 27. 48

※[]内は略称

ダムカード	41
断水	20. 23. 28. 34. 44. 45. 46. 48. 53
中央配水幹線	21
東京都	46. 47
東北地方建設局	18
富田浄水場	14. 15. 17. 20. 21. 22. 51
富谷市	30. 39

【な行】

内務省	8. 9
中島(鋭治)	8. 9
中原浄水場	9. 10. 11. 12. 14. 17. 20. 21. 34. 42
名取川	12. 14. 15. 16. 18
新潟市	47. 53
苦地	9. 16. 17
西尾虎太郎	8
21世紀に向けた水道整備の長期目標 [ふれっしゅ水道計画]	26
日米台水道地震対策ワークショップ	23
日本水道協会	8. 22. 42. 53
日本水道協会全国会議	49

【は行】

バルトン	8
阪神・淡路大震災	22. 44. 46
東日本大震災	23. 28. 34. 39. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 52. 53

索引

非常用飲料水貯水槽	22. 27. 44
広瀬川	8. 9. 12
広瀬川水管橋	19
普及率	11. 13. 26
福岡浄水場	20. 21. 42
粉末活性炭処理	42
放任制	11. 32
ホームページ	37. 41

【ま行】

水安全管理対応マニュアル	42
水運用	21. 23. 48
水不足	8. 11. 13. 14. 15. 16. 17. 30
みやぎ型管理運営方式	31
宮城県	16. 20. 23. 26. 30. 31. 34. 45
宮城県沖地震	20. 34. 44. 45. 46
宮城県管工業協同組合	39. 46. 53
宮城町	20. 30
宮床ダム	20. 21. 26
茂庭浄水場	19. 21. 42. 50. 51
杜の都の風土を守る土地利用調整条例	43

【や行】

四ツ谷用水	8
-------	---

【ら行】

料金改定	26. 32. 33. 34
臨時応急水源拡張工事	15

※[]内は略称

参考文献・写真提供

主な参考文献

- 仙台市水道応急拡張工事目論見書並付属書類(1948、仙台市水道部)
- 仙台市水道要覧(1955、仙台市水道・ガス事業局水道部)
- 仙台市水道大倉川水源拡張事業計画書(1958、仙台市水道局)
- 仙台市水道事業変更(第四次拡張)認可申請書(1966、仙台市水道局)
- 仙台市水道五十年史(1973、仙台市水道局)
- 1978年宮城県沖地震による被害とその対策の記録(1978、仙台市水道局)
- 水道制度百年史(1990、厚生省)
- 仙台市水道事業基本計画(平成4年度～平成12年度)(1992、仙台市水道局)
- 仙南・仙塩広域水道工事誌(1992、宮城県企業局)
- 仙台市水道事業基本計画(平成12年度～平成21年度)(2000、仙台市水道局)
- 水道ビジョン(2004、厚生労働省)
- 仙台市史通史編6近代 1(2008、仙台市)
- 仙台市史通史編7近代 2(2009、仙台市)
- 仙台市水道事業基本計画(平成22年度～平成31年度)(2010、仙台市水道局)
- 仙台市史通史編8現代 1(2011、仙台市)
- 東日本大震災 仙台市水道局復旧の記録(2012、仙台市水道局)
- 仙台市史通史編9現代 2(2013、仙台市)
- 宮城県企業局40年誌(2014、宮城県企業局)
- 水道のあらし第6版(2015、公益社団法人日本水道協会)
- 仙台市水道事業基本計画(令和2年度～令和11年度)(2020、仙台市水道局)
- 市政のしおり(2022、仙台市議会事務局)
- 水道事業統計年報(各年度、仙台市水道局)

写真提供

- 公益社団法人日本水道協会
- 仙台市戦災復興記念館
- 国土交通省東北地方整備局

※本書の作成については、仙台市、仙台市水道局所有の資料及び写真の他、国内自治体の文献も一部参考としています。

表紙の背景・写真について

背景…苦地取水口(中原浄水場系統)建設時の図面

写真上段…建設中の国見浄水場と現在の国見浄水場

写真中段…建設中の青下第一ダムと現在の青下第一ダム

写真下段…建設中の茂庭浄水場と現在の茂庭浄水場

編集後記

このたび、仙台市水道給水開始100周年の節目を記念し、これまで歩んできた道のりを「仙台市水道100年のあゆみ」として編纂いたしました。

本史は、通史・テーマ史・資料編・年表編で構成し、過去に発刊した「仙台市水道五十年史」や内部資料を中心に、事業の変遷をとりまとめました。また、制作にあたっては、これまで水道局が保管してきた貴重な写真の数々を掲載し、視覚的にも工夫を施しました。

私ども現職の職員にとりまして、拡張事業や災害からの復旧など、仙台市の水道が乗り越えてきた幾多の歴史に触れる経験になっただけにとどまらず、100年間のあゆみを経て、今日の本市水道事業が成り立っていることを重く受け止める機会となりました。私たちの担う責務の大きさを再認識するとともに、水道の礎を築き上げてきた先人たちに、敬意と感謝を表する次第です。これからも、安全で安心な仙台市の水道を支えていくため、職員一丸となって力を尽くしてまいります。

最後になりますが、この「仙台市水道100年のあゆみ」が本市水道事業のさらなる発展と飛躍への一助となることを願っております。

令和5年6月
仙台市水道局総務部総務課

仙台市水道100年のあゆみ

発行月 令和5年6月

編纂 仙台市水道局総務部総務課

編集・発行 仙台市水道局
仙台市太白区南大野田29番地の1
電話 022-304-0007

印刷・製本 株式会社 仙台紙工印刷

給水開始
100th

